

平成 29 年度

「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業

平成 29 年度

「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」

調査研究事業 報告書

平成 30（2018）年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所

目

次

序章 事業実施概要.....	1
1. 第Ⅰ部 「平成28年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析.....	3
(1) 事業の実施目的.....	3
(2) 事業概要.....	3
2. 第Ⅱ部 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関における虐待防止のあり方に関する検討	4
(1) 事業の実施目的.....	4
(2) 事業概要.....	5
3. 検討の実施体制.....	7
 第Ⅰ部 「平成28年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析.....	9
1. 調査の概要.....	11
2. 結果要旨.....	13
3. 調査結果（単純集計）	15
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	15
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等.....	25
(2)－1 市区町村における対応状況等	25
(2)－2 都道府県における対応状況等	27
(2)－3 虐待の事実が認められた事例について	29
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	35
(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等	35
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	36
4. 調査結果（詳細分析）	40
(1) 相談・通報件数に関する分析	40
(2) 養護者虐待事案の詳細分析	44
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析.....	56
5. 障害者虐待の未然防止に向けた自治体ヒアリング調査.....	72
 第Ⅱ部 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止のあり方等に関する検討	75
 第1章 障害者虐待防止法における虐待防止・対応の仕組み、附則第2条関係機関における虐待相当事案の防止にかかる規定・仕組み	77
1. 本事業における検討の範囲と対象の設定	78
2. 附則第2条機関における障害者虐待防止に係る現行制度の整理.....	81
(1) 附則第2条機関における障害者虐待防止に係る現行制度の整理の方法.....	81
(2) 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理	81

3. 附則第2条機関に関する障害者虐待防止に係る規定、仕組み	84
(1) 障害者虐待防止法上での位置づけ	84
(2) 障害者虐待防止法その他各法制度における、附則第2条関係機関での障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み	85
第2章 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止の状況に関する自治体アンケート調査 集計結果	91
1. 「障害者虐待対応状況調査」における、附則第2条関係機関に関する相談と対応	92
(1) 附則第2条関係機関に関する相談件数（経年比較）	92
(2) 附則第2条関係機関等に関する相談への対応状況（経年比較）	93
2. 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止の状況に関する自治体調査	94
(1) 事例調査	94
(2) 障害者虐待防止法で規定される各機関の長に義務付けられている「間接的防止措置」の実態及び自治体の取組状況に関する調査	96
第3章 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等に関するヒアリング調査	99
1. 附則第2条関係団体ヒアリング	100
(1) 調査実施概要	100
(2) 附則第2条関係団体ヒアリング要旨	101
2. 障害者団体ヒアリング	103
(1) 調査実施概要	103
(2) 障害者団体ヒアリング要旨	104
第4章 附則第2条に関する検討結果（まとめ）	107
結びに：本検討会での議論を終えて	116
参考資料	119
参考資料1 障害者虐待の経年比較	121
1. 養護者による障害者虐待	121
2. 障害福祉施設従事者による障害者虐待	124
3. 使用者による障害者虐待	130
4. 障害者虐待防止法に規定する以外の障害者虐待	131
5. 体制整備状況	133
参考資料2-1 附則第2条関係団体ヒアリング当日資料	135
参考資料2-2 障害者団体ヒアリング当日資料	151



序章 事業実施概要

1. 第Ⅰ部 「平成 28 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果の集計、分析

(1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行した。当法は先に施行されている「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成 12 年 11 月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年 10 月施行)」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成 18 年 4 月施行)」とは異なり、障害者に特有の問題に対応することを規定している。

①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第 3 条)

②使用者による障害者虐待(「以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条)

③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第 29 条、第 30 条、第 31 条)

④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号)

本事業では、厚生労働省が実施している「平成 28 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)や自治体ヒアリング調査等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止、重度化防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

①調査結果の集計、分析

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。

なお、本報告書第Ⅰ部で掲載している調査結果は、平成 29 年 12 月 27 日に厚生労働省より公表された「平成 28 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の「【参考資料 3】」と同一の内容である。

あわせて、法施行から毎年度実施している同調査の 4 年分の結果の経年比較、詳細分析を行った。

②自治体ヒアリング調査の実施

養護者による障害者虐待(「以下「養護者虐待」という。)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(「以下「施設従事者虐待」という。)における死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止に向けて、どのような取組や体制等が有効かを確認する目的で、平成 28 年度

「障害者虐待対応状況調査」で死亡事例を計上した自治体に対して、事例概要、自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組や自治体の体制、課題等について聞き取りを行った。

今年度は、養護者虐待による死亡事例について 1 件のヒアリング調査を実施した（平成 27 年度事業では、養護者虐待、施設従事者虐待ともに各 1 件の聞き取りを実施）。

2. 第Ⅱ部 障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関における虐待防止のあり方に関する検討

（1）事業の実施目的

障害者虐待防止法では、附則第 2 条において以下の規定がなされている。

附則抄（抜粋）

（検討）

第 2 条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後 3 年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関における虐待防止のあり方に関する検討を行うにあたり、以下のとおり前提を整理する。

①障害者虐待防止法第 3 条

障害者虐待防止法では「何人も障害者に対し、虐待してはならない」と規定している（第 3 条）。

これは当法に規定されている虐待類型（養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待）にとどまらず、障害者に対する虐待行為を禁止することを規定したものである。

※1：「養護者」とは：障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

※2：「障害者福祉施設従事者等」とは：「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

※3：「使用者」とは：障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

②障害者の権利や虐待に関する法制度の動向

平成 19 年 9 月、日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名して以降、障害者の権利や虐待に関する法制度の動向を概観すると、主に以下のようなものがあげられる（抜粋）。

- ・平成 22 年 6 月閣議決定 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」
- ・平成 23 年 8 月施行 改正障害者基本法
- ・平成 24 年 10 月施行 障害者虐待防止法
- ・平成 25 年 4 月施行 障害者総合支援法（障害者自立支援法の抜本改正。一部、平成 26 年 4 月施行。）
- ・平成 26 年 1 月批准 障害者の権利に関する条約（日本が批准）
- ・平成 28 年 4 月施行 障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法
- ・平成 29 年 4 月施行 改正児童虐待防止法、改正児童福祉法

こうした法や社会の動きをみると、生活のあらゆる場面で障害者の権利利益が守られ、一層の社会参加を進めていくことや、虐待を受けた人が虐待の発生から安定した社会の生活を送れるようになるまでの各段階における切れ目のない支援体制を構築していくことが、年々社会に要請されているといえる。

③障害者虐待防止法附則第 2 条における検討規定

障害者虐待防止法附則第 2 条では、以下の規定がなされている。

- ・法施行後 3 年を目途として検討を加えることが明示されている。
- ・障害者虐待防止法では、当法に規定されている虐待 3 類型のみを通報義務の対象としており、附則第 2 条に規定されている機関（以下、「附則第 2 条関係機関」という）のうち、「学校」、「保育所等」、「医療機関」については、障害者虐待防止法第 29 条から第 31 条でいわゆる「間接的防止措置」を明示するにとどまっている。しかし、障害者虐待防止法の運用実態をみると、上記①、②をふまえた対応ができていないのか不明なままである。

⇒そこで、本事業は、現行法の仕組みや運用実態を確認したうえで、障害者虐待防止法附則第 2 条の検討規定に関する現状と課題の整理、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策について検討することを目的に実施した。

（2）事業概要

①本事業における検討の範囲と対象の設定

障害者虐待防止法附則第 2 条で検討が必要なこととして求められている内容の整理及び当条文に関する先行文献の記述の整理をふまえ、本事業における検討の範囲と対象を設定した。

⇒本事業では、障害者虐待防止の実効性を高める方策の検討を目的に、学校、保育所等、医療機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点も含めて検討を行う。

②障害者虐待防止法、附則第2条関係機関における虐待防止・対応の仕組みに関する現状の整理

障害者虐待防止法附則第2条に関する実態把握として、法に規定する以外の障害者虐待に対する虐待防止についての仕組みとともに、附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事案にかかる規定・仕組みに関する現状の整理を行った。

③自治体アンケート調査の実施

附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事案に関する相談を受けていると想定される自治体（市町村及び都道府県の障害担当部署）に対し、実際に相談窓口で受けている附則第2条関係機関に関する相談概要や、担当部署の取組、法で規定されている「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられているいわゆる「間接的防止措置」の実態、それらに関する障害担当部署の取組状況や課題等を把握する目的で、アンケート調査を行った。

④団体ヒアリングの実施

附則第2条関係機関と関係のある団体（以下「附則第2条関係団体」という。）及び附則第2条に規定する各機関を利用等する団体（以下「障害者団体」という。）に対し、ヒアリングを実施した。

⑤検討委員会での検討

検討委員会を設置し、上記②～④の整理を行ったうえで、以下の点について検討を行った。

- ・障害者虐待防止法の通報義務の対象に附則第2条関係機関を含めることについての課題の整理
- ・既存の法制度において対応可能なことの検討
- ・障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策の検討

3. 検討の実施体制

本事業では、「平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」」に係る検討委員会を設置し、平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析を行うとともに、障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関における虐待防止のあり方に関する現状と課題の整理、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策に関する検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

「平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」」に係る検討委員会委員

※五十音順、敬称略

氏 名	所 属
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
志賀 利一	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画局研究部長
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）准教授
野村 政子	東都医療大学ヒューマンケア学部 講師
増田 公香	横浜市立大学 国際総合科学部 国際教養学系 社会関係論コース 教授

(◎委員長)

【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

**「平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」に係る検討委員会等
開催日程、議題等**

【検討委員会】

	日程	議題
第 1 回	平成 29 年 9 月 12 日	1. 事業概要の説明 2. 障害者虐待防止法附則第 2 条について (1) 障害者団体ヒアリング先の選定について (2) 平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」から、附則第 2 条に関する回答状況（速報）の報告 (3) 障害者虐待防止法附則第 2 条に係る論点について (4) 障害者虐待防止法附則第 2 条に関する意見交換
第 2 回	平成 29 年 10 月 23 日	1. 障害者団体ヒアリングのふりかえり 2. 障害者虐待防止法附則第 2 条に関する自治体アンケート及び都道府県アンケートの実施状況についての報告
第 3 回	平成 29 年 12 月 12 日	1. 「平成 28 年度障害者虐待対応状況調査」結果について 2. 障害者虐待防止法附則第 2 条自治体アンケート調査集計結果について 3. 障害者虐待防止法附則第 2 条関係団体ヒアリングについて 4. 本事業報告書（目次構成案）について
第 4 回	平成 30 年 2 月 19 日	1. 障害者虐待防止法附則第 2 条関係団体ヒアリングのふりかえり 2. 2 つのヒアリングでだされた意見をもとに、附則第 2 条関連の事業報告書（案）での取りまとめ方についての検討 3. 本事業報告書（目次構成案）について
第 5 回	平成 30 年 3 月 9 日	1. 本事業報告書（案）について

【団体ヒアリング】

	日程	主な質問内容
障害者団体ヒアリング	平成 29 年 10 月 23 日	- 各団体で受けている障害者虐待に関する相談の内容 - 附則第 2 条関係機関で障害者虐待防止を進めるにあたって課題と感じていること 等
附則第 2 条関係団体ヒアリング	平成 30 年 1 月 26 日	- 障害者虐待防止法第 29 条から第 31 条で規定されている「間接的防止措置」の取組状況 - 附則第 2 条関係機関における障害者虐待の実態把握の状況 - 附則第 2 条関係機関を障害者虐待防止法の通報義務の対象にすることについて（意見） - 法律の整理について（意見） （障害の有無によって法律の対象を分けること、既存の法制度と障害者虐待防止法の整理等） 等

第Ⅰ部 「平成28年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析

1. 調査の概要

（１）調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

（２）調査方法

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 28 年度中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - （１）相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - （２）事実確認の状況と結果
 - （３）虐待行為の類型と程度
 - （４）被虐待障害者等の状況
 - （５）虐待への対応策
 - （６）死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - （１）相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - （２）事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
 - （１）相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
 - （１）相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

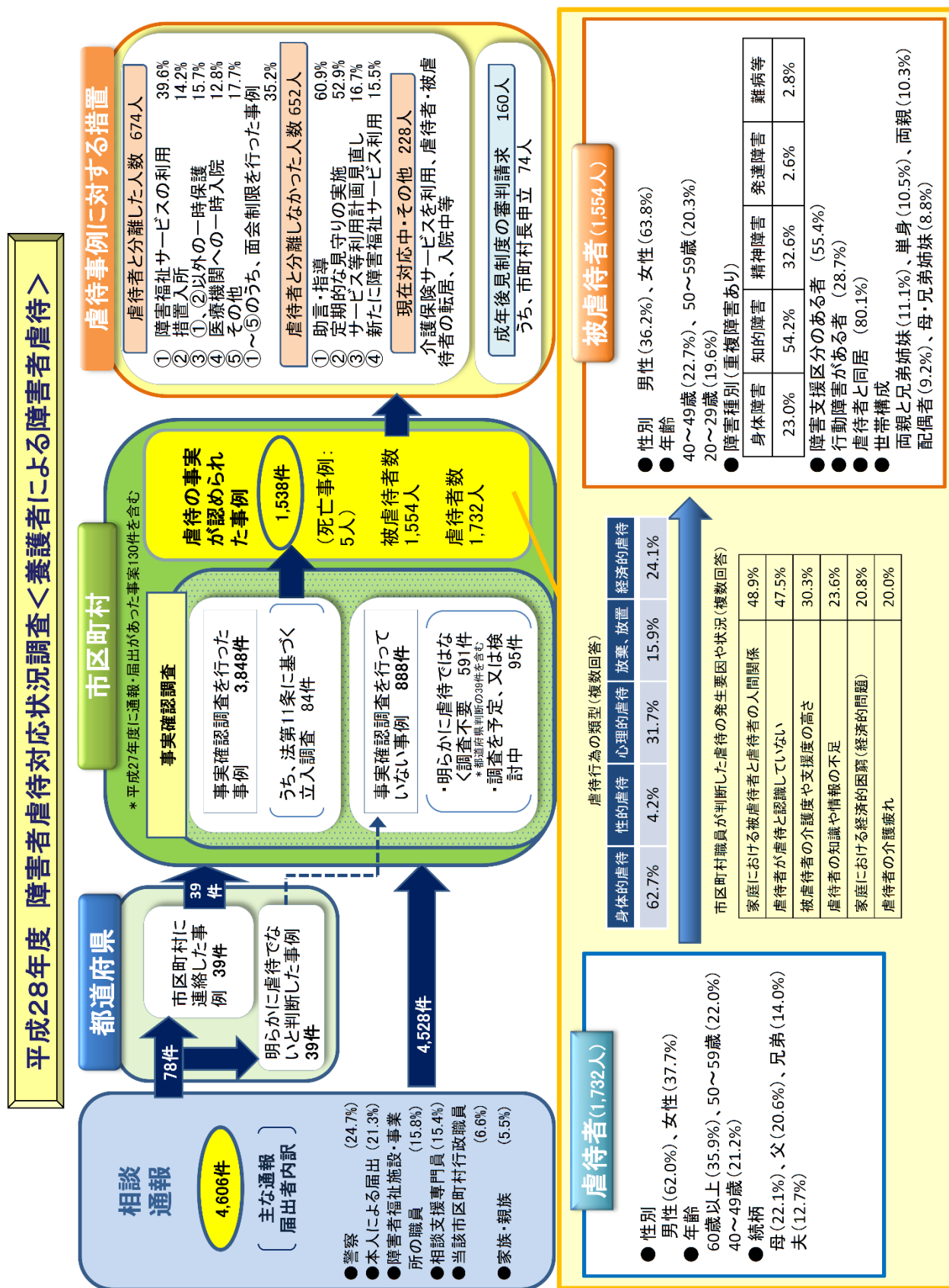
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

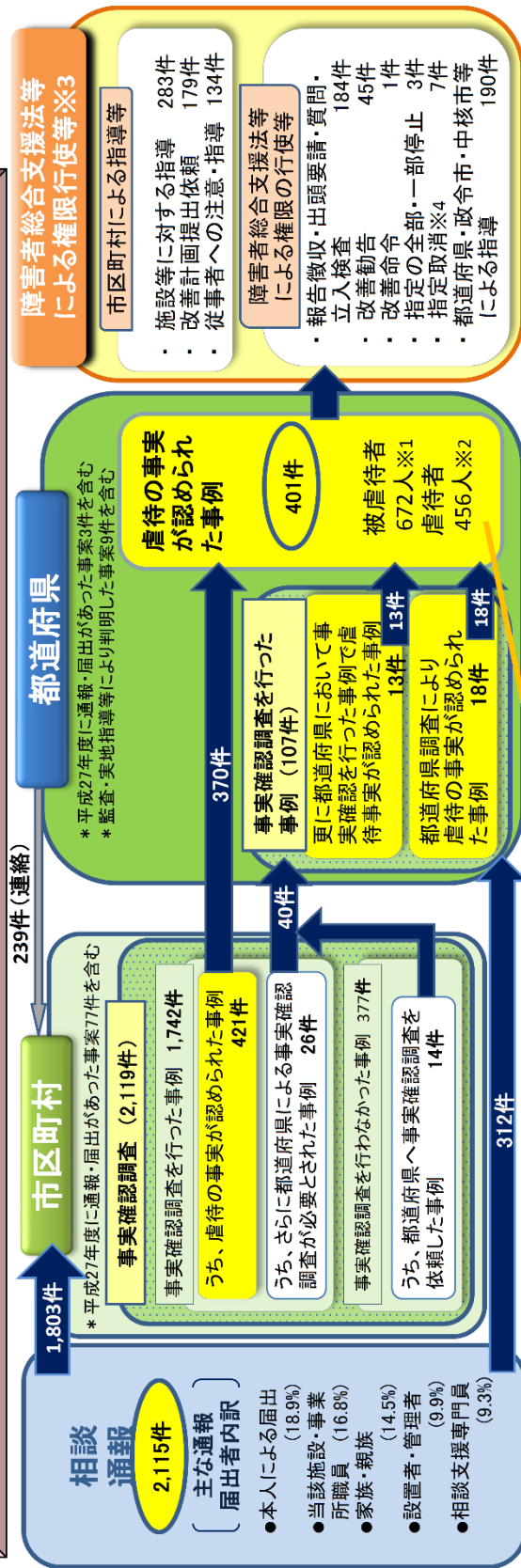
【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

2. 結果要旨



平成28年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (456人)

- 性別 男性 (73.2%)、女性 (26.8%)
- 年齢 30～39歳 (20.0%)、40～49歳 (19.3%)
60歳以上 (19.3%)
- 職種 生活支援員 (40.1%)
その他従事者 (11.4%)
管理者 (7.7%)
指導員 (7.5%)
世話人 (6.6%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%
倫理観や理念の欠如	53.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
児童相談所	4	1.0%
児童福祉施設	1	0.2%
児童養育施設	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.5%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
合計	401	100.0%

被害待者 (672人)

- 性別 男性 (64.3%)、女性 (35.7%)
 - 年齢 20～29歳 (20.1%)、40～49歳 (18.9%)
～19歳 (13.5%)、30～39歳 (13.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | | |
|------|-------|
| 身体障害 | 14.4% |
| 知的障害 | 68.6% |
| 精神障害 | 11.8% |
| 発達障害 | 3.6% |
| 難病等 | 0.7% |
- 障害支援区分のある者 (58.9%)
 - 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害待障害者が特定できなかった等の6件を除く395件が対象。
※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった20件を除く381件が対象。
※3 平成28年度未だに行われた権限行使等。
※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

3. 調査結果（単純集計）

（１）養護者による障害者虐待についての対応状況等

１）相談・通報対応件数（表１）

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、4,606 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 4,528 件、都道府県が受け付けた件数が 78 件であった。

表 1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	328	東京都	308	滋賀県	124	香川県	45
青森県	29	神奈川県	196	京都府	53	愛媛県	62
岩手県	15	新潟県	74	大阪府	908	高知県	30
宮城県	54	富山県	37	兵庫県	185	福岡県	198
秋田県	20	石川県	50	奈良県	45	佐賀県	41
山形県	26	福井県	28	和歌山県	28	長崎県	35
福島県	64	山梨県	22	鳥取県	22	熊本県	56
茨城県	60	長野県	72	島根県	26	大分県	34
栃木県	25	岐阜県	27	岡山県	56	宮崎県	43
群馬県	44	静岡県	91	広島県	94	鹿児島県	21
埼玉県	187	愛知県	303	山口県	60	沖縄県	70
千葉県	220	三重県	57	徳島県	33	合計	4,606

２）相談・通報・届出者（表 2-1、表 2-2）

「警察」が 24.7%と最も高く、次いで「本人による届出」が 21.3%、「施設・事業所の職員」が 15.8%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 4,606 件に対する割合を記載している。

表 2-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	252	144	13	174	42	709	726	27	1,138
構成割合	21.3%	5.5%	3.1%	0.3%	3.8%	0.9%	15.4%	15.8%	0.6%	24.7%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	306	116	15	216	61	4,919
構成割合	6.6%	2.5%	0.3%	4.7%	1.3%	—

（注）構成割合は、相談・通報件数 4,606 件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	171	228	519	26	8	7	21	980
構成割合	17.4%	23.3%	53.0%	2.7%	0.8%	0.7%	2.1%	100.0%

(注) 構成割合は、本人による届出件数980件に対するもの

3) 事実確認の状況 (表 3、表 4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 4,606 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 130 件を加えた 4,736 件のうち「事実確認調査を行った」が 3,848 件 (81.3%)、「事実確認調査を行っていない」が 888 件 (18.8%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 39 件を含む) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 84 件 (2.2%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,198 件 (58.4%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,566 件 (41.6%) であった。

事実確認を行っていない事例 888 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 591 件 (66.6%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3,848	81.3%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	3,764	(97.8%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,198	[58.4%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1,566	[41.6%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	84	(2.2%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	20	[23.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	64	[76.2%]
事実確認調査を行っていない事例	888	18.8%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	591	(66.6%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の	95	(10.7%)
他部署等への引継ぎ	202	(22.7%)
合計	4,736	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数4,606件と、前年度市区町村が検討中とした事例130件を加えた4,736件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 62.5%、3 日以上の日数を要した割合が 37.5%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日(当日)	1日(翌日)	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	1,599	594	213	589	397	162	68	226	3,848
構成割合	41.6%	15.4%	5.5%	15.3%	10.3%	4.2%	1.8%	5.9%	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った事例3,848件に対するもの。

4) 事実確認調査の結果（表 5、表 6）

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,538件であり、事実確認調査を行った件数の約4割を占めた。

表 5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,538	40.0%
虐待ではないと判断した事例	1,477	38.4%
虐待の判断に至らなかった事例	833	21.6%
合計	3,848	100.0%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った件数3,848件に対するもの。

表 6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	70	東京都	101	滋賀県	69	香川県	18
青森県	9	神奈川県	99	京都府	35	愛媛県	28
岩手県	4	新潟県	28	大阪府	201	高知県	6
宮城県	25	富山県	14	兵庫県	48	福岡県	51
秋田県	5	石川県	19	奈良県	16	佐賀県	17
山形県	8	福井県	9	和歌山県	13	長崎県	27
福島県	27	山梨県	9	鳥取県	13	熊本県	24
茨城県	19	長野県	21	島根県	14	大分県	5
栃木県	11	岐阜県	10	岡山県	23	宮崎県	15
群馬県	9	静岡県	29	広島県	21	鹿児島県	5
埼玉県	91	愛知県	113	山口県	11	沖縄県	25
千葉県	92	三重県	22	徳島県	9	合計	1,538

以下、虐待判断事例件数1,538件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

5) 虐待行為の類型と程度（表 7-1、表 7-2、表 7-3、表 7-4）

ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が62.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が31.7%、「経済的虐待」が24.1%、「放棄、放置」が15.9%、「性的虐待」が4.2%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは20件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,538件と一致しない。

表 7-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	964	65	487	244	370	2,130
構成割合	62.7%	4.2%	31.7%	15.9%	24.1%	－

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,538件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	306	1	177	108	159	751
		構成割合	54.4%	0.2%	31.5%	19.2%	28.3%	－
	女性	件数	657	64	310	136	211	1,378
		構成割合	66.2%	6.5%	31.3%	13.7%	21.3%	－

（注）構成割合は、被虐待者数（男性562人、女性992人）に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 53.7%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 34.3%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 12.0%を占めた。

表 7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,144	53.7%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	731	34.3%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	255	12.0%
合計	2,130	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 71.9%、「その他」が 41.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 370 件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	266	5	3	152	426
構成割合	71.9%	1.4%	0.8%	41.1%	－

（注）構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数370件に対するもの。

6）被虐待障害者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,538 件に対し被虐待障害者数は 1,554 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 8、表 9）

性別では「女性」が 63.8%、「男性」が 36.2%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「40～49 歳」が 22.7%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 20.3%、「20～29 歳」が 19.6%であった。

表 8 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	562	992	1,554
構成割合	36.2%	63.8%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

表9 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	135	304	240	352	316	163	42	2	1,554
構成割合	8.7%	19.6%	15.4%	22.7%	20.3%	10.5%	2.7%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表10）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が54.2%と最も多く、次いで「精神障害」が32.6%、「身体障害」が23.0%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待障害者数1,554人と一致しない。

表10 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	357	842	506	41	43	1,789
構成割合	23.0%	54.2%	32.6%	2.6%	2.8%	－

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表11、表12）

被虐待障害者1,554人のうち、障害支援区分のある者が全体の55.4%、認定がない者は43.4%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の12.7%と最も多く、次いで「区分2」、「区分4」が12.4%であった。

また、行動障害がある者が全体の28.7%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分がある者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	16	192	198	192	125	138	675	18	1,554
構成割合	1.0%	12.4%	12.7%	12.4%	8.0%	8.9%	43.4%	1.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

表12 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	166	22	258	1,045	63	1,554
構成割合	10.7%	1.4%	16.6%	67.2%	4.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が59.8%と最も多く、「自立支援医療」が19.8%であった。サービスの利用がない者は26.3%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,554人と一致しない。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	930	26	308	217	59	55	408	8	2,011
構成割合	59.8%	1.7%	19.8%	14.0%	3.8%	3.5%	26.3%	0.5%	－

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が 80.1%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,244	279	29	2	1,554
構成割合	80.1%	18.0%	1.9%	0.1%	－

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 11.1%、「単身」世帯が 10.5%、「両親」世帯が 10.3%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 46.2%を占めていた。

表 15 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	163	143	107	160	173	81	33	135
構成割合	10.5%	9.2%	6.9%	10.3%	11.1%	5.2%	2.1%	8.7%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	137	94	71	253	4	1,554
構成割合	8.8%	6.0%	4.6%	16.3%	0.3%	－

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

7) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,538 件に対し虐待者数は 1,732 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

虐待者の性別では、「男性」が 62.0%、「女性」が 37.7%と、「男性」が全体の 6 割程度を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 35.9%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 22.0%、「40～49 歳」が 21.2%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割近くを占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,074	653	5	1,732
構成割合	62.0%	37.7%	0.3%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	11	124	164	367	381	622	63	1,732
構成割合	0.6%	7.2%	9.5%	21.2%	22.0%	35.9%	3.6%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

イ. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 18)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「母」が 22.1%と最も多く、次いで「父」20.6%、「兄弟」14.0%、「夫」12.7%、「姉妹」5.8%、「息子」5.1%、「妻」2.4%、「娘」1.8%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	357	382	220	41	88	32	5	3
構成割合	20.6%	22.1%	12.7%	2.4%	5.1%	1.8%	0.3%	0.2%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	242	101	3	6	250	2	1,732
構成割合	14.0%	5.8%	0.2%	0.3%	14.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,732人に対するもの。

8) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表 19-1、表 19-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 47.5%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 23.6%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 30.3%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 18.2%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 48.9%で最も高いが、「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も 20.8%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	310	366	134	258	138	738	248	207
構成割合	20.0%	23.6%	8.6%	16.6%	8.9%	47.5%	16.0%	13.3%

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	471	283	258	760	324	244	110
構成割合	30.3%	18.2%	16.6%	48.9%	20.8%	15.7%	7.1%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が約半数を占めていた。一方、「過去に虐待認定されていた」割合は 10.3%、「虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 29.1%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	160	452	751	191	1,554
構成割合	10.3%	29.1%	48.3%	12.3%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

9）虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 674 人（43.4%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 652 人（42.0%）であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	674	43.4%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	652	42.0%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	96	6.2%
その他	132	8.5%
合計	1,554	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,554人に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 22）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 39.6%と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 15.7%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 14.2%、「医療機関への一時入院」が 12.8%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 35.2%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 96 人のうち 58 人（60.4%）に面会制限が行われていた。

表 22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	267	39.6%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	96	14.2%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	106	15.7%
医療機関への一時入院	86	12.8%
その他	119	17.7%
合計	674	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	237	35.2%

（注）構成割合は、分離を行った被虐待者数 674 人に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 23）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 60.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 52.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 16.7%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 15.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 5.7%であった。

表 23 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く）	397	60.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	13	2.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	101	15.5%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	109	16.7%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	37	5.7%
再発防止のための定期的な見守りの実施	345	52.9%
その他	144	22.1%
合計	1,146	—

（注）構成割合は、分離を行っていない被虐待者数 652 人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が 89 人、「利用手続き中」が 71 人であり、これらを合わせた 160 人のうち、市町村長申立の事例は 74 人（46.3%）を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は 42 人であった。

10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例のうち、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日に発生し、市区町村で把握している事例について情報提供を求めたところ、5 件の事例（被害者 5 人）が報告された。事件形態は、「養護者による被養護者の殺人」が 2 件、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 2 件、「その他（病死）」が 1 件であった。

被虐待者の性別は「男性」が 3 人、「女性」が 2 人であり、年齢は「30～34 歳」が 1 人、「35～39 歳」が 3 人、「55～59 歳」が 1 人、障害種別（重複）は「身体障害」2 人、「知的障害」3 人、「精神障害」が 2 人、「難病」が 1 人であった。

虐待者の性別は「男性」4 人、「女性」1 人であり、続柄は「父」「母」「息子」であった。

被虐待者のサービスの利用状況は、障害福祉サービスを利用していた者が 2 人であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報対応件数(表 24)

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,115 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 1,803 件、都道府県が受け付けた件数が 312 件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	122	東京都	170	滋賀県	49	香川県	19
青森県	28	神奈川県	103	京都府	41	愛媛県	9
岩手県	10	新潟県	17	大阪府	240	高知県	33
宮城県	23	富山県	12	兵庫県	104	福岡県	78
秋田県	8	石川県	21	奈良県	26	佐賀県	17
山形県	11	福井県	25	和歌山県	12	長崎県	29
福島県	17	山梨県	22	鳥取県	18	熊本県	27
茨城県	21	長野県	54	島根県	8	大分県	39
栃木県	24	岐阜県	28	岡山県	28	宮崎県	23
群馬県	26	静岡県	44	広島県	50	鹿児島県	34
埼玉県	100	愛知県	105	山口県	33	沖縄県	23
千葉県	132	三重県	40	徳島県	12	合計	2,115

2) 相談・通報・届出者(表 25)

「本人による届出」が 18.9%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」による通報が 16.8%、「家族・親族」による通報が 14.5%であった。また、「当該施設・事業所設置者・管理者」からの通報は 9.9%、「相談支援専門員」からの通報は 9.3%、「当該施設・事業所元職員」からの通報も 5.3%であった。

表 25 相談・通報・届出者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者
件数	400	307	107	1	16	6	196	82	356	113	210
構成割合	18.9%	14.5%	5.1%	0.0%	0.8%	0.3%	9.3%	3.9%	16.8%	5.3%	9.9%

	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	48	9	102	17	8	4	6	147	171	2,306
構成割合	2.3%	0.4%	4.8%	0.8%	0.4%	0.2%	0.3%	7.0%	8.1%	－

(注)構成割合は、相談・通報件数2,115件に対するもの。

3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 1,803 件、都道府県から連絡のあった 239 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 77 件の計 2,119 件うち、「事実確認調査を行った」が 1,742 件 (82.2%)、「事実確認調査を行っていない」が 377 件 (17.8%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 421 件 (24.2%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 831 件 (47.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 490 件 (28.1%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 152 件 (40.3%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 104 件 (27.6%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 14 件 (3.7%) であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	1,742	82.2%
虐待の事実が認められた事例	421	(24.2%)
虐待の事実が認められなかった事例	831	(47.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	490	(28.1%)
事実確認調査を行っていない事例	377	17.8%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	152	(40.3%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	104	(27.6%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	14	(3.7%)
その他	107	(28.4%)
合計	2,119	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数1,803件、都道府県から市区町村へ連絡された件数239件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例77件)の合計2,119件に対するもの。

4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 28 年度において、市区町村から都道府県へ 461 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 421 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 40 件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	421	91.3%
報告済み	399	(94.8%)
これから報告する	22	(5.2%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	40	8.7%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	26	(65.0%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	14	(35.0%)
合計	461	100.0%

(注) 構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数461件に対するもの。

（２）－２ 都道府県における対応状況等

１）市区町村からの報告事例（表 28）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表 27）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 410 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 370 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 40 件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	370	90.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	40	9.8%
合計	410	100.0%

（注）構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数410件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例370件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例40件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表27と一致しない。

２）市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表 29）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 40 件のうち、35 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 13 件、「虐待ではないと判断した事例」が 7 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 15 件であった。

（市区町村から「昨年度に相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその可否を検討中」として報告を受けた事例は 0 件）

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	13	32.5%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	7	17.5%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	15	37.5%
後日、事実確認調査を予定している又は可否を検討中の事例（現在確認中を含む）	5	12.5%
合計	40	100.0%

（注）構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数40件に対するもの。

３）都道府県が直接把握した事例（表 30）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 324 件のうち、218 件が市区町村に連絡されていた。残り 106 件のうち 72 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 18 件、「虐待ではないと判断した事例」が 24 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 30 件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	312	－
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	－
	監査・実地指導等により判明した事例	9	－
	計	324	－
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		218	67.3%
都道府県が対応	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	18	5.6%
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	24	7.4%
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	30	9.3%
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	4	1.2%
	事実確認調査を行わなかった事例（通報段階で判断できた）	30	9.3%
	合計	106	－

（注）構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例312件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例9件の計324件に対するもの。

4）虐待の事実が認められた事例件数（表 31、表 32）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が 370 件（表 28）、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が 13 件（表 29）、都道府県が直接把握した事例が 18 件（表 30）であり、これらを合わせた総数は、401 件であった。これを都道府県別にみると表 32 のとおりである。

表 31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	370	13	18	401

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設等による虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	23	東京都	21	滋賀県	5	香川県	5
青森県	2	神奈川県	26	京都府	10	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	4	大阪府	53	高知県	7
宮城県	3	富山県	0	兵庫県	17	福岡県	8
秋田県	1	石川県	4	奈良県	1	佐賀県	2
山形県	1	福井県	8	和歌山県	0	長崎県	5
福島県	2	山梨県	2	鳥取県	3	熊本県	6
茨城県	2	長野県	6	島根県	3	大分県	5
栃木県	6	岐阜県	0	岡山県	7	宮崎県	10
群馬県	7	静岡県	12	広島県	13	鹿児島県	5
埼玉県	25	愛知県	31	山口県	8	沖縄県	6
千葉県	30	三重県	3	徳島県	0	合計	401

(2) - 3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 401 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 施設・事業所の種別 (表 33)

「障害者支援施設」が 24.7%と最も多く、次いで「共同生活援助」が 19.0%、「就労継続支援 B 型」が 13.0%、「生活介護」が 12.0%の順であった。

表 33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6	1.5%
福祉ホームを経営する事業	0	0.0%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	0	0.0%
合計	401	100.0%

(注1) 構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数401件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

2) 虐待行為の類型と程度 (表 34-1、表 34-2)

ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型 (複数回答) は、「身体的虐待」が 57.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.1%、「性的虐待」が 12.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 23 件であった。

表 34-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	229	48	169	26	38	510
構成割合	57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%	－

（注）構成割合は、虐待判断事例件数401件に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 75.3%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 18.6%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 6.1%であった。

表 34-2 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	384	75.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	95	18.6%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	31	6.1%
合計	510	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3）被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の 6 件を除く 395 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待障害者が複数の場合があるため、395 件の事例に対し被虐待障害者数は 672 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 35、表 36）

性別については、「男性」が 64.3%、「女性」が 35.7%と、全体の 6 割が「男性」であった。

年齢については、「20～29 歳」が 20.1%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 18.9%、「～19 歳」が 13.5%、「30～39 歳」が 13.2%であった。

表 35 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	432	240	672
構成割合	64.3%	35.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。

表 36 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	91	135	89	127	74	28	32	96	672
構成割合	13.5%	20.1%	13.2%	18.9%	11.0%	4.2%	4.8%	14.3%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 37）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 68.6%と最も多く、次いで「身体障害」が 14.4%、「精神障害」が 11.8%であった。

※1 人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 672 人と一致しない。

表 37 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	97	461	79	24	5	93	759
構成割合	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%	13.8%	－

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 38、表 39）

被虐待障害者 672 人のうち、障害支援区分のある者が 58.9%を占めていた。「区分 6」が全体の 20.5%と最も多く、次いで「区分 4」が 13.2%、「区分 5」が 10.6%であった。また、行動障害がある者が全体の 21.3%を占めていた。

表 38 被虐待障害者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	29	63	89	71	138	130	146	672
構成割合	0.9%	4.3%	9.4%	13.2%	10.6%	20.5%	19.3%	21.7%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

表 39 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	85	10	48	122	407	672
構成割合	12.6%	1.5%	7.1%	18.2%	60.6%	100.0%

（注）被虐待障害者が特定できなかった6件を除く395件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者672人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 20 件を除く 381 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、381 件の事例に対し虐待者数は 456 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 40、表 41）

「男性」が 73.2%、「女性」が 26.8%であった。年齢については、「30～39 歳」が 20.0%と最も多く、次いで「40～49 歳」及び「60 歳以上」が各 19.3%であった。

表 40 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	334	122	456
構成割合	73.2%	26.8%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

表 41 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	55	91	88	67	88	67	456
構成割合	12.1%	20.0%	19.3%	14.7%	19.3%	14.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態（表 42-1、表 42-2）

「生活支援員」が 40.1%、「その他従事者」が 11.4%、「管理者」が 7.7%、「指導員」が 7.5%、「世話人」が 6.6%であった。

雇用形態は、「正規職員」が 52.9%、「非正規職員」が 17.1%、「不明」が 30.0%であった。

表 42-1 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合		件数	構成割合
サービス管理責任者	27	5.9%	指導員	34	7.5%
管理者	35	7.7%	保育士	5	1.1%
医師	0	0.0%	児童発達支援管理責任者	6	1.3%
設置者・経営者	13	2.9%	機能訓練担当職員	0	0.0%
看護職員	11	2.4%	児童指導員	3	0.7%
生活支援員	183	40.1%	栄養士	0	0.0%
理学療法士	0	0.0%	調理員	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	訪問支援員	1	0.2%
言語聴覚士	0	0.0%	居宅介護従業者	7	1.5%
職業指導員	15	3.3%	重度訪問介護従業者	3	0.7%
就労支援員	4	0.9%	行動援護従業者	7	1.5%
サービス提供責任者	5	1.1%	同行援護従業者	2	0.4%
世話人	30	6.6%	その他従事者	52	11.4%
機能訓練指導員	0	0.0%	不明	11	2.4%
相談支援専門員	2	0.4%	合計	456	100.0%
地域移行支援員	0	0.0%			

(注) 虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

表 42-2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	241	52.9%
非正規職員	78	17.1%
不明	137	30.0%
合計	456	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった20件を除く381件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者456人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 43）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 65.1%で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が 53.0%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 52.2%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 20%を超えている。

表 43 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	248	65.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	199	52.2%
倫理観や理念の欠如	202	53.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	84	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	84	22.0%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった20件を除く381件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 44）

虐待が認められた施設・事業所に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 55.1%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 37.9%、「通報義務の履行」割合が 33.7%、「虐待防止委員会の設置」割合が 19.5%であった。

表 44 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	152	37.9%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	221	55.1%
虐待防止委員会の設置	78	19.5%
通報義務の履行	135	33.7%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数401件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 45-1、表 45-2、表 45-3）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 401 件のうち、平成 28 年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 283 件、「改善計画の提出依頼」が 179 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 134 件であった。

表 45-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導
	283
	改善計画の提出依頼
	179
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導
	134

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 28 年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 184 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 45 件、「指定の効力の全部又は一部停止」が 3 件、「指定取消」が 7 件であった。その他都道府県等による一般指導は 190 件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 45-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

	件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査
	184
	改善勧告
	45
	改善勧告に従わない場合の公表
	1
	改善命令
	1
	指定の効力の全部又は一部停止
	3
	指定取消
	7
	合計
	241
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導
	190

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 286 件、「勧告・命令等への対応」が 46 件であった。

表 45-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出
	286
	勧告・命令等への対応
	46

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（158件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（128件）も含まれる。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は 745 件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が 406 件、都道府県が受け付けた件数が 339 件であった。

2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表 46）

「本人による届出」が 35.3%、「家族・親族」による通報が 10.1%、「相談支援専門員」による通報が 5.0%、「職場の同僚」による通報が 4.7%であった。

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報・届出件数 745 件に対する割合を記載している。

表 46 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	263	75	18	0	3	2	37	22	16
構成割合	35.3%	10.1%	2.4%	0.0%	0.4%	0.3%	5.0%	3.0%	2.1%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	35	7	3	18	0	253	36	788
構成割合	4.7%	0.9%	0.4%	2.4%	0.0%	34.0%	4.8%	—

（注）構成割合は、相談・通報件数 745 件に対するもの。

(4) 法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成 28 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた法に定める障害者虐待以外の障害者に対する障害者虐待に関する相談・通報件数は 299 件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が 266 件、都道府県が受け付けた件数が 33 件であった。

2) 相談内容に該当する機関（表 47）

1) の相談内容に該当する機関は「医療機関」が 21.7%、「学校」が 8.7%、「官公署」が 6.7%であった。

表 47 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	6	2.0%
学校	26	8.7%
医療機関	65	21.7%
官公署	20	6.7%
その他	145	48.5%
不明	37	12.4%
合計	299	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数 299 件に対するもの。

３）相談の対応状況（表 48）

１）の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継いだ事例が 93 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 19 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 18 件、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 15 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 206 件であり、そのうち「相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介の対応不用と判断した事例」が 111 件であった。

表 48 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
該当機関等に引き継いだ事例	93	31.1%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(2.2%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	(19.4%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	19	(20.4%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	15	(16.1%)
その他	39	(41.9%)
該当機関等に引き継いでいない事例	206	68.9%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	53	(25.7%)
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不用と判断した事例	111	(53.9%)
その他(対応継続中又は検討中の事例を含む。)	42	(20.4%)
合計	299	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数299件に対するもの。

（５）市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 27 年度末の状況を調査した。

１）市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア．障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 49）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 49 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成 28 年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市区町村数	1,360
		構成割合	78.3%
	委託のみ	市区町村数	170
		構成割合	9.8%
	直営と委託の両方	市区町村数	207
		構成割合	11.9%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ．市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 50）

平成 28 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 50 に示す。

表 50 市区町村における体制整備等に関する状況（平成 28 年度末）

		実施済み		未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,422	315	
	構成割合	81.9%	18.1%	
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,243	494	
	構成割合	71.6%	28.4%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	595	1,142	
	構成割合	34.3%	65.7%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,260	477	
	構成割合	72.5%	27.5%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	875	862	
	構成割合	50.4%	49.6%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	952	785	
	構成割合	54.8%	45.2%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	657	1,080	
	構成割合	37.8%	62.2%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	962	775	
	構成割合	55.4%	44.6%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	484	478	
	構成割合	50.3%	49.7%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	314	648
	構成割合	32.6%	67.4%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	445	517
	構成割合	46.3%	53.7%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	248	714
	構成割合	25.8%	74.2%	
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	262	700
	構成割合	27.2%	72.8%	
	差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	535	427
	構成割合	55.6%	44.4%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	922	815	
	構成割合	53.1%	46.9%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	733	1,004
	構成割合	42.2%	57.8%	
専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	513	1,224	
	構成割合	29.5%	70.5%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	547	1,190	
	構成割合	31.5%	68.5%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	742	995	
	構成割合	42.7%	57.3%	
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	692	1,045	
	構成割合	39.8%	60.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	657	1,080
	構成割合	37.8%	62.2%	
	業務指針の作成	市区町村数	404	1,333
	構成割合	23.3%	76.7%	
	対応フロー図の作成	市区町村数	738	999
	構成割合	42.5%	57.5%	
事例集の作成	市区町村数	104	1,633	
	構成割合	6.0%	94.0%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	746	991	
	構成割合	42.9%	57.1%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	500	1,237
	構成割合	28.8%	71.2%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	484	1,253
	構成割合	27.9%	72.1%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	368	1,369
	構成割合	21.2%	78.8%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	385	1,352	
	構成割合	22.2%	77.8%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	775	962	
	構成割合	44.6%	55.4%	

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 51）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 51 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 28 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	29
		構成割合	61.7%
	委託のみ	都道府県数	10
		構成割合	21.3%
	直営と委託の両方	都道府県数	8
		構成割合	17.0%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 52）

平成 28 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 52 に示す。

表 52 都道府県における体制整備等に関する状況（平成 28 年度末）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差（28年度-27年度）
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	1
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	2.1%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	1
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	2.1%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	0
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	1
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	2.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	都道府県数	36	33	33	35	34	-1
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	-2.2%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	1
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	2.2%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	-3
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	-6.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	-2
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	-4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	2
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	4.2%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	0
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	0.0%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	-1
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	-2.1%
虐待事例の調査、対応、検証等（個別ケース会議）における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等（個別ケース会議）に併せて、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	2
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	4.3%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	23	23	24	1
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	2.1%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—
	マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	0
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	0.0%
	業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	16	-1
		構成割合	—	36.2%	34.0%	34.0%	-2.2%
	対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	33	5
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	10.6%
	事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	3
		構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	6.3%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	-1
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	-2.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	12	-1
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	-2.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	14	-1
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	-2.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	13	-1
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	-2.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	0
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	0.0%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果（詳細分析）

（１）相談・通報件数に関する分析

平成 24 年度から 28 年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成 24 年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数 0 件である。5 か年（実質は 4 年半）を通して 1 件も相談・通報件数がない市区町村は 26.7%（464 自治体）であった。（表 4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は 20～30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。5 か年を通してみれば、1 件も相談・通報がない市区町村は 45.5%（790 自治体）であった。（表 4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は 10～15%にとどまっている。5 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は 69.1%（1,201 自治体）となっている。（表 4-5）

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が 0 件の割合が高い。特に人口 5 万人未満の市区町村では養護者による障害者虐待の相談・通報件数 0 件の割合が 74.1%、施設従事者による障害者虐待では 85.8%を占めていた。（表 4-1）

なお、5 年間で相談・通報が 1 件もない市区町村は、人口 5 万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表 4-2）

表 4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 28 年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5万人未満	1,193	884	74.1%	1024	85.8%	1145	96.0%
5～10万人未満	258	71	27.5%	134	51.9%	212	82.2%
10～30万人未満	202	19	9.4%	46	22.8%	143	70.8%
30万人以上	84	0	0.0%	2	2.4%	22	26.2%
計	1,737	974	56.1%	1,206	69.4%	1,522	87.6%

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 24～28 年度 人口規模別）

人口規模別	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5万人未満	1,193	459	38.5%	742	62.2%	1,019	85.4%
5～10万人未満	258	5	1.9%	39	15.1%	135	52.3%
10～30万人未満	202	0	0.0%	9	4.5%	44	21.8%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	3	3.6%
計	1,737	464	26.7%	790	45.5%	1,201	69.1%

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H24～28		自治体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	146	81.6%	135	75.4%	128	71.5%	131	73.2%	134	74.9%	83	46.4%	179
青森県	31	77.5%	30	75.0%	30	75.0%	32	80.0%	33	82.5%	18	45.0%	40
岩手県	26	78.8%	21	63.6%	21	63.6%	22	66.7%	25	75.8%	12	36.4%	33
宮城県	18	51.4%	14	40.0%	22	62.9%	22	62.9%	20	57.1%	9	25.7%	35
秋田県	17	68.0%	18	72.0%	18	72.0%	19	76.0%	15	60.0%	10	40.0%	25
山形県	25	71.4%	26	74.3%	25	71.4%	26	74.3%	26	74.3%	13	37.1%	35
福島県	43	72.9%	44	74.6%	40	67.8%	44	74.6%	41	69.5%	19	32.2%	59
茨城県	24	54.5%	21	47.7%	23	52.3%	22	50.0%	19	43.2%	8	18.2%	44
栃木県	14	53.8%	16	61.5%	14	56.0%	14	56.0%	11	44.0%	5	20.0%	25
群馬県	25	71.4%	26	74.3%	21	60.0%	22	62.9%	27	77.1%	17	48.6%	35
埼玉県	30	47.6%	26	41.3%	22	34.9%	26	41.3%	24	38.1%	8	12.7%	63
千葉県	25	46.3%	23	42.6%	22	40.7%	21	38.9%	22	40.7%	7	13.0%	54
東京都	15	24.2%	16	25.8%	17	27.4%	14	22.6%	20	32.3%	8	12.9%	62
神奈川県	11	33.3%	9	27.3%	14	42.4%	9	27.3%	11	33.3%	2	6.1%	33
新潟県	13	43.3%	12	40.0%	15	50.0%	11	36.7%	14	46.7%	6	20.0%	30
富山県	3	20.0%	6	40.0%	7	46.7%	7	46.7%	10	66.7%	2	13.3%	15
石川県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	3	15.8%	19
福井県	13	76.5%	8	47.1%	10	58.8%	8	47.1%	8	47.1%	4	23.5%	17
山梨県	12	44.4%	16	59.3%	16	59.3%	17	63.0%	16	59.3%	9	33.3%	27
長野県	58	75.3%	52	67.5%	60	77.9%	55	71.4%	58	75.3%	39	50.6%	77
岐阜県	27	64.3%	31	73.8%	28	66.7%	30	71.4%	31	73.8%	17	40.5%	42
静岡県	15	42.9%	17	48.6%	16	45.7%	19	54.3%	15	42.9%	8	22.9%	35
愛知県	22	40.7%	23	42.6%	18	33.3%	14	25.9%	9	16.7%	5	9.3%	54
三重県	16	55.2%	10	34.5%	12	41.4%	17	58.6%	17	58.6%	6	20.7%	29
滋賀県	9	47.4%	3	15.8%	5	26.3%	5	26.3%	4	21.1%	0	0.0%	19
京都府	11	42.3%	9	34.6%	8	30.8%	12	46.2%	14	53.8%	5	19.2%	26
大阪府	8	18.6%	8	18.6%	4	9.3%	1	2.3%	7	16.3%	0	0.0%	43
兵庫県	12	29.3%	13	31.7%	14	34.1%	15	36.6%	18	43.9%	1	2.4%	41
奈良県	30	76.9%	28	71.8%	30	76.9%	31	79.5%	28	71.8%	20	51.3%	39
和歌山県	22	73.3%	18	60.0%	23	76.7%	23	76.7%	24	80.0%	12	40.0%	30
鳥取県	10	52.6%	7	36.8%	8	42.1%	10	52.6%	10	52.6%	4	21.1%	19
島根県	14	73.7%	10	52.6%	11	57.9%	13	68.4%	17	89.5%	6	31.6%	19
岡山県	16	59.3%	13	48.1%	15	55.6%	17	63.0%	16	59.3%	9	33.3%	27
広島県	10	43.5%	10	43.5%	3	13.0%	8	34.8%	6	26.1%	0	0.0%	23
山口県	8	42.1%	5	26.3%	7	36.8%	7	36.8%	7	36.8%	2	10.5%	19
徳島県	15	62.5%	12	50.0%	12	50.0%	14	58.3%	12	50.0%	5	20.8%	24
香川県	12	70.6%	6	35.3%	9	52.9%	9	52.9%	6	35.3%	3	17.6%	17
愛媛県	9	45.0%	10	50.0%	8	40.0%	6	30.0%	7	35.0%	2	10.0%	20
高知県	21	70.0%	25	83.3%	23	76.7%	19	63.3%	19	63.3%	10	33.3%	30
福岡県	33	55.0%	27	45.0%	33	55.0%	32	53.3%	28	46.7%	9	15.0%	60
佐賀県	12	60.0%	8	40.0%	11	55.0%	7	35.0%	7	35.0%	4	20.0%	20
長崎県	8	38.1%	10	47.6%	10	47.6%	8	38.1%	12	57.1%	2	9.5%	21
熊本県	33	73.3%	30	66.7%	30	66.7%	26	57.8%	30	66.7%	12	26.7%	45
大分県	13	72.2%	8	44.4%	9	50.0%	11	61.1%	13	72.2%	4	22.2%	18
宮崎県	15	57.7%	13	50.0%	14	53.8%	15	57.7%	16	61.5%	5	19.2%	26
鹿児島県	27	62.8%	24	55.8%	25	58.1%	32	74.4%	33	76.7%	15	34.9%	43
沖縄県	28	68.3%	22	53.7%	25	61.0%	24	58.5%	27	65.9%	16	39.0%	41
計	1,013	58.3%	924	53.2%	943	54.3%	954	54.9%	974	56.1%	464	26.7%	1,737

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H24～28		自治体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	152	84.9%	156	87.2%	153	85.5%	152	84.9%	118	65.9%	179
青森県	33	82.5%	31	77.5%	33	82.5%	32	80.0%	32	80.0%	25	62.5%	40
岩手県	31	93.9%	24	72.7%	33	100.0%	28	84.8%	28	84.8%	20	60.6%	33
宮城県	30	85.7%	32	91.4%	25	71.4%	26	74.3%	31	88.6%	18	51.4%	35
秋田県	21	84.0%	23	92.0%	20	80.0%	17	68.0%	18	72.0%	12	48.0%	25
山形県	33	94.3%	32	91.4%	28	80.0%	31	88.6%	29	82.9%	24	68.6%	35
福島県	56	94.9%	55	93.2%	55	93.2%	53	89.8%	52	88.1%	45	76.3%	59
茨城県	36	81.8%	37	84.1%	33	75.0%	34	77.3%	32	72.7%	20	45.5%	44
栃木県	20	76.9%	22	84.6%	21	84.0%	17	68.0%	16	64.0%	9	36.0%	25
群馬県	27	77.1%	30	85.7%	28	80.0%	26	74.3%	29	82.9%	21	60.0%	35
埼玉県	52	82.5%	49	77.8%	44	69.8%	48	76.2%	33	52.4%	20	31.7%	63
千葉県	39	72.2%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%	23	42.6%	13	24.1%	54
東京都	27	43.5%	21	33.9%	23	37.1%	19	30.6%	23	37.1%	11	17.7%	62
神奈川県	19	57.6%	16	48.5%	17	51.5%	15	45.5%	15	45.5%	6	18.2%	33
新潟県	28	93.3%	28	93.3%	27	90.0%	24	80.0%	23	76.7%	18	60.0%	30
富山県	13	86.7%	13	86.7%	12	80.0%	13	86.7%	13	86.7%	9	60.0%	15
石川県	16	84.2%	13	68.4%	12	63.2%	10	52.6%	11	57.9%	7	36.8%	19
福井県	13	76.5%	11	64.7%	12	70.6%	6	35.3%	11	64.7%	3	17.6%	17
山梨県	22	81.5%	18	66.7%	21	77.8%	22	81.5%	18	66.7%	12	44.4%	27
長野県	68	88.3%	69	89.6%	61	79.2%	63	81.8%	58	75.3%	42	54.5%	77
岐阜県	37	88.1%	38	90.5%	36	85.7%	33	78.6%	34	81.0%	27	64.3%	42
静岡県	26	74.3%	23	65.7%	23	65.7%	24	68.6%	24	68.6%	13	37.1%	35
愛知県	39	72.2%	28	51.9%	29	53.7%	26	48.1%	28	51.9%	13	24.1%	54
三重県	22	75.9%	17	58.6%	22	75.9%	18	62.1%	21	72.4%	13	44.8%	29
滋賀県	13	68.4%	8	42.1%	9	47.4%	6	31.6%	8	42.1%	2	10.5%	19
京都府	20	76.9%	18	69.2%	15	57.7%	14	53.8%	14	53.8%	6	23.1%	26
大阪府	22	51.2%	17	39.5%	17	39.5%	14	32.6%	10	23.3%	4	9.3%	43
兵庫県	25	61.0%	21	51.2%	15	36.6%	24	58.5%	21	51.2%	11	26.8%	41
奈良県	37	94.9%	32	82.1%	31	79.5%	35	89.7%	34	87.2%	28	71.8%	39
和歌山県	24	80.0%	28	93.3%	25	83.3%	24	80.0%	22	73.3%	14	46.7%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	15	78.9%	15	78.9%	12	63.2%	10	52.6%	19
島根県	16	84.2%	16	84.2%	12	63.2%	12	63.2%	15	78.9%	9	47.4%	19
岡山県	22	81.5%	20	74.1%	19	70.4%	14	51.9%	17	63.0%	9	33.3%	27
広島県	17	73.9%	12	52.2%	12	52.2%	9	39.1%	13	56.5%	3	13.0%	23
山口県	14	73.7%	13	68.4%	16	84.2%	13	68.4%	9	47.4%	7	36.8%	19
徳島県	20	83.3%	19	79.2%	16	66.7%	21	87.5%	19	79.2%	11	45.8%	24
香川県	12	70.6%	12	70.6%	13	76.5%	12	70.6%	9	52.9%	5	29.4%	17
愛媛県	15	75.0%	12	60.0%	15	75.0%	11	55.0%	15	75.0%	6	30.0%	20
高知県	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	24	80.0%	25	83.3%	21	70.0%	30
福岡県	51	85.0%	41	68.3%	40	66.7%	40	66.7%	46	76.7%	22	36.7%	60
佐賀県	15	75.0%	11	55.0%	12	60.0%	15	75.0%	17	85.0%	7	35.0%	20
長崎県	12	57.1%	12	57.1%	12	57.1%	11	52.4%	12	57.1%	5	23.8%	21
熊本県	36	80.0%	34	75.6%	37	82.2%	37	82.2%	41	91.1%	23	51.1%	45
大分県	14	77.8%	13	72.2%	14	77.8%	9	50.0%	8	44.4%	3	16.7%	18
宮崎県	22	84.6%	17	65.4%	19	73.1%	18	69.2%	19	73.1%	12	46.2%	26
鹿児島県	40	93.0%	38	88.4%	33	76.7%	32	74.4%	34	79.1%	27	62.8%	43
沖縄県	38	92.7%	33	80.5%	32	78.0%	31	75.6%	32	78.0%	26	63.4%	41
計	1,408	81.1%	1,283	73.9%	1,262	72.7%	1,212	69.8%	1,206	69.4%	790	45.5%	1,737

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	H24		H25		H26		H27		H28		H24～28		自治体数
	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	通報0件 自治体数	割合	
北海道	171	95.5%	173	96.6%	165	92.2%	171	95.5%	175	97.8%	152	84.9%	179
青森県	38	95.0%	39	97.5%	38	95.0%	38	95.0%	38	95.0%	34	85.0%	40
岩手県	31	93.9%	29	87.9%	31	93.9%	31	93.9%	30	90.9%	24	72.7%	33
宮城県	34	97.1%	33	94.3%	30	85.7%	31	88.6%	30	85.7%	25	71.4%	35
秋田県	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%	23	92.0%	25
山形県	34	97.1%	35	100.0%	34	97.1%	34	97.1%	31	88.6%	29	82.9%	35
福島県	55	93.2%	55	93.2%	57	96.6%	57	96.6%	56	94.9%	50	84.7%	59
茨城県	38	86.4%	38	86.4%	41	93.2%	40	90.9%	42	95.5%	31	70.5%	44
栃木県	23	92.0%	25	100.0%	24	96.0%	25	100.0%	24	96.0%	21	84.0%	25
群馬県	32	91.4%	31	88.6%	33	94.3%	30	85.7%	32	91.4%	28	80.0%	35
埼玉県	61	96.8%	52	82.5%	55	87.3%	58	92.1%	56	88.9%	41	65.1%	63
千葉県	44	81.5%	46	85.2%	45	83.3%	42	77.8%	43	79.6%	29	53.7%	54
東京都	37	59.7%	37	59.7%	38	61.3%	41	66.1%	36	58.1%	17	27.4%	62
神奈川県	22	66.7%	21	63.6%	23	69.7%	18	54.5%	29	87.9%	13	39.4%	33
新潟県	29	96.7%	27	90.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	23	76.7%	30
富山県	15	100.0%	14	93.3%	14	93.3%	14	93.3%	13	86.7%	12	80.0%	15
石川県	15	78.9%	17	89.5%	17	89.5%	15	78.9%	14	73.7%	11	57.9%	19
福井県	14	82.4%	13	76.5%	14	82.4%	12	70.6%	16	94.1%	9	52.9%	17
山梨県	26	96.3%	26	96.3%	22	81.5%	23	85.2%	22	81.5%	18	66.7%	27
長野県	73	94.8%	72	93.5%	73	94.8%	72	93.5%	76	98.7%	63	81.8%	77
岐阜県	40	95.2%	38	90.5%	39	92.9%	38	90.5%	39	92.9%	35	83.3%	42
静岡県	33	94.3%	27	77.1%	31	88.6%	27	77.1%	28	80.0%	20	57.1%	35
愛知県	48	88.9%	43	79.6%	39	72.2%	33	61.1%	41	75.9%	26	48.1%	54
三重県	25	86.2%	23	79.3%	25	86.2%	26	89.7%	25	86.2%	19	65.5%	29
滋賀県	17	89.5%	18	94.7%	15	78.9%	14	73.7%	16	84.2%	11	57.9%	19
京都府	25	96.2%	24	92.3%	20	76.9%	22	84.6%	23	88.5%	15	57.7%	26
大阪府	37	86.0%	25	58.1%	30	69.8%	22	51.2%	22	51.2%	10	23.3%	43
兵庫県	33	80.5%	30	73.2%	33	80.5%	34	82.9%	32	78.0%	21	51.2%	41
奈良県	39	100.0%	37	94.9%	37	94.9%	38	97.4%	36	92.3%	34	87.2%	39
和歌山県	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	24	80.0%	30
鳥取県	17	89.5%	15	78.9%	17	89.5%	16	84.2%	17	89.5%	13	68.4%	19
島根県	15	78.9%	17	89.5%	19	100.0%	17	89.5%	19	100.0%	12	63.2%	19
岡山県	23	85.2%	24	88.9%	24	88.9%	23	85.2%	22	81.5%	16	59.3%	27
広島県	20	87.0%	19	82.6%	20	87.0%	16	69.6%	16	69.6%	12	52.2%	23
山口県	16	84.2%	18	94.7%	18	94.7%	17	89.5%	14	73.7%	14	73.7%	19
徳島県	21	87.5%	21	87.5%	20	83.3%	23	95.8%	22	91.7%	17	70.8%	24
香川県	17	100.0%	15	88.2%	16	94.1%	15	88.2%	14	82.4%	9	52.9%	17
愛媛県	17	85.0%	19	95.0%	18	90.0%	12	60.0%	19	95.0%	11	55.0%	20
高知県	29	96.7%	29	96.7%	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	27	90.0%	30
福岡県	57	95.0%	51	85.0%	57	95.0%	48	80.0%	53	88.3%	40	66.7%	60
佐賀県	17	85.0%	18	90.0%	19	95.0%	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	20
長崎県	20	95.2%	20	95.2%	16	76.2%	18	85.7%	21	100.0%	15	71.4%	21
熊本県	41	91.1%	43	95.6%	40	88.9%	41	91.1%	42	93.3%	34	75.6%	45
大分県	16	88.9%	16	88.9%	14	77.8%	16	88.9%	16	88.9%	11	61.1%	18
宮崎県	23	88.5%	21	80.8%	24	92.3%	25	96.2%	21	80.8%	20	76.9%	26
鹿児島県	41	95.3%	38	88.4%	39	90.7%	40	93.0%	38	88.4%	33	76.7%	43
沖縄県	41	100.0%	39	95.1%	39	95.1%	37	90.2%	39	95.1%	35	85.4%	41
計	1,574	90.6%	1,526	87.9%	1,532	88.2%	1,499	86.3%	1,522	87.6%	1,201	69.1%	1,737

（２）養護者虐待事案の詳細分析

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待として 1,538 件が認定されており、被虐待者数は 1,554 人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による障害者虐待と認定された事案について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「３．調査結果（単純集計）」）の構成比とは一致していない。

１）被虐待者の基本属性別分析

①虐待の類型（複数回答）

全体でみれば、身体的虐待が 62.0%、性的虐待が 4.2%、心理的虐待が 31.3%、放棄、放置（ネグレクト）が 15.7%、経済的虐待が 23.8%の割合である。

ア．身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い（男性 54.6%、女性 66.2%）。（表 4-6）
- ・年代別では、15～19 歳以外は概ね 60～70%前後の割合を占めている。（表 4-6）
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり 67.0%、なし 59.6%）。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（知的障害あり 58.0%、なし 66.9%）。なお、身体障害の有無では有意差はみられない。（表 4-7）

㊤ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、精神障害がある

イ．性的虐待

- ・性別にみると、性的虐待を受けた割合は男性では 0.2%、女性は 6.5%である。（表 4-6）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15～19 歳、20 歳代、40 歳代が多い。（表 4-6）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者が性的虐待を受けた割合は有意に高くなっている（知的障害あり 6.4%、なし 1.5%）。（表 4-7）
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表 4-8）

㊤ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、知的障害がある

ウ．心理的虐待

- ・心理的虐待を受けた被虐待者の割合を性別、年代別にみても有意差はみられなかった。（表 4-6）
- ・障害種別にみると、精神障害や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い。逆に、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた。なお、身体障害や難病等の有無では有意差はみられなかった。（表 4-7）
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害がない、もしくは行動障害の程度がそれほど強くない被虐待者の方が心理的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。（表 4-8）

㊤ 心理的虐待に遭いやすい属性等：精神障害や発達障害がある

エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性 19.2%、女性 13.7%）。(表 4-6)
- ・年代では、中学生以下や 15～19 歳の被虐待者、60 歳以上の被虐待者が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（中学生以下 40.9%、15～19 歳 20.4%、60 歳以上 21.0%）。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、身体障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（身体障害あり 23.0%、なし 13.5%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 12.1%、なし 17.5%）。なお、知的障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別では、放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-8)

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、若年者（特に未成年層）や高齢者、身体障害がある

オ. 経済的虐待

- ・女性に比べ、男性が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い（男性 28.3%、女性 21.3%）。(表 4-6)
- ・年代について特徴的な傾向は見いだせないが、平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」では 20 歳代の被虐待者が経済的虐待の被害に遭っている割合が高い。(表 4-6)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 27.2%、なし 19.8%）。逆に、精神障害や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 20.6%、なし 25.4%、発達障害あり 7.3%、なし 24.3%）。なお、身体障害や難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・行動障害の有無別にみても、経済的虐待を受けた割合に傾向的な特徴はみられなかった。(表 4-8)

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 23.0%、母親 24.6%、夫 14.2%、兄弟 15.6%、その他 16.1%が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 30.6%、母親 24.7%、兄弟 18.3%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には母親 24.5%、夫 20.3%、父親 18.6%、兄弟 13.8%となる。(表 4-6)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20 歳代までの虐待者は母親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って父親、兄弟、夫の割合が高まり、50 歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-6)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が父親である割合は有意に低い（身体障害あり 16.5%、なし 24.9%）。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親から虐待を受けている割合が高い（被虐待者の年齢層が関係）。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子などから虐待を受けた割合が高まっている。(表 4-7)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある（認定あり・なし）場合には、母親が虐待者となる割合が高い。(表 4-8)

参考 年齢別にみた虐待者の続柄

虐待者の続柄を年齢別にみると、「父親」は 65 歳以上が半数以上を占めていた。「母親」や「夫・妻」、「兄弟姉妹」は 40～50 歳代が多く、「息子・娘」は 18～29 歳と 30～39 歳の年齢に集中していた。

参考表 虐待者の続柄（年齢別割合）

		虐待者続柄				
		父親	母親	夫・妻	息子・娘	兄弟・姉妹
虐待者年齢	～17歳	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	1.1%
	18～29歳	0.0%	0.3%	3.7%	39.4%	8.7%
	30～39歳	0.3%	4.7%	12.2%	37.2%	11.2%
	40～49歳	12.9%	30.6%	28.9%	8.5%	22.0%
	50～59歳	19.7%	25.9%	24.0%	0.0%	33.6%
	60～64歳	12.9%	8.3%	15.0%	2.1%	11.9%
	65～74歳	30.2%	19.9%	13.8%	1.1%	9.7%
	75歳以上	22.4%	9.3%	2.4%	3.2%	0.0%
	不明	1.7%	1.0%	0.0%	5.3%	1.8%
サンプル数		295	301	246	94	277

注：平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」では、虐待者が複数いる場合には集計値としてカウントされているため、年齢と続柄の正確な対応が困難となっている。そのため、ここでは虐待者が 1 人のみの被虐待者 1,213 人のケースを抽出して集計したものである。

③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」48.9%が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」47.5%、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」30.3%等が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「被虐待者の行動障害」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」は、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。また、「虐待者の知識や情報の不足」においても被虐待者が男性の割合が高い傾向がみられた。（表 4-6）
- ・被虐待者の年代別にみても有意差はみられなかった。（表 4-6）

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「被虐待者の行動障害」要因は有意に低い。（表 4-7）
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が有意に高くなっており、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。（表 4-7）
- ・精神障害のある被虐待者では、「被虐待者の行動障害」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が有意に低い。（表 4-7）
- ・発達障害のある被虐待者の場合、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」の割合が高い傾向がみられた。（表 4-7）

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・同程度の「強い行動障害がある」場合でも、認定調査を受けていないケースでは、「虐待者が虐待と認識していない」や「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」、「被虐待者の行動障害」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が、認定調査を受けている被虐待者より高く出ている。（表 4-8）

表 4-6 被虐待者の基本属性別有意差分析（その 1 性別・年齢別）

		全体	性別			年齢							
			男性	女性	有意差	中学生 以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差
全体		1554	562	992		22	113	304	240	352	316	205	
		100%	100%	100%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
虐待の 類型	身体的虐待	964 62.0%	307 54.6%	657 66.2%	***	15 68.2%	58 51.3%	175 57.6%	158 65.8%	216 61.4%	210 66.5%	131 63.9%	*
	性的虐待	65 4.2%	1 0.2%	64 6.5%	***	0 0.0%	12 10.6%	20 6.6%	9 3.8%	16 4.5%	7 2.2%	1 0.5%	***
	心理的虐待	487 31.3%	177 31.5%	310 31.3%		5 22.7%	35 31.0%	104 34.2%	73 30.4%	107 30.4%	100 31.6%	62 30.2%	
	放棄、放置(ネグレクト)	244 15.7%	108 19.2%	136 13.7%	**	9 40.9%	23 20.4%	37 12.2%	28 11.7%	57 16.2%	47 14.9%	43 21.0%	***
	経済的虐待	370 23.8%	159 28.3%	211 21.3%	**	0 0.0%	13 11.5%	89 29.3%	61 25.4%	82 23.3%	78 24.7%	47 22.9%	**
虐待者の 続柄	父	357 23.0%	172 30.6%	185 18.6%	***	5 22.7%	36 31.9%	117 38.5%	72 30.0%	80 22.7%	40 12.7%	7 3.4%	***
	母	382 24.6%	139 24.7%	243 24.5%		16 72.7%	67 59.3%	127 41.8%	73 30.4%	69 19.6%	24 7.6%	5 2.4%	***
	夫	220 14.2%	-	201 20.3%		0 0.0%	0 0.0%	17 5.6%	38 15.8%	67 19.0%	52 16.5%	46 22.4%	***
	妻	41 2.6%	34 6.0%	-		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.8%	12 3.4%	18 5.7%	9 4.4%	***
	息子	88 5.7%	17 3.0%	68 6.9%	*	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	9 2.6%	38 12.0%	37 18.0%	***
	娘	32 2.1%	4 0.7%	28 2.8%	***	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	2 0.6%	15 4.7%	13 6.3%	***
	息子の配偶者(嫁)	5 0.3%	1 0.2%	4 0.4%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.3%	0 0.0%	3 1.5%	
	娘の配偶者(婿)	3 0.2%	1 0.2%	2 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	2 1.0%	
	兄弟	242 15.6%	103 18.3%	137 13.8%	*	1 4.5%	13 11.5%	24 7.9%	24 10.0%	55 15.6%	72 22.8%	51 24.9%	***
	姉妹	101 6.5%	36 6.4%	63 6.4%		0 0.0%	3 2.7%	15 4.9%	9 3.8%	35 9.9%	28 8.9%	9 4.4%	**
	祖父	3 0.2%	1 0.2%	2 0.2%		0 0.0%	1 0.9%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	祖母	6 0.4%	3 0.5%	3 0.3%		0 0.0%	2 1.8%	3 1.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	その他	250 16.1%	87 15.5%	141 14.2%		1 4.5%	7 6.2%	36 11.8%	42 17.5%	56 15.9%	49 15.5%	36 17.6%	*
虐待者 側の 要因	①虐待者の介護疲れ	310 19.9%	115 20.5%	195 19.7%		2 9.1%	15 13.3%	54 17.8%	49 20.4%	75 21.3%	66 20.9%	49 23.9%	
	②虐待者の知識や情報の不足	366 23.6%	147 26.2%	210 21.2%	*	9 40.9%	27 23.9%	74 24.3%	56 23.3%	74 21.0%	60 19.0%	56 27.3%	
	③虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	134 8.6%	48 8.5%	85 8.6%		2 9.1%	9 8.0%	28 9.2%	23 9.6%	30 8.5%	21 6.6%	20 9.8%	
	④虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	258 16.6%	98 17.4%	158 15.9%		3 13.6%	11 9.7%	50 16.4%	47 19.6%	60 17.0%	43 13.6%	42 20.5%	
	⑤虐待者が過去に虐待を行ったことがある	138 8.9%	55 9.8%	82 8.3%		1 4.5%	12 10.6%	35 11.5%	19 7.9%	25 7.1%	26 8.2%	19 9.3%	
	⑥虐待者が虐待と認識していない	738 47.5%	269 47.9%	457 46.1%		9 40.9%	60 53.1%	141 46.4%	115 47.9%	169 48.0%	143 45.3%	89 43.4%	
	⑦虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	248 16.0%	59 10.5%	187 18.9%		5 22.7%	24 21.2%	47 15.5%	30 12.5%	50 14.2%	52 16.5%	38 18.5%	
	⑧虐待者側のその他の要因	207 13.3%	74 13.2%	130 13.1%		1 4.5%	17 15.0%	30 9.9%	26 10.8%	48 13.6%	55 17.4%	27 13.2%	
被虐待 者側の 要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	471 30.3%	167 29.7%	304 30.6%		9 40.9%	28 24.8%	92 30.3%	74 30.8%	111 31.5%	87 27.5%	69 33.7%	
	②被虐待者の行動障害	283 18.2%	123 21.9%	160 16.1%	**	6 27.3%	21 18.6%	67 22.0%	37 15.4%	70 19.9%	53 16.8%	29 14.1%	
	③被虐待者側のその他の要因	258 16.6%	83 14.8%	175 17.6%		3 13.6%	25 22.1%	41 13.5%	43 17.9%	52 14.8%	66 20.9%	28 13.7%	
家庭 環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	760 48.9%	272 48.4%	486 49.0%	*	5 22.7%	49 43.4%	146 48.0%	117 48.8%	183 52.0%	147 46.5%	110 53.7%	
	②家庭における経済的困窮(経済的問題)	324 20.8%	135 24.0%	185 18.6%	**	3 13.6%	24 21.2%	72 23.7%	53 22.1%	68 19.3%	55 17.4%	45 22.0%	
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	244 15.7%	82 14.6%	162 16.3%		3 13.6%	24 21.2%	47 15.5%	34 14.2%	50 14.2%	53 16.8%	33 16.1%	
	④家庭におけるその他の要因	110 7.1%	40 7.1%	70 7.1%		4 18.2%	12 10.6%	18 5.9%	17 7.1%	21 6.0%	23 7.3%	15 7.3%	

有意差検定
***:p<0.001
** :p<0.01
* :p<0.05

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

		全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
			該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体		1554 100%	357 100%	1197 100%		842 100%	712 100%		506 100%	1048 100%		41 100%	1513 100%		22 100%	1532 100%	
虐待の種類	身体的虐待	964 62.0%	229 64.1%	735 61.4%		488 58.0%	476 66.9%	***	339 67.0%	625 59.6%	**	19 46.3%	945 62.5%	*	12 54.5%	952 62.1%	
	性的虐待	65 4.2%	3 0.8%	62 5.2%	***	54 6.4%	11 1.5%	***	11 2.2%	54 5.2%	**	1 2.4%	64 4.2%		0 0.0%	65 4.2%	
	心理的虐待	487 31.3%	103 28.9%	384 32.1%		232 27.6%	255 35.8%	***	184 36.4%	303 28.9%	**	26 63.4%	461 30.5%	***	7 31.8%	480 31.3%	
	放棄、放置(ネグレクト)	244 15.7%	82 23.0%	162 13.5%	***	143 17.0%	101 14.2%		61 12.1%	183 17.5%	**	8 19.5%	236 15.6%		6 27.3%	238 15.5%	
	経済的虐待	370 23.8%	75 21.0%	295 24.6%		229 27.2%	141 19.8%	***	104 20.6%	266 25.4%	*	3 7.3%	367 24.3%	**	3 13.6%	367 24.0%	
虐待者の続柄	父	357 23.0%	59 16.5%	298 24.9%	***	239 28.4%	118 16.6%	***	93 18.4%	264 25.2%	**	15 36.6%	342 22.6%	*	3 13.6%	354 23.1%	
	母	382 24.6%	84 23.5%	298 24.9%		283 33.6%	99 13.9%	***	79 15.6%	303 28.9%	***	16 39.0%	366 24.2%	*	3 13.6%	379 24.7%	
	夫	220 14.2%	54 15.1%	166 13.9%		55 6.5%	165 23.2%	***	111 21.9%	109 10.4%	***	5 12.2%	215 14.2%		7 31.8%	213 13.9%	*
	妻	41 2.6%	20 5.6%	21 1.8%	***	2 0.2%	39 5.5%	***	23 4.5%	18 1.7%	**	0 0.0%	41 2.7%		2 9.1%	39 2.5%	
	息子	88 5.7%	32 9.0%	56 4.7%	**	8 1.0%	80 11.2%	***	46 9.1%	42 4.0%	***	0 0.0%	88 5.8%		3 13.6%	85 5.5%	
	娘	32 2.1%	13 3.6%	19 1.6%	*	3 0.4%	29 4.1%	***	19 3.8%	13 1.2%	**	0 0.0%	32 2.1%		2 9.1%	30 2.0%	
	息子の配偶者(嫁)	5 0.3%	2 0.6%	3 0.3%		2 0.2%	3 0.4%		1 0.2%	4 0.4%		0 0.0%	5 0.3%		1 4.5%	4 0.3%	
	娘の配偶者(婿)	3 0.2%	2 0.6%	1 0.1%		0 0.0%	3 0.4%		1 0.2%	2 0.2%		0 0.0%	3 0.2%		0 0.0%	3 0.2%	
	兄弟	242 15.6%	54 15.1%	188 15.7%		142 16.9%	100 14.0%		75 14.8%	167 15.9%		5 12.2%	237 15.7%		1 4.5%	241 15.7%	
	姉妹	101 6.5%	31 8.7%	70 5.8%	*	56 6.7%	45 6.3%		31 6.1%	70 6.7%		2 4.9%	99 6.5%		2 9.1%	99 6.5%	
	祖父	3 0.2%	0 0.0%	3 0.3%		1 0.1%	2 0.3%		2 0.4%	1 0.1%		0 0.0%	3 0.2%		0 0.0%	3 0.2%	
	祖母	6 0.4%	0 0.0%	6 0.5%		6 0.7%	0 0.0%	*	0 0.0%	6 0.6%		0 0.0%	6 0.4%		0 0.0%	6 0.4%	
	その他	250 16.1%	41 11.5%	209 17.5%	**	127 15.1%	123 17.3%		73 14.4%	177 16.9%		4 9.8%	246 16.3%		1 4.5%	249 16.3%	
虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	310 19.9%	94 26.3%	216 18.0%	***	174 20.7%	136 19.1%		91 18.0%	219 20.9%		4 9.8%	306 20.2%		5 22.7%	305 19.9%	
	②虐待者の知識や情報の不足	366 23.6%	79 22.1%	287 24.0%		209 24.8%	157 22.1%		104 20.6%	262 25.0%	*	14 34.1%	352 23.3%		7 31.8%	359 23.4%	
	③虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	134 8.6%	30 8.4%	104 8.7%		70 8.3%	64 9.0%		44 8.7%	90 8.6%		0 0.0%	134 8.9%	*	1 4.5%	133 8.7%	
	④虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	258 16.6%	67 18.8%	191 16.0%		143 17.0%	115 16.2%		90 17.8%	168 16.0%		5 12.2%	253 16.7%		10 45.5%	248 16.2%	**
	⑤虐待者が過去に虐待を行ったことがある	138 8.9%	34 9.5%	104 8.7%		72 8.6%	66 9.3%		40 7.9%	98 9.4%		3 7.3%	135 8.9%		3 13.6%	135 8.8%	
	⑥虐待者が虐待と認識していない	738 47.5%	163 45.7%	575 48.0%		424 50.4%	314 44.1%	**	208 41.1%	530 50.6%	***	24 58.5%	714 47.2%		8 36.4%	730 47.7%	
	⑦虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	248 16.0%	49 13.7%	199 16.6%		133 15.8%	115 16.2%		96 19.0%	152 14.5%	*	6 14.6%	242 16.0%		1 4.5%	247 16.1%	
	⑧虐待者側のその他の要因	207 13.3%	58 16.2%	149 12.4%	*	109 12.9%	98 13.8%		70 13.8%	137 13.1%		3 7.3%	204 13.5%		4 18.2%	203 13.3%	
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	471 30.3%	142 39.8%	329 27.5%	***	274 32.5%	197 27.7%	*	129 25.5%	342 32.6%	**	12 29.3%	459 30.3%		7 31.8%	464 30.3%	
	②被虐待者の行動障害	283 18.2%	44 12.3%	239 20.0%	***	166 19.7%	117 16.4%		117 23.1%	166 15.8%	***	11 26.8%	272 18.0%		1 4.5%	282 18.4%	
	③被虐待者側のその他の要因	258 16.6%	59 16.5%	199 16.6%		128 15.2%	130 18.3%		87 17.2%	171 16.3%		7 17.1%	251 16.6%		7 31.8%	251 16.4%	
家庭環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	760 48.9%	173 48.5%	587 49.0%		365 43.3%	395 55.5%	***	277 54.7%	483 46.1%	***	25 61.0%	735 48.6%		6 27.3%	754 49.2%	*
	②家庭における経済的困窮(経済的問題)	324 20.8%	62 17.4%	262 21.9%	*	187 22.2%	137 19.2%		104 20.6%	220 21.0%		6 14.6%	318 21.0%		4 18.2%	320 20.9%	
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	244 15.7%	49 13.7%	195 16.3%		156 18.5%	88 12.4%	***	71 14.0%	173 16.5%		11 26.8%	233 15.4%	*	4 18.2%	240 15.7%	
	④家庭におけるその他の要因	110 7.1%	33 9.2%	77 6.4%	*	63 7.5%	47 6.6%		28 5.5%	82 7.8%		5 12.2%	105 6.9%		1 4.5%	109 7.1%	

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

		全体	行動障害						
			強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差	
全体		1554 100%	166 100%	22 100%	258 100%	1045 100%	63 100%		
虐待の類型	身体的虐待	964 62.0%	111 66.9%	11 50.0%	177 68.6%	622 59.5%	43 68.3%	*	
		65 4.2%	5 3.0%	0 0.0%	12 4.7%	44 4.2%	4 6.3%		
	性的虐待	487 31.3%	30 18.1%	3 13.6%	85 32.9%	357 34.2%	12 19.0%	***	
		心理的虐待	244 15.7%	34 20.5%	7 31.8%	42 16.3%	152 14.5%	9 14.3%	
	放棄、放置(ネグレクト)		370 23.8%	30 18.1%	7 31.8%	49 19.0%	273 26.1%	11 17.5%	*
		経済的虐待							
虐待者の続柄	父	357 23.0%	48 28.9%	5 22.7%	69 26.7%	224 21.4%	11 17.5%		
		382 24.6%	63 38.0%	10 45.5%	73 28.3%	224 21.4%	12 19.0%	***	
	母	220 14.2%	9 5.4%	2 9.1%	34 13.2%	165 15.8%	10 15.9%	**	
		夫	41 2.6%	1 0.6%	0 0.0%	4 1.6%	35 3.3%	1 1.6%	
	妻		88 5.7%	2 1.2%	0 0.0%	13 5.0%	65 6.2%	5 7.9%	
		息子	32 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.2%	28 2.7%	1 1.6%	
	娘		5 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	4 0.4%	0 0.0%	
		息子の配偶者(嫁)	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.3%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)		242 15.6%	30 18.1%	2 9.1%	38 14.7%	161 15.4%	9 14.3%	
		兄弟	101 6.5%	9 5.4%	4 18.2%	19 7.4%	63 6.0%	4 6.3%	
	姉妹		3 0.2%	0 0.0%	1 4.5%	0 0.0%	2 0.2%	0 0.0%	***
		祖父	6 0.4%	3 1.8%	1 4.5%	0 0.0%	1 0.1%	1 1.6%	***
	祖母		250 16.1%	20 12.0%	5 22.7%	31 12.0%	160 15.3%	12 19.0%	
		その他							
	虐待者側の要因		①虐待者の介護疲れ	310 19.9%	51 30.7%	5 22.7%	69 26.7%	178 17.0%	7 11.1%
		366 23.6%		40 24.1%	6 27.3%	68 26.4%	236 22.6%	7 11.1%	
②虐待者の知識や情報の不足		134 8.6%	15 9.0%	1 4.5%	13 5.0%	99 9.5%	5 7.9%		
		258 16.6%	47 28.3%	3 13.6%	69 26.7%	132 12.6%	5 7.9%	***	
④虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		138 8.9%	21 12.7%	3 13.6%	19 7.4%	92 8.8%	2 3.2%		
		738 47.5%	70 42.2%	15 68.2%	117 45.3%	509 48.7%	15 23.8%	***	
⑦虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		248 16.0%	24 14.5%	8 36.4%	47 18.2%	164 15.7%	3 4.8%	**	
		207 13.3%	27 16.3%	2 9.1%	28 10.9%	124 11.9%	23 36.5%	***	
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	471 30.3%	74 44.6%	7 31.8%	76 29.5%	299 28.6%	15 23.8%	***	
		283 18.2%	85 51.2%	13 59.1%	117 45.3%	64 6.1%	4 6.3%	***	
	③被虐待者側のその他の要因	258 16.6%	13 7.8%	0 0.0%	30 11.6%	185 17.7%	30 47.6%	***	
家庭環境	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	760 48.9%	63 38.0%	10 45.5%	121 46.9%	537 51.4%	27 42.9%	*	
		324 20.8%	29 17.5%	5 22.7%	56 21.7%	222 21.2%	8 12.7%		
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	244 15.7%	32 19.3%	6 27.3%	47 18.2%	157 15.0%	2 3.2%	*	
		④家庭におけるその他の要因	110 7.1%	18 10.8%	1 4.5%	14 5.4%	59 5.6%	18 28.6%	***

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は 5 件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、平成 28 年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員）

※当初は法第 11 条に基づく立入調査を実施したケースについても分析対象とすることを想定したが、該当件数が 26 件と少ないため単独の分析は困難と判断して対象外とした。

①虐待類型

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると心理的虐待や放棄、放置（ネグレクト）と認定されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と認定されたケースが多い。また、放棄、放置（ネグレクト）ケースの割合も有意に高く、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースは身体的虐待が半数以上を占める。中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。

表 4-9 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	62	902		22	942	***	120	844	
	構成比	64.6%	61.9%		29.7%	63.6%		58.0%	62.7%	
性的虐待	件数	7	58		3	62		16	49	**
	構成比	7.3%	4.0%		4.1%	4.2%		7.7%	3.6%	
心理的虐待	件数	43	444	**	18	469		54	433	*
	構成比	44.8%	30.5%		24.3%	31.7%		26.1%	32.1%	
放棄、放置(ネグレクト)	件数	28	216	***	20	224	**	58	186	***
	構成比	29.2%	14.8%		27.0%	15.1%		28.0%	13.8%	
経済的虐待	件数	27	343		53	317	***	71	299	***
	構成比	28.1%	23.5%		71.6%	21.4%		34.3%	22.2%	
虐待程度が重度	件数	28	179	**	20	187	**			
	構成比	29.2%	12.3%		27.0%	12.6%				

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が66%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでは障害種別による有意差はみられなかった。

表 4-10 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	21	336		23	334		54	303	
	構成比	21.9%	23.0%		31.1%	22.6%		26.1%	22.5%	
知的障害	件数	64	778	**	49	793	*	117	725	
	構成比	66.7%	53.4%		66.2%	53.6%		56.5%	53.8%	
精神障害(発達障害を除く)	件数	19	487	**	19	487		61	445	
	構成比	19.8%	33.4%		25.7%	32.9%		29.5%	33.0%	
発達障害	件数	2	39		0	41		1	40	*
	構成比	2.1%	2.7%		0.0%	2.8%		0.5%	3.0%	
難病等	件数	1	21		2	20		3	19	
	構成比	1.0%	1.4%		2.7%	1.4%		1.4%	1.4%	
その他	件数	1	20		1	20		3	15	
	構成比	1.0%	1.4%		1.4%	1.4%		1.4%	1.1%	

③障害支援区分

- ・やむを得ない事由による措置、市区町村長申立てについては、適用ケースと非適用ケース間で統計的な有意差は確認できなかった。
- ・虐待の程度が重度ケースでは、中軽度ケースと比べて「区分 5」「区分 6」などの割合が高くなっていた。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	1	15		0	16		1	15	
	構成比	1.0%	1.0%		0.0%	1.1%		0.5%	1.1%	
区分2	件数	10	182		9	183		20	172	
	構成比	10.4%	12.5%		12.2%	12.4%		9.7%	12.8%	
区分3	件数	12	186		10	188		19	179	
	構成比	12.5%	12.8%		13.5%	12.7%		9.2%	13.3%	
区分4	件数	8	184		12	180		23	169	
	構成比	8.3%	12.6%		16.2%	12.2%		11.1%	12.5%	*
区分5	件数	7	118		9	116		21	104	
	構成比	7.3%	8.1%		12.2%	7.8%		10.1%	7.7%	
区分6	件数	9	129		10	128		29	109	
	構成比	9.4%	8.8%		13.5%	8.6%		14.0%	8.1%	
なし	件数	49	626		24	651		91	584	
	構成比	51.0%	42.9%		32.4%	44.0%		44.0%	43.4%	

④行動障害の有無

- ・やむを得ない事由による措置や成年後見制度市区町村長申立ての適用・非適用別に比較しても、被虐待者の行動障害の状況に統計的有意差はみられなかった。
- ・虐待程度でみると、重度の被虐待者では行動障害がある割合が中軽度の被虐待者よりも高くなっており、統計的にも有意差がみられた。

表 4-12 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数	14	152		13	153		22	144	
	構成比	14.6%	10.4%		17.6%	10.3%		10.6%	10.7%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数	4	18		2	20		7	15	
	構成比	4.2%	1.2%		2.7%	1.4%		3.4%	1.1%	
行動障害がある	件数	16	242		15	243		42	216	*
	構成比	16.7%	16.6%		20.3%	16.4%		20.3%	16.0%	
行動障害がない	件数	60	985		43	1002		129	916	
	構成比	62.5%	67.6%		58.1%	67.7%		62.3%	68.0%	
行動障害の有無不明	件数	2	61		1	62		7	56	
	構成比	2.1%	4.2%		1.4%	4.2%		3.4%	4.2%	

⑤虐待者の続柄

- ・主な虐待者は、全体では父親、母親、夫、兄弟、その他が多いが、やむを得ない事由による措置の適用・非適用ケース間で統計的有意差はみられなかった。
- ・なお、市区町村長申立て適用ケースや虐待程度が重度ケースでは、夫の割合は低くなっていた。

表 4-13 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
父	件数	24	333		13	344		42	315	
	構成比	25.0%	22.8%		17.6%	23.2%		20.3%	23.4%	
母	件数	24	358		20	362		53	329	
	構成比	25.0%	24.6%		27.0%	24.5%		25.6%	24.4%	
夫	件数	13	207		2	218	***	21	199	*
	構成比	13.5%	14.2%		2.7%	14.7%		10.1%	14.8%	
妻	件数	1	40		1	40		6	35	
	構成比	1.0%	2.7%		1.4%	2.7%		2.9%	2.6%	
息子	件数	3	85		5	83		9	76	
	構成比	3.1%	5.8%		6.8%	5.6%		4.3%	5.6%	
娘	件数	2	30		2	30		3	29	
	構成比	2.1%	2.1%		2.7%	2.0%		1.4%	2.2%	
息子の配偶者(嫁)	件数	0	5		0	5		1	4	
	構成比	0.0%	0.3%		0.0%	0.3%		0.5%	0.3%	
娘の配偶者(婿)	件数	0	3		0	3		0	3	
	構成比	0.0%	0.2%		0.0%	0.2%		0.0%	0.2%	
兄弟	件数	17	225		17	225		36	204	
	構成比	17.7%	15.4%		23.0%	15.2%		17.4%	15.1%	
姉妹	件数	7	94		5	96		16	83	
	構成比	7.3%	6.4%		6.8%	6.5%		7.7%	6.2%	
祖父	件数	0	3		0	3		1	2	
	構成比	0.0%	0.2%		0.0%	0.2%		0.5%	0.1%	
祖母	件数	2	4	*	1	5		1	5	
	構成比	2.1%	0.3%		1.4%	0.3%		0.5%	0.4%	
その他	件数	21	229		18	232	*	41	187	*
	構成比	21.9%	15.7%		24.3%	15.7%		19.8%	13.9%	

⑥虐待の発生要因

- ・やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースに共通する発生要因の特徴として、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「家庭における経済的困窮」の割合が高くなっていた。
- ・上記要因のほか、やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースに比べて「虐待者が虐待と認識していない」の割合も高い。
- ・市区町村長申立てが適用されたケースは「家庭内の経済的困窮」が主要因と考えられる。
- ・虐待程度が重度のケースでは、中軽度ケースと比べて「虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響」の割合も高く、被虐待者のみでなく虐待者自身への支援の必要性が示唆されている。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体		件数 構成比	96 100%	1458 100%		74 100%	1480 100%		207 100%	1347 100%
虐待者側の要因	①虐待者の介護疲れ	件数 構成比	18 18.8%	292 20.0%		4 5.4%	306 20.7%	***	37 17.9%	273 20.3%
	②虐待者の知識や情報の不足	件数 構成比	24 25.0%	342 23.5%		13 17.6%	353 23.9%		41 19.8%	316 23.5%
	③虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数 構成比	8 8.3%	126 8.6%		9 12.2%	125 8.4%		26 12.6%	107 7.9%*
	④虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数 構成比	16 16.7%	242 16.6%		3 4.1%	255 17.2%	***	29 14.0%	227 16.9%
	⑤虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数 構成比	12 12.5%	126 8.6%		8 10.8%	130 8.8%		17 8.2%	120 8.9%
	⑥虐待者が虐待と認識していない	件数 構成比	57 59.4%	681 46.7%	**	37 50.0%	701 47.4%		108 52.2%	618 45.9%
	⑦虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数 構成比	15 15.6%	233 16.0%		10 13.5%	238 16.1%		39 18.8%	207 15.4%
	⑧虐待者側のその他の要因	件数 構成比	11 11.5%	196 13.4%		22 29.7%	185 12.5%	***	29 14.0%	175 13.0%
被虐待者側の要因	①被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数 構成比	28 29.2%	443 30.4%		18 24.3%	453 30.6%		73 35.3%	398 29.5%
	②被虐待者の行動障害	件数 構成比	19 19.8%	264 18.1%		8 10.8%	275 18.6%		26 12.6%	257 19.1%*
	③被虐待者側のその他の要因	件数 構成比	13 13.5%	245 16.8%		14 18.9%	244 16.5%		32 15.5%	226 16.8%
家庭環境要因	①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数 構成比	52 54.2%	708 48.6%		25 33.8%	735 49.7%	**	99 47.8%	659 48.9%
	②家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数 構成比	28 29.2%	296 20.3%*		32 43.2%	292 19.7%	***	61 29.5%	259 19.2%***
	③家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数 構成比	21 21.9%	223 15.3%		11 14.9%	233 15.7%		40 19.3%	204 15.1%
	④家庭におけるその他の要因	件数 構成比	5 5.2%	105 7.2%		3 4.1%	107 7.2%		22 10.6%	88 6.5%*

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて「虐待兆候の把握があった」割合が共通して高くなっており、特に市区町村長申立て適用ケースでは統計的な有意差もみられた。

表 4-15 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	96	1458		74	1480		207	1347	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	13	147		8	152		15	145	
	構成比	13.5%	10.1%		10.8%	10.3%		7.2%	10.8%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	30	422		34	418		72	380	
	構成比	31.3%	28.9%		45.9%	28.2%	**	34.8%	28.2%	
虐待兆候は把握されていなかった	件数	42	709		25	726		94	657	
	構成比	43.8%	48.6%		33.8%	49.1%		45.4%	48.8%	
不明	件数	11	180		7	184		26	165	
	構成比	11.5%	12.3%		9.5%	12.4%		12.6%	12.2%	

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待として 401 件が認定されており、被虐待者数は 672 人※であった。ここでは、虐待が発生した施設種別、虐待類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の 6 件を除く 395 件が対象。

1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待認定件数

障害者支援施設での障害者虐待認定件数は 99 件であり、そのうち身体的虐待が 73 件 (73.7%) を占めた。また、共同生活援助では 76 件の認定があり、身体的虐待は 37 件 (48.7%)、心理的虐待は 26 件 (34.2%) であった。ともに身体的虐待の割合が最も高い。

一方で、就労継続支援 B 型で認定された 52 件のうち、身体的虐待は 25 件 (48.1%)、心理的虐待は 31 件 (59.6%) であり、心理的虐待の認定件数が上回っていた。

表 4-16 障害者福祉施設・事業所種別にみた施設従事者による障害者虐待認定件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	401件 100.0%	229件 57.1%	48件 12.0%	169件 42.1%	26件 6.5%	38件 9.5%
障害者支援施設	99件 100.0%	73件 73.7%	8件 8.1%	24件 24.2%	7件 7.1%	9件 9.1%
居宅介護	10件 100.0%	5件 50.0%	1件 10.0%	6件 60.0%	0件 0.0%	2件 20.0%
重度訪問介護	4件 100.0%	2件 50.0%	0件 0.0%	2件 50.0%	0件 0.0%	1件 25.0%
行動援護	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	3件 100.0%	1件 33.3%	0件 0.0%	2件 66.7%	1件 33.3%	0件 0.0%
生活介護	48件 100.0%	31件 64.6%	7件 14.6%	21件 43.8%	3件 6.3%	0件 0.0%
短期入所	9件 100.0%	9件 100.0%	0件 0.0%	3件 33.3%	1件 11.1%	0件 0.0%
自立訓練	2件 100.0%	2件 100.0%	1件 50.0%	2件 100.0%	1件 50.0%	0件 0.0%
就労移行支援	7件 100.0%	4件 57.1%	2件 28.6%	4件 57.1%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労継続支援A型	26件 100.0%	3件 11.5%	3件 11.5%	19件 73.1%	1件 3.8%	5件 19.2%
就労継続支援B型	52件 100.0%	25件 48.1%	7件 13.5%	31件 59.6%	2件 3.8%	1件 1.9%
共同生活援助	76件 100.0%	37件 48.7%	8件 10.5%	26件 34.2%	4件 5.3%	19件 25.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2件 100.0%	0件 0.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
移動支援事業	8件 100.0%	5件 62.5%	1件 12.5%	3件 37.5%	1件 12.5%	1件 12.5%
地域活動支援センターを経 営する事業	6件 100.0%	2件 33.3%	2件 33.3%	3件 50.0%	1件 16.7%	0件 0.0%
児童発達支援	4件 100.0%	3件 75.0%	0件 0.0%	1件 25.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
医療型児童発達支援	2件 100.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	42件 100.0%	25件 59.5%	7件 16.7%	18件 42.9%	4件 9.5%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による障害者虐待認定件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別認定件数を整理した。

なお、障害者虐待の認定では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待認定件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認を行った。

身体障害のある被虐待者は97人であり、認定された虐待類型は身体的虐待が51件、心理的虐待が41件である。

知的障害のある被虐待者は461人であり、認定された虐待類型は身体的虐待が188件、心理的虐待が122件である。また、経済的虐待の多くは知的障害のある被虐待者であることが窺える。

精神障害のある被虐待者は79人であり、認定された虐待件数は心理的虐待が38件で最も多くなっていた。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による障害者虐待認定件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	672人	229件	48件	169件	26件	38件
身体障害	97人	51件	8件	41件	4件	8件
知的障害	461人	188件	41件	122件	23件	28件
精神障害(発達障害を除く)	79人	24件	8件	38件	5件	8件
発達障害	24人	8件	0件	10件	0件	2件
難病等	1人	0件	0件	1件	0件	0件
その他	4人	0件	0件	2件	0件	0件
不明	93人	3件	1件	2件	2件	3件

※障害種別、虐待類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者支援施設では165人の被虐待者がおり、うち男性は60.6%、女性は39.4%であった。被虐待者の年代は40歳代を中心に幅広く分布している。また、共同生活援助の被虐待者163人のうち、男性は62.6%、女性は37.4%であった。年代は40～50歳代を中心に幅広い。

生活介護では被虐待者が66人いるが、20～30歳代が中心であった。

就労継続支援A型では62人、就労継続支援B型では84人の被虐待者がいるが、ともに20歳代や40歳代が中心であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	672	432	240	70	21	135	89	127	74	60	96
	100.0%	64.3%	35.7%	10.4%	3.1%	20.1%	13.2%	18.9%	11.0%	8.9%	14.3%
障害者支援施設	165	100	65	0	3	15	23	32	20	28	44
	100.0%	60.6%	39.4%	0.0%	1.8%	9.1%	13.9%	19.4%	12.1%	17.0%	26.7%
居宅介護	10	3	7	0	1	0	3	3	2	1	0
	100.0%	30.0%	70.0%	0.0%	10.0%	0.0%	30.0%	30.0%	20.0%	10.0%	0.0%
重度訪問介護	4	2	2	0	0	1	1	0	1	1	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%
行動援護	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	4	2	2	0	0	0	0	1	3	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%
生活介護	66	40	26	0	6	30	18	7	2	2	1
	100.0%	60.6%	39.4%	0.0%	9.1%	45.5%	27.3%	10.6%	3.0%	3.0%	1.5%
短期入所	9	6	3	0	1	4	2	0	2	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	11.1%	44.4%	22.2%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%
自立訓練	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
就労移行支援	9	4	5	0	1	2	5	1	0	0	0
	100.0%	44.4%	55.6%	0.0%	11.1%	22.2%	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	62	49	13	0	1	17	11	17	9	2	5
	100.0%	79.0%	21.0%	0.0%	1.6%	27.4%	17.7%	27.4%	14.5%	3.2%	8.1%
就労継続支援B型	84	54	30	0	4	38	7	23	7	4	1
	100.0%	64.3%	35.7%	0.0%	4.8%	45.2%	8.3%	27.4%	8.3%	4.8%	1.2%
共同生活援助	163	102	61	0	3	18	17	34	27	22	42
	100.0%	62.6%	37.4%	0.0%	1.8%	11.0%	10.4%	20.9%	16.6%	13.5%	25.8%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	9	9	0	1	0	5	0	3	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	11.1%	0.0%	55.6%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6	4	2	0	0	3	1	2	0	0	0
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	8	6	2	8	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	75.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療型児童発達支援	4	2	2	0	0	0	0	4	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	64	47	17	61	0	0	0	0	1	0	2
	100.0%	73.4%	26.6%	95.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	3.1%

イ. 虐待類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性割合が 72.4%と高く、また 20～40 歳代中心である。

性的虐待では、女性の被虐待者が 70.4%を占めており、年齢は 17 歳以下～20 歳代までの比較的若年層が中心であった。

心理的虐待の被虐待者は男性 63.7%、女性 36.3%。年齢は 17 歳以下～40 歳代まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）も男性が 60.8%を占める。年齢は 20～30 歳代が中心である。

経済的虐待でも男性が 64.5%を占めている。年齢については不明が多く、正確な把握が困難であった。

表 4-18 虐待類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	672 100.0%	432 64.3%	240 35.7%	70 10.4%	21 3.1%	135 20.1%	89 13.2%	127 18.9%	74 11.0%	60 8.9%	96 14.3%
身体的虐待	294 100.0%	213 72.4%	81 27.6%	36 12.2%	10 3.4%	70 23.8%	48 16.3%	60 20.4%	33 11.2%	28 9.5%	9 3.1%
性的虐待	71 100.0%	21 29.6%	50 70.4%	13 18.3%	4 5.6%	26 36.6%	10 14.1%	10 14.1%	4 5.6%	1 1.4%	3 4.2%
心理的虐待	267 100.0%	170 63.7%	97 36.3%	43 16.1%	12 4.5%	58 21.7%	43 16.1%	57 21.3%	29 10.9%	21 7.9%	4 1.5%
放棄・放置(ネグレクト)	51 100.0%	31 60.8%	20 39.2%	5 9.8%	2 3.9%	12 23.5%	9 17.6%	6 11.8%	8 15.7%	5 9.8%	4 7.8%
経済的虐待	200 100.0%	129 64.5%	71 35.5%	0 0.0%	2 1.0%	22 11.0%	13 6.5%	28 14.0%	23 11.5%	27 13.5%	85 42.5%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、知的障害のある被虐待者に比べ、身体障害や精神障害のある被虐待者は男性の割合が若干高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害や知的障害ではすべての年代に分布しているのに対し、精神障害のある被虐待者は 20 歳代～40 歳代の割合が高い。なお、発達障害のある被虐待者は 70%が 17 歳以下であった。

表 4-19 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	672 100.0%	432 64.3%	240 35.7%	70 10.4%	21 3.1%	135 20.1%	89 13.2%	127 18.9%	74 11.0%	60 8.9%	96 14.3%
身体障害	161 100.0%	114 70.8%	47 29.2%	11 6.8%	5 3.1%	33 20.5%	30 18.6%	32 19.9%	24 14.9%	21 13.0%	5 3.1%
知的障害	489 100.0%	322 65.8%	167 34.2%	53 10.8%	20 4.1%	123 25.2%	76 15.5%	101 20.7%	59 12.1%	47 9.6%	10 2.0%
精神障害(発達障害を除く)	120 100.0%	86 71.7%	34 28.3%	2 1.7%	5 4.2%	26 21.7%	20 16.7%	35 29.2%	12 10.0%	14 11.7%	6 5.0%
発達障害	24 100.0%	20 83.3%	4 16.7%	17 70.8%	1 4.2%	4 16.7%	0 0.0%	2 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	10 100.0%	5 50.0%	5 50.0%	9 90.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	117 100.0%	70 59.8%	47 40.2%	0 0.0%	1 0.9%	11 9.4%	3 2.6%	7 6.0%	1 0.9%	2 1.7%	92 78.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」や「なし」が20%前後を占めているが、「区分3」～「区分5」もそれぞれ10%前後であり、比較的分散している。

障害者支援施設では、被虐待者165人のうち「区分6」が72人(43.6%)、「区分5」が29人(17.6%)であり、比較的偏りがみられる。

一方、共同生活援助の被虐待者163人では、「区分3」や「区分4」が各20%弱を占めており、「区分6」や「なし」は10%前後であった。

就労継続支援A型の被虐待者62人の支援区分は、「不明」と「なし」がそれぞれ40%前後を占めている。また、就労継続支援B型の被虐待者84人でも「なし」が35.7%を占めている。

表 4-20 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	672 100.0%	6 0.9%	29 4.3%	63 9.4%	89 13.2%	71 10.6%	138 20.5%	130 19.3%	146 21.7%
障害者支援施設	165 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.8%	16 9.7%	29 17.6%	72 43.6%	1 0.6%	44 26.7%
居宅介護	10 100.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%
生活介護	66 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 12.1%	16 24.2%	16 24.2%	25 37.9%	1 1.5%	0 0.0%
短期入所	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	5 55.6%	0 0.0%	1 11.1%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
就労移行支援	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	4 44.4%	2 22.2%
就労継続支援A型	62 100.0%	4 6.5%	3 4.8%	1 1.6%	3 4.8%	2 3.2%	0 0.0%	24 38.7%	25 40.3%
就労継続支援B型	84 100.0%	1 1.2%	5 6.0%	13 15.5%	15 17.9%	6 7.1%	4 4.8%	30 35.7%	10 11.9%
共同生活援助	163 100.0%	1 0.6%	14 8.6%	29 17.8%	31 19.0%	12 7.4%	16 9.8%	18 11.0%	42 25.8%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
移動支援事業	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	3 33.3%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	1 11.1%
地域活動支援センターを経 営する事業	6 100.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	3 50.0%	1 16.7%
児童発達支援	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 75.0%	2 25.0%
医療型児童発達支援	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	64 100.0%	0 0.0%	5 7.8%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	42 65.6%	14 21.9%

イ. 虐待類型別

虐待の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」を中心に分布していた。

また、性的虐待を受けた被虐待者は「区分4」や「なし」の割合が高いが、「区分2」～「なし」まで幅広く分布していた。心理的虐待でも同様の傾向がみられる。

表 4-21 虐待類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	672 100.0%	6 0.9%	29 4.3%	63 9.4%	89 13.2%	71 10.6%	138 20.5%	130 19.3%	146 21.7%
身体的虐待	294 100.0%	1 0.3%	12 4.1%	19 6.5%	44 15.0%	46 15.6%	104 35.4%	50 17.0%	18 6.1%
性的虐待	71 100.0%	0 0.0%	6 8.5%	9 12.7%	19 26.8%	8 11.3%	11 15.5%	16 22.5%	2 2.8%
心理的虐待	267 100.0%	1 0.4%	14 5.2%	29 10.9%	34 12.7%	27 10.1%	53 19.9%	69 25.8%	40 15.0%
放棄・放置(ネグレクト)	51 100.0%	0 0.0%	1 2.0%	4 7.8%	11 21.6%	5 9.8%	14 27.5%	3 5.9%	13 25.5%
経済的虐待	200 100.0%	4 2.0%	10 5.0%	21 10.5%	16 8.0%	12 6.0%	15 7.5%	26 13.0%	96 48.0%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が40.4%を占めており、分布が偏っている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高いものの、「区分4」や「なし」の割合も20%弱を占めており、広く分布している。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が26.7%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分2」や「区分3」の割合も高くなっている。

表 4-22 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	672 100.0%	6 0.9%	29 4.3%	63 9.4%	89 13.2%	71 10.6%	138 20.5%	130 19.3%	146 21.7%
身体障害	161 100.0%	3 1.9%	3 1.9%	9 5.6%	21 13.0%	15 9.3%	65 40.4%	17 10.6%	28 17.4%
知的障害	489 100.0%	5 1.0%	25 5.1%	55 11.2%	84 17.2%	66 13.5%	116 23.7%	88 18.0%	50 10.2%
精神障害(発達障害を除く)	120 100.0%	5 4.2%	10 8.3%	18 15.0%	11 9.2%	10 8.3%	5 4.2%	32 26.7%	29 24.2%
発達障害	24 100.0%	0 0.0%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	19 79.2%	1 4.2%
難病等	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 90.0%
不明	117 100.0%	3 2.6%	1 0.9%	3 2.6%	3 2.6%	3 2.6%	0 0.0%	5 4.3%	99 84.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 70%近くを占めており、障害者支援施設や共同生活援助でも同様の傾向がみられる。生活介護では、知的障害のある被虐待者が 90%を占めていた。

就労継続支援B型での知的障害のある被虐待者が 76.2%を占めているが、精神障害のある被虐待者も 17.9%であった。就労継続支援A型では知的障害のある被虐待者は半数以下となり、精神障害のある被虐待者が 35.5%を占めていた。

表 4-23 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位: 人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障 害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	672 100.0%	97 14.4%	461 68.6%	79 11.8%	24 3.6%	1 0.1%	4 0.6%	93 13.8%
障害者支援施設	165 100.0%	32 19.4%	104 63.0%	6 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 26.7%
居宅介護	10 100.0%	5 50.0%	4 40.0%	4 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	4 100.0%	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	66 100.0%	17 25.8%	60 90.9%	3 4.5%	1 1.5%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%
短期入所	9 100.0%	1 11.1%	8 88.9%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	9 100.0%	1 11.1%	7 77.8%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	62 100.0%	5 8.1%	29 46.8%	22 35.5%	2 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	5 8.1%
就労継続支援B型	84 100.0%	7 8.3%	64 76.2%	15 17.9%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.4%
共同生活援助	163 100.0%	12 7.4%	112 68.7%	16 9.8%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	40 24.5%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	9 100.0%	2 22.2%	8 88.9%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	6 100.0%	0 0.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	8 100.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	5 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	4 100.0%	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	64 100.0%	3 4.7%	48 75.0%	1 1.6%	12 18.8%	0 0.0%	3 4.7%	2 3.1%

イ. 虐待類型別

虐待類型別に被虐待者の障害種別（重複あり）の状況をみると、経済的虐待を除いて知的障害のある被虐待者が中心であった。

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 19.0%、知的障害のある被虐待者は 84.4%、精神障害のある被虐待者は 8.5%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 11.3%、知的障害のある被虐待者は 87.3%、精神障害のある被虐待者は 12.7%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 17.2%、知的障害のある被虐待者は 73.8%、精神障害のある被虐待者は 16.5%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、知的障害のある被虐待者が 86.3%を占めており、身体障害や精神障害のある被虐待者はそれぞれ 10%未満である。

経済的虐待に関しては、不明回答が多いため、比較が困難であった。

表 4-24 虐待類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害種別（重複あり）						
		身体障害	知的障害	精神障害（発達障害を除く）	発達障害	難病等	その他	不明
全体	672 100.0%	97 14.4%	461 68.6%	79 11.8%	24 3.6%	1 0.1%	4 0.6%	93 13.8%
身体的虐待	294 100.0%	56 19.0%	248 84.4%	25 8.5%	9 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 2.4%
性的虐待	71 100.0%	8 11.3%	62 87.3%	9 12.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.8%
心理的虐待	267 100.0%	46 17.2%	197 73.8%	44 16.5%	17 6.4%	1 0.4%	4 1.5%	4 1.5%
放棄・放置（ネグレクト）	51 100.0%	4 7.8%	44 86.3%	5 9.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 7.8%
経済的虐待	200 100.0%	10 5.0%	95 47.5%	15 7.5%	3 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	84 42.0%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別・年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が 70%を超えており、この傾向は障害者虐待認定件数の多い障害者支援施設、共同生活援助、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、全体では比較的均等に分布しているものの、障害者支援施設では「～29 歳」や「30～39 歳」の比較的若い年代が多い。一方、就労継続支援A型や就労継続支援B型では、50 歳以上の割合が半数前後を占めていた。

表 4-25 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
全体	456	334	122	55	91	88	67	88	67
	100.0%	73.2%	26.8%	12.1%	20.0%	19.3%	14.7%	19.3%	14.7%
障害者支援施設	113	82	31	25	29	18	13	10	18
	100.0%	72.6%	27.4%	22.1%	25.7%	15.9%	11.5%	8.8%	15.9%
居宅介護	10	9	1	0	2	3	3	0	2
	100.0%	90.0%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%	30.0%	0.0%	20.0%
重度訪問介護	4	1	3	2	1	0	0	1	0
	100.0%	25.0%	75.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
行動援護	4	4	0	1	3	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	5	2	3	0	1	1	0	0	3
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%
生活介護	50	38	12	2	4	15	13	12	4
	100.0%	76.0%	24.0%	4.0%	8.0%	30.0%	26.0%	24.0%	8.0%
短期入所	11	9	2	3	2	4	0	1	1
	100.0%	81.8%	18.2%	27.3%	18.2%	36.4%	0.0%	9.1%	9.1%
自立訓練	2	1	1	0	0	0	1	0	1
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
就労移行支援	9	7	2	1	2	1	0	1	4
	100.0%	77.8%	22.2%	11.1%	22.2%	11.1%	0.0%	11.1%	44.4%
就労継続支援A型	30	22	8	0	4	3	5	12	6
	100.0%	73.3%	26.7%	0.0%	13.3%	10.0%	16.7%	40.0%	20.0%
就労継続支援B型	55	42	13	5	9	5	11	15	10
	100.0%	76.4%	23.6%	9.1%	16.4%	9.1%	20.0%	27.3%	18.2%
共同生活援助	83	61	22	5	13	21	13	21	10
	100.0%	73.5%	26.5%	6.0%	15.7%	25.3%	15.7%	25.3%	12.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	2	0	0	0	1	0	0	1
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%
移動支援事業	8	6	2	3	1	2	0	1	1
	100.0%	75.0%	25.0%	37.5%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%
地域活動支援センターを経 営する事業	7	4	3	0	0	0	4	2	1
	100.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%	14.3%
児童発達支援	7	2	5	0	4	1	0	2	0
	100.0%	28.6%	71.4%	0.0%	57.1%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%
医療型児童発達支援	5	2	3	0	1	2	0	1	1
	100.0%	40.0%	60.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%
放課後等デイサービス	51	40	11	8	15	11	4	9	4
	100.0%	78.4%	21.6%	15.7%	29.4%	21.6%	7.8%	17.6%	7.8%

イ. 虐待類型別

身体的虐待や性的虐待を行った虐待者は男性の割合が高く、75～83%を占めていた。
虐待者の年齢層は、放棄・放置（ネグレクト）を除いてすべての年代に分布している。

表 4-26 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
全体	456	334	122	55	91	88	67	88	67
	100.0%	73.2%	26.8%	12.1%	20.0%	19.3%	14.7%	19.3%	14.7%
身体的虐待	273	205	68	39	59	49	36	48	42
	100.0%	75.1%	24.9%	14.3%	21.6%	17.9%	13.2%	17.6%	15.4%
性的虐待	61	51	10	6	11	17	8	13	6
	100.0%	83.6%	16.4%	9.8%	18.0%	27.9%	13.1%	21.3%	9.8%
心理的虐待	207	138	69	19	41	32	34	47	34
	100.0%	66.7%	33.3%	9.2%	19.8%	15.5%	16.4%	22.7%	16.4%
放棄・放置(ネグレクト)	33	18	15	1	2	8	8	5	9
	100.0%	54.5%	45.5%	3.0%	6.1%	24.2%	24.2%	15.2%	27.3%
経済的虐待	37	24	13	4	6	11	9	4	3
	100.0%	64.9%	35.1%	10.8%	16.2%	29.7%	24.3%	10.8%	8.1%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が 67～76%を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しているものの、精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は 50 歳以上の割合が高くなっていた。

表 4-27 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
全体	456	334	122	55	91	88	67	88	67
	100.0%	73.2%	26.8%	12.1%	20.0%	19.3%	14.7%	19.3%	14.7%
身体障害	101	68	33	11	23	22	15	16	14
	100.0%	67.3%	32.7%	10.9%	22.8%	21.8%	14.9%	15.8%	13.9%
知的障害	357	272	85	46	68	64	51	72	56
	100.0%	76.2%	23.8%	12.9%	19.0%	17.9%	14.3%	20.2%	15.7%
精神障害(発達障害を除く)	69	50	19	6	12	10	14	17	10
	100.0%	72.5%	27.5%	8.7%	17.4%	14.5%	20.3%	24.6%	14.5%
発達障害	21	11	10	1	8	7	1	4	0
	100.0%	52.4%	47.6%	4.8%	38.1%	33.3%	4.8%	19.0%	0.0%
難病等	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	1	1	0	0	0	0	2	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
不明	8	4	4	0	2	2	1	0	3
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	12.5%	0.0%	37.5%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。

障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、特に障害者支援施設では80%近くを占めていた。

共同生活援助でも「生活支援員」は30%近くを占めるが「世話人」も36%を占めている。

就労継続支援B型では「生活支援員」と「職業指導員」の割合が高く、また就労継続支援A型では「生活支援員」と「管理者」の割合が高い。

放課後等デイサービスでは「指導員」が半数近くを占めていた。

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス 管理責任 者	管理者	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援 員	職業指導 員	就労支援 員	サービス 提供責任 者	世話人	相談支援 専門員
全体	456 100.0%	27 5.9%	35 7.7%	13 2.9%	11 2.4%	183 40.1%	15 3.3%	4 0.9%	5 1.1%	30 6.6%	2 0.4%
障害者支援施設	113 100.0%	2 1.8%	2 1.8%	1 0.9%	3 2.7%	89 78.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
居宅介護	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	50 100.0%	4 8.0%	4 8.0%	4 8.0%	0 0.0%	25 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%
短期入所	11 100.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	8 72.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	9 100.0%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	30 100.0%	5 16.7%	6 20.0%	4 13.3%	0 0.0%	7 23.3%	1 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	55 100.0%	5 9.1%	6 10.9%	2 3.6%	1 1.8%	15 27.3%	13 23.6%	3 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	83 100.0%	8 9.6%	6 7.2%	2 2.4%	0 0.0%	23 27.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	30 36.1%	0 0.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
移動支援事業	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	7 100.0%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療型児童発達支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	51 100.0%	2 3.9%	7 13.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 9.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%

表 4-28 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その2）										
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	同行援護従業者	その他従事者	不明
全体	456 100.0%	34 7.5%	5 1.1%	6 1.3%	3 0.7%	1 0.2%	7 1.5%	3 0.7%	7 1.5%	2 0.4%	52 11.4%	11 2.4%
障害者支援施設	113 100.0%	1 0.9%	1 0.9%	0 0.0%	2 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 6.2%	5 4.4%
居宅介護	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	4 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%
重度訪問介護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	50 100.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 20.0%	1 2.0%
短期入所	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%
自立訓練	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%
就労継続支援A型	30 100.0%	3 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 13.3%	0 0.0%
就労継続支援B型	55 100.0%	3 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 10.9%	1 1.8%
共同生活援助	83 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 13.3%	2 2.4%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%
地域活動支援センターを経 営する事業	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	1 14.3%	3 42.9%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%
医療型児童発達支援	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	51 100.0%	24 47.1%	1 2.0%	4 7.8%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 11.8%	0 0.0%

イ. 虐待類型別

経済的虐待を除く虐待類型では、虐待者が「生活支援員」の割合が最も高い。

その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「管理者」や「その他従事者」、性的虐待では「世話人」や「その他従事者」、心理的虐待では「管理者」や「世話人」、「指導員」、放棄・放置（ネグレクト）では「管理者」の割合が高い。

表 4-29 虐待類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その1）									
		サービス 管理責任 者	管理者	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援 員	職業指導 員	就労支援 員	サービス 提供責任 者	世話人	相談支援 専門員
全体	456 100.0%	27 5.9%	35 7.7%	13 2.9%	11 2.4%	183 40.1%	15 3.3%	4 0.9%	5 1.1%	30 6.6%	2 0.4%
身体的虐待	273 100.0%	13 4.8%	21 7.7%	5 1.8%	6 2.2%	131 48.0%	7 2.6%	1 0.4%	3 1.1%	16 5.9%	0 0.0%
性的虐待	61 100.0%	2 3.3%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	22 36.1%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%	10 16.4%	1 1.6%
心理的虐待	207 100.0%	12 5.8%	21 10.1%	8 3.9%	9 4.3%	70 33.8%	8 3.9%	2 1.0%	2 1.0%	18 8.7%	1 0.5%
放棄・放置（ネグレクト）	33 100.0%	2 6.1%	5 15.2%	1 3.0%	3 9.1%	14 42.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%
経済的虐待	37 100.0%	5 13.5%	4 10.8%	3 8.1%	0 0.0%	9 24.3%	1 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.1%	0 0.0%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者（その2）										
		指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	行動援護 従業者	同行援護 従業者	その他従 事者	不明
全体	456 100.0%	34 7.5%	5 1.1%	6 1.3%	3 0.7%	1 0.2%	7 1.5%	3 0.7%	7 1.5%	2 0.4%	52 11.4%	11 2.4%
身体的虐待	273 100.0%	17 6.2%	2 0.7%	4 1.5%	2 0.7%	0 0.0%	5 1.8%	2 0.7%	1 0.4%	1 0.4%	27 9.9%	9 3.3%
性的虐待	61 100.0%	5 8.2%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	12 19.7%	1 1.6%
心理的虐待	207 100.0%	17 8.2%	3 1.4%	3 1.4%	1 0.5%	1 0.5%	5 2.4%	1 0.5%	5 2.4%	1 0.5%	16 7.7%	3 1.4%
放棄・放置（ネグレクト）	33 100.0%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%	3 9.1%
経済的虐待	37 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.7%	1 2.7%	0 0.0%	1 2.7%	9 24.3%	0 0.0%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が42%、「世話人」が7～8%を占めていた。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も「生活支援員」が24.6%で最も高いが、「管理者」や「サービス管理責任者」、「設置者・経営者」の割合も高い。

表 4-30 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)									
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員
全体	456 100.0%	27 5.9%	35 7.7%	13 2.9%	11 2.4%	183 40.1%	15 3.3%	4 0.9%	5 1.1%	30 6.6%	2 0.4%
身体障害	101 100.0%	5 5.0%	2 2.0%	7 6.9%	8 7.9%	43 42.6%	4 4.0%	0 0.0%	3 3.0%	9 8.9%	1 1.0%
知的障害	357 100.0%	20 5.6%	27 7.6%	7 2.0%	9 2.5%	150 42.0%	10 2.8%	4 1.1%	4 1.1%	28 7.8%	2 0.6%
精神障害(発達障害を除く)	69 100.0%	9 13.0%	11 15.9%	6 8.7%	1 1.4%	17 24.6%	3 4.3%	0 0.0%	2 2.9%	5 7.2%	0 0.0%
発達障害	21 100.0%	1 4.8%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	1 4.8%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.8%	0 0.0%
難病等	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	8 100.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	同行援護従業者	その他従事者	不明
全体	456 100.0%	34 7.5%	5 1.1%	6 1.3%	3 0.7%	1 0.2%	7 1.5%	3 0.7%	7 1.5%	2 0.4%	52 11.4%	11 2.4%
身体障害	101 100.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.0%	0 0.0%	4 4.0%	3 3.0%	1 1.0%	0 0.0%	6 5.9%	2 2.0%
知的障害	357 100.0%	23 6.4%	2 0.6%	4 1.1%	3 0.8%	0 0.0%	4 1.1%	1 0.3%	7 2.0%	2 0.6%	42 11.8%	8 2.2%
精神障害(発達障害を除く)	69 100.0%	4 5.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	7 10.1%	1 1.4%
発達障害	21 100.0%	7 33.3%	3 14.3%	2 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 9.5%	0 0.0%
難病等	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%
不明	8 100.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

障害者支援施設や生活介護では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も高い。一方で、共同生活介護や就労継続支援B型では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高くなっていた。また、就労継続支援A型では「倫理観や理念の欠如」が最も高くなっていた。

表 4-31 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	456 100.0%	248 54.4%	199 43.6%	202 44.3%	84 18.4%	84 18.4%
障害者支援施設	113 100.0%	54 47.8%	57 50.4%	35 31.0%	12 10.6%	26 23.0%
居室介護	10 100.0%	6 60.0%	6 60.0%	7 70.0%	4 40.0%	5 50.0%
重度訪問介護	4 100.0%	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%
療養介護	5 100.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%
生活介護	50 100.0%	26 52.0%	28 56.0%	18 36.0%	9 18.0%	9 18.0%
短期入所	11 100.0%	7 63.6%	5 45.5%	4 36.4%	1 9.1%	3 27.3%
自立訓練	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
就労移行支援	9 100.0%	4 44.4%	5 55.6%	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%
就労継続支援A型	30 100.0%	17 56.7%	11 36.7%	20 66.7%	5 16.7%	5 16.7%
就労継続支援B型	55 100.0%	36 65.5%	23 41.8%	29 52.7%	15 27.3%	8 14.5%
共同生活援助	83 100.0%	49 59.0%	40 48.2%	41 49.4%	14 16.9%	18 21.7%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	8 100.0%	7 87.5%	2 25.0%	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%
地域活動支援センターを 経営する事業	7 100.0%	4 57.1%	2 28.6%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	4 57.1%	1 14.3%	3 42.9%	4 57.1%	1 14.3%
放課後等デイサービス	51 100.0%	26 51.0%	14 27.5%	24 47.1%	12 23.5%	4 7.8%

イ. 虐待類型別

虐待類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-32 虐待類型別にみた虐待の発生要因

単位: 人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	456 100.0%	248 54.4%	199 43.6%	202 44.3%	84 18.4%	84 18.4%
身体的虐待	273 100.0%	153 56.0%	119 43.6%	87 31.9%	47 17.2%	54 19.8%
性的虐待	61 100.0%	27 44.3%	22 36.1%	41 67.2%	9 14.8%	5 8.2%
心理的虐待	207 100.0%	114 55.1%	84 40.6%	98 47.3%	49 23.7%	38 18.4%
放棄・放置(ネグレクト)	33 100.0%	16 48.5%	13 39.4%	14 42.4%	9 27.3%	7 21.2%
経済的虐待	37 100.0%	19 51.4%	17 45.9%	30 81.1%	11 29.7%	13 35.1%

※複数の虐待認定がされた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

知的障害のある被虐待者に対して虐待が行われた要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、精神障害のある被虐待者に対する虐待発生要因では「倫理観や理念の欠如」が最も高くなっていた。

身体障害のある被虐待者に対する虐待発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」が同程度の割合であった。

表 4-33 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位: 人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	456 100.0%	248 54.4%	199 43.6%	202 44.3%	84 18.4%	84 18.4%
身体障害	101 100.0%	47 46.5%	48 47.5%	47 46.5%	21 20.8%	18 17.8%
知的障害	357 100.0%	196 54.9%	158 44.3%	150 42.0%	62 17.4%	69 19.3%
精神障害(発達障害を除く)	69 100.0%	40 58.0%	32 46.4%	44 63.8%	18 26.1%	11 15.9%
発達障害	21 100.0%	13 61.9%	8 38.1%	7 33.3%	6 28.6%	4 19.0%
難病等	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	8 100.0%	3 37.5%	4 50.0%	5 62.5%	1 12.5%	4 50.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

5. 障害者虐待の未然防止に向けた自治体ヒアリング調査

(1) 調査実施概要

①調查目的

養護者虐待、施設従事者虐待における死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止に向けて、どのような取組や体制等が有効かを確認する目的で、平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」で死亡事例を計上した自治体に対して、事例概要、自治体が行った対応、その後の再発防止に向けた取組や自治体の体制、課題等について聞き取りを行う。

平成 27 年度事業では、養護者虐待、施設従事者虐待ともに各 1 件の聞き取りをしており、今年度は、養護者虐待による死亡事例について 1 件のヒアリング調査を実施した。

②調査対象

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」で死亡事例を計上した複数自治体のうち、「自治体への相談の有無」と「あり」と回答した自治体をピアリング調査協力候補先とし、協力を依頼した。

死亡事例ヒアリング調査の協力に応じた 1 自治体の概要については、自治体名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

③調査実施期間

平成29年3月

④調査実施方法

今回の自治体ヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、その回答にもとづいて聞き取りを行った。

⑤主なヒアリング調査項目

障害者虐待の未然防止に向けて有効と思われる取組や視点として、以下の点を重要と考え、回答を依頼した。

- ・事例概要
- ・事件後の対応
- ・その後の再発防止に向けた対応

(2) 調査結果

①事例概要（加工済み事例）

- ・ 重度知的障害のある 40 代の子（行動障害なし）を、70 代の親が殺害した事例。
 - ・ 特別障害者手当と障害年金受給、障害福祉サービスの利用歴なし。
 - ・ 中学校の頃から特別支援学校に通わなくなり、以降、親子ともに社会との接点なく生活してきた。
 - ・ 食事、排泄、入浴などは手伝え可能。暴力、自傷他害はなし。
-
- ・ 被虐待者が幼少時から両親は別居状態。事件の直前に正式に離婚。離婚前は、連絡をすれば、別居中の親も手助けに来てくれたが、離婚後は徐々に疎遠になり、事件直前には、連絡をしても助けに来てくれなくなった。
 - ・ 事件発生の約 1 か月前に、同居している親から「これまで自分が子どもの世話をしてきたが、自分の体調がすぐれないこともあり、施設に預けたい」と相談あり。障害福祉サービスの利用手続き支援を行い、訪問調査の日程も調整済みだった。
 - ・ その後、事件発生。

②事件後に自治体が行った対応

- ・ 基幹相談支援センター、その他相談機関、庁内関係部署（生活保護担当部署、国民年金担当部署）にて、相談履歴の有無と内容の確認。
- ・ 教育委員会にて、就学時の記録の有無と内容の確認。

③自治体考える今回の事件の発生要因、背景

- ・ 相談時に同居中の親から「施設に入所させたい」との発言があったように、子どもの将来に対する不安を抱えていたことと、離婚後、別居中の親からの支援が得られなくなり、同居中の親の負担感が大きくなったことが、今回の事件の背景にあると考えている。

④障害者虐待の未然防止や再発防止、重度化防止に対して行っていること

〔自立支援協議会〕

- ・ 平成 19 年度自立支援協議会を設置。

〔設置目的〕

- －自治体の障害者支援施策全般に関する検討
- －自治体内の行政機関や相談窓口で受けた事例に関する情報共有、意見交換
- －課題解決に向けた支援方策の検討
- －地域の関係部署・機関とのネットワーク構築等

〔設置している部会〕

- －指定相談支援事業所等連絡会議
- －定例会議
- －権利擁護部会等

〔地域ネットワーク部会〕

- ・ 平成 23 年度、専門部会を再編成する過程で、障害のある人たちが地域で生活するうえで必要な地域ネットワークの構築支援等の検討を行うことを目的に、自立支援協議会のなかに「地域ネットワーク部会」を設置。

- ・ 地域ネットワーク部会の構成メンバーは、学識者、障害当事者団体、地域の関係者（社協、民生委員児童委員協議会、知的障害者相談員協会、施設協議会など）。また、就学時からの支援の継続ができるよう、教育委員会に特別支援教育担当部署所属のアドバイザーへの参加も要請。
- ・ 毎年度、地域ネットワーク部会では、自立支援協議会の各部会からあがってきた情報をもとにテーマを設定し、地域での課題解決に向けた協議を行っている。平成 29 年度のテーマは「家族ケアを中心に置いた障害児者ケアマネジメントに関する方策の検討」。
 - －障害者支援に関する「情報の届け方」について（情報提供、情報共有）
 - －地域で孤立する障害者世帯に「気付く」仕組みづくり（早期の気付き、早期支援）
 - －在宅で生活する障害者世帯が孤立しないための仕組みづくり
- ・ 現在、委員や当事者から出された対応策案をもとに、その実現可能性に向けて、庁内関係部署と対応を協議中。結果をまとめたものを「最終とりまとめ」として整理する予定。

⑤障害者虐待の未然防止や再発防止、重度化防止を進めるうえでの課題

〔自立支援協議会の運用に関して〕

- ・ 自立支援協議会において情報を集約する仕組みやネットワークをつくったとしても、人事異動や民間事業者の事業停止などもあり、仕組みを機能させることは難しい面もある。

〔養護者虐待による対応、地域の認識について〕

- ・ 養護者虐待は、本事例のように、親から子どもへの虐待事例が多い。だが、その人やその親子関係、生活様式は長年維持されてきたもので、それでうまく成立していた面もある。そこに、法律に書かれているからといって、「あなたのしていることは虐待だ」と言っても意識も状況も変わらない。そのため、対応するうえでは、家族関係を崩壊させたり、その人の人格否定をすることのないよう、「虐待」という言葉を使うことには非常に慎重になる。
- ・ 地域の中で、障害のある人に関することがあまり知られていないのは事実。一方で、地域に障害者虐待防止の必要性の認識や早期発見の理解を促す必要性は感じている。その意識を改善することを目的に、平成 29 年度、地域ネットワーク部会で、「家族ケアを中心に置いた障害児者ケアマネジメントに関する方策の検討」というテーマを設定した。

⑥まとめ

平成 28 年度調査において養護者虐待における死亡事例は 5 件あったが、死亡事例の発覚後、報道等によって当該事例を把握したという自治体の数が多く、事例検証そのものの難しさが改めて明らかとなった。

そのなかで、今回、ヒアリング調査に協力いただいた 1 自治体では、もともと自立支援協議会（地域ネットワーク部会）のなかで、毎年度テーマを決めて、地域の中で障害者やその家族が孤立しないような方策や仕組みを検討していた。平成 29 年度は、本事例を含め、障害者やその家族の地域からの孤立防止や早期発見を重点的に検討するテーマを設定していた。また、就学時からの支援の継続を視野に、地域ネットワーク部会の構成メンバーに学校関係者を含めており、こうした取組や仕組みは、今後の死亡事例のような重篤な事例の再発防止に向けて有効と考えられる。

障害者虐待における死亡事例のような重篤な事例を防止するために有効な取組や体制等を検討するためには、一定のサンプル数が必要である。今後も引き続き、死亡事例のような重篤な事例の未然防止、再発防止に向けて、必要な情報を収集・蓄積し、それらをもとに検証を行う方策や仕組みを検討することが必要である。

第Ⅱ部 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等に
おける虐待防止のあり方等に関する検討

第1章 障害者虐待防止法における虐待防止・対応の仕組み、
附則第2条関係機関における虐待相当事案の防止にかかる規定・仕組み

1. 本事業における検討の範囲と対象の設定

障害者虐待防止法では、附則第2条において以下の規定がなされている。

附則抄（抜粋）

（検討）

第2条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

①障害者虐待防止法附則第2条で検討が必要なこととして求められている内容

障害者虐待防止法附則第2条で検討が必要なこととして求められている内容は、以下 i ～ iii と整理できる。

- i. 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策
- ii. 障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化
- iii. その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度

→ 上記のうち、ii 及び iii については、第5期障害福祉計画の基本指針により、各自治体の障害福祉計画に盛り込むよう促す等、一定の方策がとられている。

→ 一方、i については、国においても明確な対応がとられていない。

②先行文献における附則第2条の検討対象と検討内容に関する記述の整理

本事業の検討対象である附則第2条に関する先行文献の記述を整理すると、以下のようなものが確認できる。

○『逐条解説障害者虐待防止法』

学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認または安全の確保を実効的に行うための方策については、第5章に規定されている学校、保育所等、医療機関での通報義務のあり方等も含まれ、官公署等として、矯正施設等も含まれるものである。また、本法により、児童、高齢者、配偶者、障害者の虐待防止法制が整備されたことを踏まえ、これらの法制度全般の見直しについても政府に対して求めるものである。
(100p)

出典：障害者福祉研究会編集（2013年）『逐条解説障害者虐待防止法』，中央法規。

○『時の法令』

政府は、次の項目について、この法律の施行後3年後を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況^(注15)を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

- ①学校、保育所等、医療機関、官公署等^(注16)における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方
- ②障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度（障害者の被害者の安全の確認または安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化を例示）

（注15）この法律の制定によって、虐待防止法が一応出そろうことを踏まえ、これらの法制度全般の見直しを行うことを視野に入れたものであると考えられる。

（注16）「官公署における障害者に対する虐待」には、障害者である公務員に対する使用者による虐待（注9）のほか、矯正施設等における障害者である被収容者に対する公務員による虐待なども念頭に置かれているものと考えられる。

（注9）「使用者による障害者虐待」に国及び地方公共団体が雇用主である場合を含まないこととされている（法2条5項、8項）のは、そのような場合における使用者による障害者虐待の防止等に係る仕組みを実効的なものとするためには、一般の使用者による障害者虐待とは別途仕組みを検討することが必要であることが考慮されたものであると考えられる。すなわち、使用者による障害者虐待については、都道府県労働局長等が労働関係法令による権限を適切に行使することにより対処することとされているが、労働関係法令は公務員に適用されない規定等が多く、都道府県労働局等の官公署に対する監督権限も限定的なものとなっているためである。このことをふまえ、検討規定では「官公署における障害者虐待に対する虐待の防止等の体制の在り方」について、政府に対し、検討を加えて必要な措置を講ずるように義務付けている。

（18p、19p、22p）

出典：三角啓介（2012年）「法令解説 障害者虐待防止法の制定：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する施策を促進：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）平23・6・24公布 平24・10・1施行」、『時の法令』1898号、雅粒社編、4p-23p

先行文献から、本事業における検討内容は、以下のように整理できる。

- i. 「学校、保育所等、医療機関における通報義務のあり方」に関する検討
- ii. 「官公署等における通報義務のあり方」に関する検討

→ iについては、近年における障害者の権利や虐待に関する法制度の動向を踏まえると、障害者虐待防止法において通報対象とされていない附則第2条機関においても、障害者の虐待防止に資する取組がなされているか、また制度上も機能する仕組みとなっているか、といった点について検討を行う必要がある。

→ iiについては、「矯正施設等における被収容者に対する公務員による虐待」や「障害者である公務員に対する使用者による虐待」など、検討対象が広範・多様であり、またその外延も不明確である。

⇒上記①、②をふまえ、本事業では、障害者虐待防止の実効性を高める方策の検討を目的に、学校、保育所等、医療機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点も含めて検討を行うことを確認した。

⇒「官公署等」については本事業の検討対象外とした（次頁で説明）。

参考 「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」で示された対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

年齢	所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
		在宅 (養護者 ・保護者)	障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3		
18歳未 満	<u>児童虐待 防止法</u> ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1			—	<u>障害者虐 待防止法</u> (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村) ※4	<u>児童福祉 法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	<u>障害者虐 待防止法</u> (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳以 上65歳 未満	<u>障害者虐 待防止法</u> ・被虐待 者 支援 (市町村)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2 —	【20歳まで】 —	—	<u>障害者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	<u>障害者虐 待防止法</u> ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳以 上	<u>障害者虐 待防止法</u> <u>高齢者虐 待防止法</u> ・被虐待 者支援 (市町村)			<u>高齢者虐 待防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、
児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、
障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」（平成29年3月）より抜粋

※「官公署等」の「障害者である公務員に対する使用者による虐待」については、本検討委員会でも以
下のような指摘がなされた。

- ・「障害者である公務員」は、通常「公務部門で働く障害者」と表現されており、実は公務員という立
場ではない人が圧倒的に多い。知的障害者、精神障害者は嘱託や非正規という雇われ方になり、この
人たちは障害者虐待防止の対象になっていない。「公務部門で働く障害者」に地方公務員法、労働基準
法など、どの法律が適用されるかわからない、どの労働法上でもあやふやな存在であることが指摘さ
れている。」

2. 附則第2条機関における障害者虐待防止に係る現行制度の整理

(1) 附則第2条機関における障害者虐待防止に係る現行制度の整理の方法

本事業では、附則第2条関係機関における障害者虐待相当事案に関する現行制度について、

- i. どのような規定、仕組みとなっているか を整理するとともに、
- ii. 障害者虐待防止の実効性の確保という点に照らした場合、十分な対応が可能な規定や仕組みとなっているか

を検討する必要がある。

iiの検討にあたっては、障害者虐待と重複する／しない部分（附則第2条関係機関を所管する法制度によりカバーされている／されていない部分）の整理を行うため、障害者虐待防止法上の通報義務が課せられている施設従事者虐待における規定、仕組みを参考とし、附則第2条関係機関を所管する法制度等と比較することとする。

(2) 障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みの整理

①障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組み

障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する虐待防止に寄与する規定、仕組みは、主に以下のように整理できる。

i. 施設従事者虐待に該当する「施設、事業」の範囲（障害者虐待防止法第2条4項）

障害者虐待防止法では、以下の施設、事業に従事する者が、当該施設、事業を利用する障害者等について行うiiに該当する行為を「施設従事者虐待」と位置付けている。

- ・「障害者福祉施設」：障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園
- ・「障害福祉サービス事業等」：障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

ii. 虐待に該当する行為（障害者虐待防止法第2条7項）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に該当する虐待行為として以下の5つの行為を規定している。

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・放棄、放置：障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例：減食放置、当該障害者福祉施設の他の入所者等による上記3つと同様の行為の放置）（要約）
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

iii. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

(障害者虐待防止法第 15 条)

障害者虐待防止法では、障害福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業書等を行う者に対して、これらの施設等の従事者に対する研修の実施や利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等、障害者福祉施設等による障害者虐待の防止のための措置を講ずることを規定している。

- ・ 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

iv. 通報の義務、届出、都道府県への報告等（障害者虐待防止法第 16 条、第 17 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待を受けたと思われる障害者の発見者による市町村への速やかな通報、施設従事者虐待を受けた障害者による、市町村への届出を規定している。

また、上記の通報や届出を受けた市町村は、事実確認を行った結果、施設従事者虐待が確認できた場合や都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合には、規則に定める事項を都道府県に報告することとしている。

- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（1 項）。
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる（2 項）。
- ・ 市町村は、通報や届出を受けた場合、当該通報や届出に関する事項を、当該福祉施設、サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。（17 条）（要約）

v. 通報等を受けた場合の措置（都道府県による権限行使）（障害者虐待防止法第 19 条）

障害者虐待防止法では、施設従事者虐待に係る通報、届出、報告を受けた市町村又は都道府県知事は、障害者福祉施設等の業務等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限（報告徴収等）を適切に行使用するものとしている。

- ・ 市町村が第 16 条第 1 項の規定による通報若しくは同条第 2 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 17 条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使用するものとする。

vi. 公表（障害者虐待防止法第 20 条）

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、施設従事者虐待の状況、施設従事者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとしている。

- ・ 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

3. 附則第2条機関に関する障害者虐待防止に係る規定、仕組み

(1) 障害者虐待防止法上での位置づけ

①国手引きにおける記述

障害者虐待防止法では、虐待の主体は、①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者と規定されており、「学校」、「保育所等」、「医療機関」、「官公署等」は含まれていない。しかしながら、法ではこれら機関が虐待の早期発見に努めること（第6条）と共に、「第5章 就学する障害者等に対する虐待の防止等」（第29条～第31条）において、いわゆる「間接的防止措置」を講ずることが明記されている。

また、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（平成29年3月）」（以下「国手引き」という。）では、市町村・都道府県に対し、以下のことが規定されている。

【国手引き】

〔市町村、都道府県〕

「これらの施設の長や管理者が、障害者虐待防止法に規定された虐待の防止措置を講ずるよう、関係部局に対して周知を図ることも必要。」

〔市町村〕

「（法第3条の趣旨を受けて）通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村が対応することが求められ」、「このような通報に備えて、市町村では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要がある」。

②先行文献における記述

先行文献によると、障害者虐待防止法制定時において、「附則第2条関係機関について、養護者による虐待と同様の措置を規定することが検討されたが、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設での長や管理者に対する間接的な虐待の防止等を規定することとした」旨が記載されている。

○『逐条解説障害者虐待防止法』

本章（障害者虐待防止法第29条）に規定されている学校、保育所等、医療機関、官公署等については、立法過程で、養護者による障害者虐待等と同様の措置を規定することが検討されたが、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設での長や管理者に対する間接的な虐待の防止等を規定することとした。（73p）

出典：障害者福祉研究会編集（2013年）『逐条解説障害者虐待防止法』，中央法規。

（２）障害者虐待防止法その他各法制度における、附則第２条関係機関での障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み

本項では、「学校」、「保育所等」、「医療機関」、「官公署等」について、以下のような観点から、現状の整理を行うこととする。

- ・それぞれの対象機関ごとに、障害者虐待防止法という障害者虐待の定義に含まれるあるいは類似していると想定される事象について、他の法ではどのような規定等がなされているのか。
- ・各機関を所管する法制度では、実際に障害者虐待に相当する事案が起きた場合、どのような対応がなされているのか。
- ・また、各機関を所管する法制度では、どのような再発防止策がとられているのか。

その上で、障害者虐待防止法における施設従事者虐待に関する仕組みと比較し、次頁以降における各機関についての検討の視点について整理を行うこととする。

①「学校」における障害者に対する虐待の防止等の体制について

ア．障害者虐待防止法における「学校」に関する規定

法においては、就学する障害者等に対する間接的防止策として、学校長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する以下の措置を講ずることが規定されている。

- ・障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発
- ・就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備
- ・就学する障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第 29 条 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ．学校教育法に規定された「体罰の禁止」等の現状

＊「学校」の定義：国、地方公共団体及び別に法律で定める法人（私立）が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

「学校教育法」第 11 条で、体罰の禁止が規定されている。

（学校教育法）

第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

体罰については、平成 25 年 3 月 13 日付けで「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（24 文科初第 1269 号）が、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長連名で発出されており、その中で、体罰の具体例が示されている。これらの内容をみると、法で規定する虐待類型のうち、身体的虐待におおむね相当するように推測される。

文部科学省が公表している「体罰の実態把握」（平成 28 年度の処分等の状況についての調査結果を平成 29 年 12 月に公表）によれば、平成 28 年度には、全国の国公私立の小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校 748 校において、合計 838 件の体罰が報告されている。

当調査によれば、体罰の発生は、場面としては「授業中」、「部活動」の順に起きた割合が高く、場所としては「教室」、「運動場・体育館」の順に起きた割合が高い。体罰の態様としては、「素手で殴る・叩く」が過半数を占めているが、「蹴る・踏みつける」も 1 割となっている。

また、体罰事案の把握のきっかけをみると、「教員の申告」は 36.6%で、「保護者の訴え」（33.3%）、「児童生徒の訴え」（22.7%）となっている。「第三者からの通報」は 15.9%である。

体罰による教員等の処分の実態については、「公立学校教職員の人事行政状況調査」（文部科学省）において、体罰に係る懲戒処分等の状況（平成 29 年度）を調査し、文部科学省 HP で公表している。

また、平成 29 年 10 月 20 日付けで「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）」（29 初児生第 28 号）において、教職員による体罰のほか、暴言も含めた不適切な言動や指導が許されない旨を示しており、法で規定する身体的虐待相当の行為だけでなく、心理的虐待相当などより広い範囲がカバーされていると推測される。

ウ. 施設従事者虐待の規定、仕組みとの比較から見える検討の視点

学校においては、「虐待」という概念ではないものの、学校教育法において、体罰の禁止が規定されており、国における実態調査等が行われている。また、通知において、不適切な言動や指導は許されない旨が示されている。

- i. 法第 29 条との関係でいえば、まずは、体罰等を行った教員、体罰等が発生した学校等において、再発防止の取組等がどのようになされているかについて検討する必要がある。
- ii. 法でいう虐待類型のどこまでの範囲が、学校教育法に基づく運用等においてカバーされているのかについて検討する必要がある。

②「保育所等」における障害者に対する虐待の防止等の体制について

ア．障害者虐待防止法における「保育所等」に関する規定

法においては、保育所等に通う障害者等に対する間接的防止策として、保育所等の長は、保育所等の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることが規定されている。

- ・ 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
- ・ 保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
- ・ 保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・ その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第 30 条 保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の 厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ．保育所等に関する関連事項とその対応状況

保育所等における障害者虐待の防止や判断のポイントについては、平成 24 年 10 月 1 日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課からの事務連絡「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う同法第三十条の保育所等の適切な対応について」が発出されている。（記載内容をみると、保護者による虐待の早期発見に資するための記載が多く、保育所等の職員による虐待の防止に関連する記載は一部に留まっている。）

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」に基づき、障害のある子どもを含め、保育所に通う子供に対する虐待等は禁止されており、これに違反した場合、改善勧告・改善命令や事業停止命令、認可取り消しを受けることとなっている。

「幼保連携型認定こども園」についても、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号において、同様の規定となっている。

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、毎年内閣府から報告が出されている。平成 28 年 1 年間の事故報告は 875 件、うち、死亡は 13 件（うち乳幼児の死亡が 7 件）である。

子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が平成 26 年 9 月に開催され、事故の発生や

その再発を防止するための措置について検討が行なわれていたが、平成 27 年 12 月の検討会最終とりまとめを受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」がとりまとめられた。また、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を、平成 28 年 3 月に地方自治体宛てに通知し、施設・事業者に周知されている。

その他、対応状況の一端を示すものとして、参考として以下を紹介する。

＊1 市区町村保育所担当課による保育所等における間接的な虐待防止の取組実態の把握状況について、堀口寿広氏（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）の研究では、以下のように指摘されている。

①半数の自治体で管内施設での実施状況を把握していない

②回答のあった 490 自治体のうち、把握している実施策として最も多かったのが「地域ネットワークへの参加」

③「児童等の保護者から職員から虐待を受けたという苦情を経験した」自治体は約 8%。

出所 厚生労働科学「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」班（平成 25～27 年度）による研究の一環として実施

＊2 全国保育協議会による「全国の保育所実態調査」（2008）によれば、「保護者からの保育に関する苦情は 74%の保育所が所内で解決し、運営適正化委員会への申し立ては 0.2%であった」

＊1、＊2 については、第 63 回日本小児保健協会学術集会シンポジウム 1 での堀口寿広氏の報告「保育・教育現場における障害児虐待を防止する対策の現状と、『保護者から誤解されかねない対応』について考える」から引用。

ウ. 施設従事者虐待の規定、仕組みとの比較から見える検討の視点

i. 法第 30 条との関係でいえば、まずは、法第 30 条で規定されている取組みの実態を把握し、どのような対応状況となっているかについて検討する必要がある。特に、重大事故の検証については、児童虐待等の分野とも連携して進めて行く必要があるが、どのような対応状況となっているかについても検討する必要がある。

ii. 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」最終とりまとめでは、重大事故を「教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」とし、これらに関する事故状況の分析と再発防止のための留意事項の周知が求められているが、重大事故に該当しないものの、児童福祉法第 33 条の 10 で規定されている虐待に関しては、どのような対応がなされているかについて検討する必要がある。

③「医療機関」における障害者に対する虐待の防止等の体制について

ア. 障害者虐待防止法における「医療機関」に関する規定

法においては、医療機関を利用する障害者等に対する間接的防止策として、医療機関管理者は、医療機関の職員、その他の関係者に対する以下の措置を講ずることが規定されている。

- ・ 障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、
- ・ 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、
- ・ 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置
- ・ その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第 31 条 医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ. 医療法と精神保健福祉法における規定

医療分野については、医療法第 1 条 4 の第 1 項の規定に基づき、医師その他の医療の担い手は、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないこととされている。あわせて、同条第 2 項において、医師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないこととされている。その上で、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ）については、精神保健福祉法のなかで、精神科病院における処遇について規定されている。また、精神保健福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣が定める処遇の基準が、通信・面会、隔離、身体的拘束、任意入院者の開放処遇の制限の点から明示されている。

ウ. 施設従事者虐待の規定、仕組みとの比較から見える検討の視点

- i. 法第 31 条との関係でいえば、まずは、法第 31 条で規定されている取組の実態を把握し、どのような対応状況となっているかについて検討する必要がある。
- ii. 医療機関における障害者虐待に相当する行為全般に対して、どのような対応がなされているかについて検討する必要がある。また、精神科病院については、精神保健福祉法に規定された隔離や身体的拘束などの行動制限についての対応が適法に行われているのかについても検討する必要がある。

第2章 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における
虐待防止の状況に関する自治体調査 集計結果

1. 「障害者虐待対応状況調査」における、附則第2条関係機関に関する相談と対応

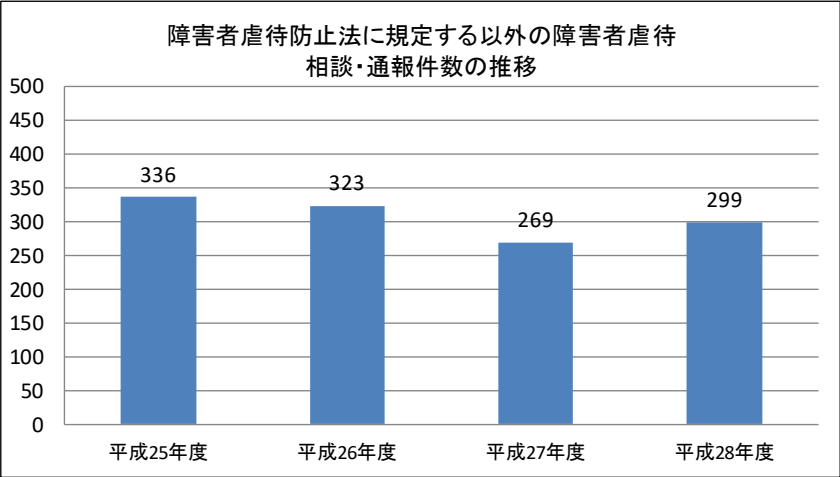
(1) 附則第2条関係機関に関する相談件数（経年比較）

「障害者虐待対応状況調査」における、附則第2条関係機関に関する相談件数を経年比較（平成24年度～28年度）でみると、毎年120件前後で推移している（「その他」と無回答を除く）。

また、その内訳をみると、平成24年度～28年度にかけて一貫して「医療機関」の件数が多く、「学校」、「官公署」が続いている。

附則第2条関係機関に関する相談件数（経年比較）（全体）
（平成24年度～28年度）

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数(件)	－	336	323	269	299



附則第2条関係機関に関する相談件数（経年比較）（機関別）
（平成24年度～28年度）

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
保育所等	－	8	2	1	6	5	－	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	1.6%
学校	－	40	30	19	26	7	－	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	1.6%
医療機関	－	88	80	80	65	－15	－	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	－8.0%
官公署	－	37	40	36	20	－16	－	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	－6.7%
その他	－	145	152	114	145	31	－	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	6.1%
不明	－	18	19	19	37	18	－	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	5.3%
合計	0	336	323	269	299	30	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。
平成25年度：336件
平成26年度：323件
平成27年度：269件
平成28年度：299件

「障害者虐待対応状況調査」（平成24年度～28年度）から整理。

(2) 附則第2条関係機関等に関する相談への対応状況（経年比較）

附則第2条関係機関等に関して受け付けた相談への対応状況を経年比較（平成24年度～28年度）でみると、該当する機関に引き継いだ事例は、各年度の合計件数を母数とすると、毎年30%前後で推移している。

附則第2条関係機関等に関する相談への対応状況（経年比較）（全体）
（平成24年度～28年度）

該当機関等	件数					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
該当機関に引き継いだ事例	－	109	101	99	93	－6
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	5	3	1	2	1
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	26	23	11	18	7
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	25	18	31	19	－12
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	－	17	23	22	15	－7
その他	－	36	34	34	39	5
該当機関に引き継いでいない事例	－	227	222	170	206	36
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	－	78	66	47	53	6
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不要と判断した事例	－	111	128	90	111	21
その他	－	38	28	33	42	9
合計	0	336	323	269	299	30

該当機関等	構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
該当機関に引き継いだ事例	－	32.4%	31.3%	36.8%	31.1%	－5.7%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(4.6%)	(3.0%)	(1.0%)	(2.2%)	1.2%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(23.9%)	(22.8%)	(11.1%)	(19.4%)	8.3%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(22.9%)	(17.8%)	(31.3%)	(20.4%)	－10.9%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	－	(15.6%)	(22.8%)	(22.2%)	(16.1%)	－6.1%
その他	－	(33.0%)	(33.7%)	(34.3%)	(41.9%)	7.6%
該当機関に引き継いでいない事例	－	67.6%	68.7%	63.2%	68.9%	5.7%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	－	(34.4%)	(29.7%)	(27.6%)	(25.7%)	－1.9%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不要と判断した事例	－	(48.9%)	(57.7%)	(52.9%)	(53.9%)	1.0%
その他	－	(16.7%)	(12.6%)	(19.4%)	(20.4%)	1.0%
合計	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度：336件

平成26年度：323件

平成27年度：269件

平成28年度：299件

※()内の数値は、それぞれ「該当機関に引き継いだ事例」、「該当機関に引き継いでいない事例」の件数を100%とした場合の構成比。

「障害者虐待対応状況調査」（平成24年度～28年度）から整理。

2. 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止の状況に関する自治体調査

(1) 事例調査

①調査実施概要

ア. 調査の目的

平成28年度「障害者虐待対応状況調査」で「学校、保育所等、医療機関、官公署等からの相談・通報を受け、所管する部署・機関に引き継いだ」と回答した自治体等に対してアンケート調査を実施し、学校、保育所等、医療機関、官公署等で起こっている事例概要、自治体（市町村及び都道府県の障害担当部署）の取組状況及び上記各機関を所管する機関・部署の取組状況や課題を把握する。

※事例の特定を避けるため、本報告書では事例の概要は掲載しない。

イ. 調査対象者、配布・回収状況等

平成28年度「障害者虐待対応状況調査」で「学校、保育所等、医療機関、官公署等からの相談・通報を受け、所管する部署・機関に引き継いだ」と回答※した自治体

※平成28年度調査票の第6票問3①または第16票問3①の設問。

※1自治体で複数の事例を回答している自治体もあるため、表内の件数は事例数。

〔配布数〕

	学校を所管又は 相談内容に対応 する機関・部署 等	保育所等を所管 又は相談内容に 対応する機関・ 部署等	医療機関を所管 又は相談内容に 対応する機関・ 部署等	官公署等への苦 情処理等を所 管・担当する機 関・部署等	合計 (事例数)
市町村	11	2	17	13	43
都道府県	7	0	2	2	11
合計 (事例数)	18	2	19	15	54

〔回収数・回収率〕

	学校を所管又は 相談内容に対応 する機関・部署等	保育所等を所管 又は相談内容に 対応する機関・ 部署等	医療機関を所管 又は相談内容に 対応する機関・ 部署等	官公署等への苦 情処理等を所 管・担当する機 関・部署等	回収数 (事例数)	回収率
市町村	2	0	10	7	19	44.2%
都道府県	6	0	1	1	8	72.7%
合計 (事例数)	8	0	11	8	27	50.0%

③調査実施期間

平成 29 年 10 月～11 月

④調査実施方法

メールを通じての調査依頼・回収

※以下、引き継いだ機関・部署名は、それぞれ以下のように記載する。

- ・「学校を所管する機関・部署等」
- ・「保育所等を所管する機関・部署等」
- ・「医療機関を所管する機関・部署等」
- ・「官公署等を所管する機関・部署等」

②調査結果概要

ア. 障害福祉担当部署が当該事例を引き継いだ機関・部署

市町村または都道府県の障害担当部署が当該事例を引き継いだ事例は、市町村 19 事例、都道府県が 8 事例の計 27 事例で、回答のあった全自治体が引き継いでいた。

イ. 虐待の疑い（複数回答）

相談を受けた事例は虐待が疑われたかどうかについては、「疑われた」が 17 事例で 6 割を超えていた。

虐待が疑われた 17 事例のうち、疑われた虐待の種類について記載のあった 16 事例の疑われた虐待の種類をみると、引き継いだ機関・部署に関わらず、疑われた虐待の種類は「身体的虐待（10 件）」と「心理的虐待（9 件）」だった。

(2) 障害者虐待防止法で規定される各機関の長に義務付けられている「間接的防止措置」の実態及び自治体の取組状況に関する調査

①調査実施概要

ア. 調査の目的

平成 28 年度「障害者虐待対応状況調査」で「学校、保育所等、医療機関、官公署等からの相談・通報を受け、所管する部署・機関に引き継いだ」と回答した市町村（Ⅰの事例調査と同じ）及び 47 都道府県に対してアンケート調査を実施し、障害者虐待防止法で「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられているいわゆる「間接的防止措置」の実態、それらに関する障害担当部署の取組状況を把握する。

イ. 調査対象者、配布・回収状況等

〔配布数〕

- ・（Ⅰ）の事例調査と同じ市町村 31（1 自治体で複数の事例を回答している自治体を 1 件とカウント）
- ・都道府県（上記①調査の都道府県を含む） 47

〔回収数・回収率〕

	回収数 (自治体数)	回収率
市町村	16	51.6%
都道府県	30	63.8%

ウ. 調査実施期間

平成 29 年 10 月～11 月

エ. 調査実施方法

メールを通じての調査依頼・回収

②調査結果概要

ア. 「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられている「間接的防止措置」の、当該機関への周知徹底（法第 29 条～第 31 条）

市町村または都道府県の障害担当部署が、「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられている「間接的防止措置」の、当該機関への周知徹底状況は、「学校」の長に対しては 8.2%（4 件）、「保育所等」、「医療機関」の長に対しては 4.1%（2 件）にとどまっていた。

イ。「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられている「間接的防止措置」を、当該機関が実施しているかどうかの実態把握（法第 29 条～第 31 条）

市町村または都道府県の障害担当部署が、「学校」、「保育所等」、「医療機関」の長に義務付けられている「間接的防止措置」を、当該機関が実施しているかどうかの実態把握状況は、いずれの機関に対しても 1 件（2.0%）にとどまっていた。

③障害担当部署が、障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関や、各機関を所管する機関・部署と連携して行っている取組の内容（抜粋）

市町村または都道府県の障害担当部署が、障害者虐待防止法附則第 2 条に規定される各機関や、各機関を所管する機関・部署と連携して行っている取組の内容は、以下のとおりである。

- ・協議会の委員に、学校、医療機関、官公署から参画。障害者虐待防止対策について、協議している。（市町村）
- ・障害者虐待防止・権利擁護等の普及啓発のための特別支援学校訪問。（都道府県）
- ・県政出前講座の依頼があった場合、障害者虐待防止法に関する出前講座を実施している（これまで医療機関における実績あり）。（都道府県）
- ・県法務局から人権擁護委員向けの研修で、「障害者虐待」をテーマとした講演依頼があり、部署の職員を講師として派遣した。（都道府県）
- ・医療機関から、スタッフ向けの研修で「障害者総合支援法の概要と障害者の権利擁護の取組」というテーマで講演依頼があり、部署の職員を講師として派遣した。（都道府県）

④障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関等における虐待防止を進めるにあたって感じている課題（抜粋）

市町村または都道府県の障害担当部署が、障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関等における虐待防止を進めるにあたって感じている課題は、以下のとおりである。

〔市町村〕

- ・いじめや各種ハラスメントとの境界が明確にできない。また、組織内の人間関係や態勢がかかわる案件の場合、概要把握や改善に向けての責任の所在が不明確になることもある。

〔都道府県〕

○実態把握が困難

- ・学校、保育所等、医療機関、官公署等は障害者虐待防止法の「障害者虐待」の定義には含まれないため、各機関の長に対して、虐待防止に向けた措置を講じることを義務付けるだけで、通報義務や行政機関等による保護に必要な措置などの適用対象外となっているため、虐待の実態が不透明であると感じる。
- ・法附則第 2 条に規定する機関における障害者虐待疑義事案の実態把握が困難であること。

〔都道府県〕

○実態把握が困難

- ・学校、保育所等、医療機関、官公署等については、障害者虐待防止法の適用範囲外ということであるが、年に数回虐待の疑いがある通報等がある。その際は、個別に対応機関に連絡を行っているが、連絡後、各機関がどのような対応を行っているか、虐待防止に関してどのような体制が整備されているかについてわからない。

○どのような対応をしていいのか（介入していいのか）わからない

- ・学校や医療機関などへの関わり方が難しい。当部署では所管する部署へつなぎ対応を依頼する等しているが、間接的防止措置なので、どこまで踏み込んで良いのか判断が難しいという声を聞くことがある。
- ・学校、病院、保育所等においては間接的防止措置とされているが、通報にこれらの内容が含まれていることが少なくない。法の対象範囲に入れることは現実的に難しいが、どこにつなぐべきなのかをマニュアル等に記載すべきではないか。（例：学校であれば教育委員会、病院であれば保健所等）

○各機関への虐待防止に関する周知、研修を行うことが難しい

- ・現行法で各機関が通報義務の対象とされていないため、これら機関を対象とした虐待防止に関する周知、研修等が行いにくい現状にある。
- ・障害者虐待防止法におけるスキームで対応できないため、障害者への虐待防止の普及啓発について未実施。各機関からの理解を得る上でも、具体的な対応マニュアルやチェックポイント等があれば確認を行いやすいと感じている。

○市町村がどのような対応をしたのか把握できない

- ・市町村の「その他の虐待」の対応について、問合せがあれば、対応方法・内容等を伝え、協力していただいているが、県に問合せがないものについては、市町村がどのように対応し処理しているか把握できていない。

第3章 障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等に関するヒアリング調査

1. 附則第2条関係団体ヒアリング

(1) 調査実施概要

①調査の目的

障害者虐待防止法附則第2条に規定される、学校、保育所等、医療機関、官公署等における、現行法で規定されている障害者虐待防止の取組の現状と課題を把握することを目的に、附則第2条関係団体から聞き取りを行った。

②調査対象者、配布・回収状況等

附則第2条関係機関を所管する省庁等を通じて紹介された以下の団体（「附則第2条関係団体」）をヒアリング調査協力候補先とし、調査への協力を依頼した。（4団体）

- ・全国特別支援学校長会
- ・社会福祉法人 日本保育協会
- ・公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
- ・公益社団法人 日本精神科病院協会

※上記4団体は、限られた時間のなかで本事業の協力に応じていただいた団体であり、附則第2条関係団体を代表するすべての団体ではない。

③調査実施期間

平成30年1月26日

④調査実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、回答シートにもとづいて聞き取りを行った。

⑤主な調査項目

- ・障害者虐待防止法第29条から第31条で規定されている「間接的防止措置」の取組状況
- ・附則第2条関係機関における障害者虐待の実態把握の状況
- ・附則第2条関係機関を障害者虐待防止法の通報義務の対象にすることについて（意見）
- ・法律の整理について（意見）
（障害の有無によって法律の対象を分けること、既存の法制度と障害者虐待防止法の整理等）

（２）附則第２条関係団体ヒアリング要旨

以下では、附則第２条関係団体ヒアリングにおいて、事前に提出を依頼した回答シート及び「当日補足回答（当日出された質問に対してなされた回答）」により、共通して確認することができた意見を整理する。

①「間接的防止措置」の実施状況（法第２９条～第３１条）

ア．職員、その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について

いずれの団体からも、団体独自の研修や普及啓発に関する取組を行っていることが紹介された。

具体的には、全国特別支援学校長会からは、設置者である都道府県教育委員会による研修の取組状況が説明された。「全教職員向けの研修に特別支援教育の内容が組み込まれ、学校種別を問わず、障害及び障害児理解を深めている県」や、「児童の権利条約、差別解消等の観点から研修を行っている県」、「体罰及び不適切な指導の防止研修や教職員に対する調査実施している県」、「特別支援学校のセンター的機能をいかし、地域への啓発等を行っている県」等、各地域によって多様な対象、内容で研修や普及啓発の取組がなされているとのことだった。

日本保育協会、日本精神科病院協会からは、毎年度定期的に、所属する会員団体の職員に対する研修を実施しているとの説明がなされた。日本精神神経科診療所協会は、毎年度団体として実施している研修のなかに、障害者をテーマに取り上げることもあるということだった。

イ．当該機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

いずれの団体からも、相談窓口を設けてはいないものの、すでにある仕組みの中で対応がなされている旨の説明がなされた。

全国特別支援学校長会からは、参考として、東京都の「体罰の定義」が紹介された。それによると、「暴言や行き過ぎた指導も体罰と同様に、教育上不適切な行為」としてとらえられており、この考え方は障害者虐待防止法における虐待の定義と重なる概念として認識しているという説明がなされた。

②附則第２条関係機関を障害者虐待防止法の通報義務の対象にすることについて（意見）

附則第２条関係機関を障害者虐待防止法の通報義務の対象にすることについて各団体の意見をたずねたところ、全国特別支援学校長会と日本精神科病院協会からは「障害者虐待に相当する事案を起こさせないことが大前提であること、万が一そのような事案が発生した場合には、自らを所管する法制度の枠組みのなかで対応がなされる仕組みが整えられているため、障害者虐待防止法の通報義務の対象とすることは考えていない。」という意見が出された。

また、日本保育協会からは「特に、就学前の児童の場合、障害の定義に該当するかを判別できない可能性もあり、保育所等の現場では児童虐待防止対策で対応することが基本とされていることから、児童虐待防止対策で対応すべきと考えている。仮に、保育所等を通報対象とする場合は、障害の有無にかかわらず、かつ学校や放課後児童クラブ等との整合性をとる必要がある

ると考えている。」という意見が出された。

日本精神神経科診療所協会は「法の趣旨に則れば当然医療機関も通報対象にするべき」という意見だった。

③附則第2条関係機関における障害者虐待の実態（件数、内容、その後の対応等）の把握状況、また把握に関することに関して（意見）

附則第2条関係機関における障害者虐待の実態（件数、内容、その後の対応等）の把握状況、また把握に関することに関して各団体の意見をたずねた。

全国特別支援学校長会、日本保育協会からは、既存の枠組みで対応できており、改めて当団体で障害者虐待という観点で実態把握を行うことは考えていないとのことだった。

精神科医療に関する団体は、意見が分かれた。日本精神神経科診療所協会は「基本的には、アンケートや実態調査を行う必要がある」という意見であり、日本精神科病院協会からは障害者虐待という観点で実態調査を行う予定はなく、医療従事者に対する精神保健福祉法についての研修や啓発活動を行うことで実効性を高めたいという説明がなされた。

④障害の有無で法律を分けることについて（意見）

障害の有無で法律を分けることについて各団体の意見をたずねた。

全国特別支援学校長会からは、この質問への回答ではなかったものの「学校経営の前提は、障害の有無にかかわらず、子どもたちの安心安全の確保、子どもたちの持てる力を最大限発揮できるような環境を整えること。学校現場で体罰や不適切な指導がなされるようなことはあってはならないことは大前提である。」という説明がなされた。

日本保育協会からは、障害の有無により法律の対象を分けることに対する疑問とともに、児童虐待防止対策で対応すべきではないかという意見が出された。

また、精神科医療に関係する団体に対して、障害者虐待防止法で対応しようとする、精神科病院に入院している65歳以上の認知症高齢者への対応をどのように考えたらいいかについてたずねたところ、日本精神科病院協会からは、行動制限が必要な場合、精神科病院における治療の一環として、精神保健福祉法に規定された手続と医師の診断にもとづいて対応しているという説明がなされた。

◆附則第2条関係団体ヒアリングのまとめ◆

上記①～③を通して4団体のうち3団体に共通していたのは、自らを所管する法制度の枠内で仕組みが整えられ、対応もできているという意見が聞かれたことである。一方、各地域や団体所属会員機関によって取組の内容には少なからず違いがある可能性も推測された。

障害の有無で法律を分けることについては、全国特別支援学校長会、日本保育協会から、障害の有無によってその場にいる児童生徒への対応を分けるべきではないという意見が聞かれた。また、日本精神科病院協会からは、精神科病院における治療の一環として、精神保健福祉法に規定された手続と医師の診断にもとづいて対応しているという説明がなされた。

2. 障害者団体ヒアリング

(1) 調査実施概要

①調査の目的

附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事案に関する相談を把握している場合、その概要と、附則第2条関係機関における障害者虐待防止を進めるうえでの課題について聞き取りを行った。

②調査対象者、配布・回収状況等

多様な障害の種別、立場（障害当事者や保護者、支援者等）から、附則第2条関係機関における障害者虐待防止を進めるうえでの意見や課題を聞き取ることを目的に、以下の団体をヒアリング調査協力候補先とし、調査への協力を依頼した。（6団体）

- ・公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・一般社団法人 日本メンタルヘルスパピアサポート専門員研修機構
- ・日本障害フォーラム
- ・一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
- ・社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会

※上記6団体は、限られた時間のなかで本事業の協力に応じていただいた団体であり、附則第2条関係機関を利用するすべての団体ではない。

③調査実施期間

平成29年10月23日

④調査実施方法

今回のヒアリング調査のために作成した回答シートへの記入及びヒアリング調査前の返送を依頼。ヒアリング調査当日は、回答シートにもとづいて聞き取りを行った。

⑤主な調査項目

- ・各団体で受けている障害者虐待に関する相談の内容
- ・附則第2条関係機関で障害者虐待防止を進めるにあたって課題と感じていること

(2) 障害者団体ヒアリング要旨

以下では、障害者団体ヒアリングにおいて、事前に提出を依頼した回答シートにより、共通して確認することができた意見を整理する。一部「当日補足回答（当日出された質問に対してなされた回答）」により意見を補足する。

①各団体で受けている障害者虐待に関する相談の内容

複数の団体から、団体に寄せられている、附則第2条関係機関で起こっている障害者虐待に相当する事例の概要が提出された。それらは以下のような内容で、こうした相談が発生する背景には、「行為者（法では「虐待者」に相当）」と「被行為者（法では「被虐待者」に相当）」の間で、双方の主張をお互いに理解するための話し合いができていなかったり、「行為者」による障害や症状に対する配慮不足が根底にあると考えられる事例が多いことが推測された。

[特別支援学校]

- ・突然前に座っていた子の頭を叩いた生徒を教師が廊下に連れだし、叩いて暴言。
→管理職に報告し、翌年、当教師が異動。
- ・介助員が、声の出やすい生徒に対し、静かにするよう威嚇。
→管理職と行政に報告。当職員は任期を待たずに退職。

[医療機関（精神科病院）]

- ・任意入院患者である家族の体にあざを発見。男性職員に殴られたというが、別の職員に確認したところ「本人が転んでけがをした」と言われた。
→どちらの主張が正しいかわからないが、他に入院させてくれる病院が見当たらないため、それ以上の追及はせずに帰宅。
- ・病状が悪化した家族の治療計画書が納得のいかないものだからという理由で署名を断ると、病院から追い出すと脅され続けた。
→相談員と家族で病院を訪問したが、別の職員が対応し、解決に至らなかった。

②附則第2条関係機関で障害者虐待防止を進めるにあたって課題と感じていること

附則第2条関係機関で障害者虐待防止を進めるにあたって課題と感じていることを改善するために、法第29条～第31条に規定されている障害者虐待を防止するための措置として、複数の団体から意見が出された。

ア. 研修の実施

A 団体から「障害理解に関する研修及び体罰に限らない障害者虐待に関する研修の徹底、虐待防止委員会の設置、虐待防止措置の公表など」を各学校において進める意見が出された。

イ. 第三者機関の設置

複数の団体から第三者機関の設置に関する意見が出された。第三者機関のイメージとして、B 団体からは「関係機関・関係者や政府から独立した外部の第三者人権擁護機関」という意見が出され、当日の質問により、「裁判所のように独立した第三者機関」との補足がなされた。

また、C 団体からは「鉄道事故や飛行機事故の際、国交省から独立した調査機関が派遣され、原因究明と再発防止を行うように、独立した調査機関の設置」を希望する意見が出された。

ウ. その他

その他、複数の団体から、障害者虐待を防止するための措置として、以下のような意見が寄せられた。

- ・都道府県に設置される権利擁護センター、市町村に設置される虐待防止センターへの障害当事者によるピアサポートの導入
- ・施設や病院等へのオンブズパーソンの仕組みの導入 等

③障害の有無で法律を分けることについて（意見）

障害の有無で法律を分けることについて、当日、いくつかの団体から聞き取りを行った。

A 団体からは「同じ学校内にいながら、法律の対象とするかしないかというのは難しく」、「児童虐待防止法の対象に、学校も含めてもらいたい」という意見が出された。また、D 団体からも「18 歳以下の児童については児童虐待防止法との整理が必要」との指摘がなされている。

C 団体からも、障害の有無を判断することが難しいことから、障害の有無にかかわらず、法律の対象とすることが重要という意見が出された。補足として、障害があるが故に虐待を受けやすいことへの配慮は必要という意見も添えられた。また、C 団体には、精神科病院に入院している認知症高齢者を、障害者虐待防止法、または高齢者虐待防止法のどちらで対応するのが適切と考えるかをたずねたが、団体として検討していないとして回答を保留された。

④その他の意見

その他、複数の団体から、以下のような意見が出された。

- ・附則第 2 条関係機関を、障害者虐待防止法の通報義務に含めてほしい。あわせて、通報者保護の必要性の検討。
- ・障害者虐待防止法の見直しに向けて、障害のある本人や団体に対する意見の聞き取りや、障害のある本人や団体も参加した検討の場を設けてほしい。

また、E 団体からは、障害者虐待の防止に有効と考えられるという位置づけで、会員施設で利用されている職員向けのチェックリストの紹介がなされた。

◆障害者団体ヒアリングのまとめ◆

①を受けて、附則第 2 条関係機関で発生している障害者虐待に相当する事例の多くの背景に、双方の主張をお互いに理解するための話し合いができていなかったり、「行為者」による障害や症状に対する配慮不足が根底にあると考えられる事例が多いことが推測された。

また、障害者団体においても、18 歳以下の児童生徒について、障害の有無によって法律を分けるべきではないという意見が出されていた。

第4章 附則第2条に関する検討結果（まとめ）

本事業では、検討委員会において、以下の手順に沿って検討を行った。

- ①現状の整理（関連する法制度の整理、自治体アンケート、関係団体ヒアリング）
- ②附則第2条関係機関を通報義務の対象に含めることについての課題の整理
- ③既存の法制度において対応可能なことの検討
- ④障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策の検討

（１）附則第2条関係機関を通報義務の対象に含めることについての課題の整理

①障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者のみが通報対象となる（障害のない人が通報義務の対象から外れる）

障害者団体ヒアリングでは「同じ学校内にいながら、法の対象とするかしないかというのは難しく」、「児童虐待防止法の対象に、学校も含めてもらいたい」という意見が出された。また、全国特別支援学校長会、日本保育協会からも、障害の有無によってその場にいる児童生徒への対応を分けるべきではないという意見が聞かれた。特に、日本保育協会から、就学前の児童の場合、障害の定義に該当するかを判別できない児童もいるという指摘がなされたことは、見落としてはいけない視点といえる。

また、医療機関については、附則第2条関係団体ヒアリングを受けて、検討委員会で、精神科病院に入院している65歳以上の認知症高齢者への対応も可能となるよう、精神保健福祉法と整理して通報義務を定めれば、病院に入院している人全員を対象にすることができるという意見があげられた。

障害者虐待防止法の通報義務の対象に、附則第2条関係機関を含めれば、「何人も障害者に対し、虐待してはならない（第3条）」という規定の実効性は高まると考えられる。

しかし、障害の有無に関係なく利用するこれらの機関においては、障害の有無にかかわらずその機関を利用するすべての人が虐待を受ける可能性があることは否定できず、そのための配慮が求められる。つまり、障害者虐待防止法だけで整理をしようとする、通報の対象が障害者だけに限られるという問題が生じてしまう。重要なことは、障害の有無に関係なく利用する機関においては、その機関を利用するすべての人に対する包括的な虐待防止のための仕組み等が講じられるようにすることである。この考え方は、障害を持つ人も持たない人も同じように過ごせる環境を整えることを社会に要請してきた近年の法制度に合致するものであると考える。

②法律が重複する部分（対応、権限行使）の調整の必要性が生じる

附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事案に対応する規定、仕組みの整理によれば、それぞれの機関を所管する法制度でカバーされている内容があることを確認できた。

- ・学校：体罰禁止の規定（教育基本法第11条）
- ・保育所等：児童福祉施設の職員による虐待等の禁止（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2）
- ・医療機関：行動制限（精神保健福祉法第36条）

従来、上記の機関で「障害者虐待」に相当すると考えられる事態が発生した場合、当該機関

を所管する法制度で対応や再発防止に向けた必要な措置がなされていると想定される。そのため、新たに、障害者虐待防止法の通報義務の対象にこれらの機関を含めることの適切性や、それによって生じる問題の可能性等について、関係諸官庁との調整が必要となる。

③附則第2条関係機関における「官公署等」における問題の所在等に関する整理

先行文献の記述によれば、法制定時から「官公署等」には「矯正施設等」や「障害者である公務員に対する使用者による虐待」も念頭に置かれているとされている。

本事業においては、「官公署等」を検討の対象から外したが、「障害者虐待対応状況調査」における附則第2条関係機関に関する相談件数の経年比較をみると、毎年120件前後の相談のうち、官公署に関しては20件前後（15%）の件数が計上されている。

こうした実態を受けて、附則第2条関係機関における「官公署等」における問題の所在と、どのように取り組むことができるのかについて、今一度整理することが必要と考える。

(2) 既存の法制度において対応可能なことの充実・強化

①附則第2条関係機関の長や管理者による「間接的防止措置」の実効性の確保（研修の実施）

関係団体ヒアリングにおいて、附則第2条関係団体からは、法第29条から第31条の規定に関し、教育委員会独自の研修・普及啓発に関する取組が構築されているという説明がなされた。一方、各地域や団体所属会員機関によって取組の内容には少なからず違いがある可能性も推測された。

そこで、附則第2条関係機関を利用する人を対象とした障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の企画段階から、市町村や都道府県の障害福祉担当部署が関与したり、一緒に研修を主催したりすることで、異なる視点から障害や障害者に対する理解を深めることにつながったり、同じ場所を利用する人をともに尊重し合える土壌を育む機会になる可能性があると考えられる。

また、日頃から、附則第2条関係機関や当該機関を所管する部署・機関と、市町村や都道府県の障害福祉担当部署が関係を構築することで、問題を多職種で検討したり、問題が大きくなる前の早期発見の対応ができることにもつながると考えられる。

②附則第2条関係機関の長や管理者による「間接的防止措置」の実効性の確保（相談体制の充実）

関係団体ヒアリングにおいて、附則第2条関係団体からは、法第29条から第31条の規定に関し、一定の相談対応の仕組みが構築されているという説明がなされた。しかし、障害者団体からは第三者機関の設置や障害者虐待防止法の通報義務の対象に附則第2条関係機関を含めてほしいという主張がなされており、それは各機関のなかで起きていることの実態がみえづらいと認識している背景があると考えられる。

委員会では、以下のような意見があげられていた。

- ・ 障害者虐待防止法の趣旨は、早く気付いて、早く防止策を講じること、改善していくこと。当然悪いことをしたらきちんと責任をとらなければいけないが、虐待者を罰することが目的の法律ではない。早い段階での通報によって、すべての人が救われるはずという理解をしてもらえるとよい。
- ・ この委員会としては、誰かを罰するだけでは問題解決にはならないという考え方が重要だと思う。
- ・ 重要なのは、通報の一手手前の「相談」、「支援」で第三者的に介入することではないか。

法第29条から第31条では、附則第2条各機関における「相談体制の整備」が規定されている。「通報」よりも手前の「相談」の段階で、関係者の主張に耳を傾け、起こっている状況や両者の主張を理解したり、改善策を一緒に考えたりするための機会をもつことが重要と考える。

③附則第2条関係機関を所管する諸官庁による、各機関の処遇に関する情報の把握、蓄積、公表

附則第2条関係機関を所管する官庁からは、各機関の処遇に関する情報が公表されている。学校では体罰に関して、保育所等は重大事故に関して、精神科病院においては精神保健福祉法に定められた身体的拘束の状況についての情報である。

先述したように、当事者団体が抱える、各機関のなかで起きていることの実態がみえづらいという状況を少しでも改善するためには、例えば、毎年公表されている精神科病院における身体的拘束の情報の経年的把握や、学校においては体罰や不適切な指導に関する全県での統一した公表といったように、各機関で実施している取組状況をより広く公開することも、当事者団体の期待に応える一手段と考えられる。

④既存の法律等で対応できることの周知徹底

全国特別支援学校長会と日本保育協会、障害者団体のヒアリングで共通していたのは「障害の有無によって法律を分けるべきではない」という意見である。

障害の有無を問わずに、行われた行為にだけ着目し、その機関を利用するすべての人が救われる対応やそれを実現するための仕組みを考えることが最も重要であると考え。そのためには、既存の法律で対応できることの周知徹底が有効と考える。

- ・学校の教職員による虐待防止については、学校教育法第 11 条に定める体罰禁止の規定等について、周知徹底を図ることが考えられる。
- ・学校の多くは公立学校であり、その教職員は公務員である。刑事訴訟法 239 条 2 項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定めており、法令の規定に相当する程度の虐待を含む犯罪の告発義務を負っているため、この規定の周知徹底を図ることが考えられる。
- ・官公署で勤務しているのは公務員であり、刑事訴訟法 239 条 2 項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」の対象となる。このため、学校における通報義務と同様、刑事訴訟法に基づく告発義務の中に、行政機関の中で虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の告発義務について周知徹底することが考えられる。ただし、障害者虐待防止法の通報義務が想定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合と、刑事訴訟法が想定する「犯罪があると思料する」場合が同等なのか、確認が必要である。
- ・同時に、障害者差別解消法第 3 条では、国及び地方公共団体の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の策定・実施が定められている。同法第 14 条において相談及び紛争の防止も規定されており、こうした規定の周知徹底を図ることにより、公務部門で働く障害者等の虐待防止に有効に寄与すると考えられる。

※ 1 刑事訴訟法第 241 条 1 では、「告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。」と定められており、学校における全ての虐待行為の通報先として検察庁、警察署とすることが適当かどうかは検討が必要と思われる。

※ 2 同条の解釈については、安富潔『刑事訴訟法』（三省堂、2009 年発行）の 76 頁によると、「告発義務については訓示規定とする説（青柳・上 339 頁）も見られ、同旨の下級審判例（略）もあるが、通説は義務規定と解し、その違反は国家公務員法 82 条 1 項 2 号、地方公務員法 29 条 1 項 2 号の懲戒事由にあたるとしている。もっとも、義務規定であると解しても、公務員の職務上相当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではない。告発を行うことが、当該公務員の属する行政機関にとってその行政目的の達成に重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されな

いことによる不利益より大きいと認められるような場合には、行政機関の判断によって、告発しないこととしても、この規定には違反しないものと解される。公務員が告発義務を負うのは、職務を執行するに際し、その職務内容に関係のある犯罪を発見した場合に限られる。なお、公務員が職務上知り得た秘密に属する事項については、103条、144条との均衡上、告発の義務を負わないものと解される」とされており、相当程度の虐待行為が告発義務の対象となることが考えられる。このため、障害者虐待防止法の通報義務が想定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合と、刑事訴訟法が想定する「犯罪があると思料する」ときが同等なのか、確認が必要である。

※3 刑事訴訟法の告発の義務は、公務員のみに適用されるため、公務員以外の者の通報義務は現状のままという課題が残るため、道徳や倫理に基づき任意の通報を行うことを勧奨する取組みについて検討する必要がある。

(3) 障害者虐待対応における運用上の工夫

①虐待防止の段階からの、附則第2条関係機関との関係づくりの促進

国手引きでは、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要であることが示されている。具体的には役割と関係者の範囲ごとに「虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク」、「サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク」、「専門機関による介入支援ネットワーク」の3つのネットワークが示されているが、どのネットワークにおいても附則第2条関係機関の積極的な参加が期待される。

市町村や都道府県が虐待事例を支援する際、自らが所属する機関が所管する業務のみで支援を実施することは不可能である。例えば障害者本人または虐待者に治療が必要な疾患がある場合は医療機関の理解と協力が欠かせない。同じように附則第2条関係機関においても障害者の生活全体を支えていくためには市町村や都道府県、関係機関との連携が不可欠であり、このことは本研究の附則第2条関係団体ヒアリングでも、日常の業務上、地域の関係者の連携体制が重要である旨の発言があった。

市町村や都道府県も、附則第2条関係機関も、互いにネットワークのメンバーとして日頃から協力して支援をすることで、障害者虐待が発生したときに迅速かつ円滑な支援が可能になる。例えば学校において、生徒の家族が抱える生活課題が原因で学校生活に支障をきたしている場合は、市町村福祉部局のソーシャルワークにより家族全体を支援することが問題解決に有効である。本人や家族の同意を得て学校だけでなく地域全体で家族全体を支えることにより、学校と市町村福祉部局の連携の実効性確保につながる。連携の実効性が確保されると、関係機関同士が互いに第三者的な視点で支援が適切か、不十分ではないか、自分の組織本位の発想に陥っていないかなどについて障害者の立場になってチェックし合い、関係機関同士補い合って障害者の権利回復に努めることが可能になるのではないだろうか。都道府県や市町村のみならず、附則第2条関係機関もネットワークの構築について十分な配慮をして頂くことを期待する。

②国手引き等における関係づくりのノウハウや引継先との効果的な連携方法などの紹介

法で附則第2条関係機関に介入する権限が規定されていない市町村には、上記①のように「虐待防止の段階からの関係構築が、実際に対応が必要になった場合に有効に機能する」と言っても、取組を進めることは難しいのが現実と考えられる。本事業で、自治体（市町村及び都道府県の障害担当部署）に対して行ったアンケート調査の自由回答でも、附則第2条関係機関における虐待防止を進めるにあたって感じている課題として、障害者虐待防止法の枠外であるが故に、「実態把握」や「対応の困難さ（どこまで介入していいのかわからない）」、「各機関への虐待防止に関する周知、研修を行うことの難しさ」が指摘されていた。

今後、市町村や虐待防止センター等の職員が、附則第2条関係機関と「虐待防止」や「虐待対応」を連携して進められるよう、関係づくりのノウハウや引継先との効果的な連携方法などを、国手引き等で紹介することも有効と考える。

（４）その他（関連する法制度等の動向の確認）

様々な関連する法制度の改正やネットワーク作りによって、現在、対象とされていない領域についても障害者虐待防止対策として資する可能性がある。例えば、公益通報者保護法改正による通報者保護の改正の動きがあげられる。

平成27年度、消費者庁は、公益通報者保護法の施行から10年を経ても、企業の内部通報制度が機能せず、大きな不祥事に発展した事例が起こっている実態を受け、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を設置し、平成28年12月に「最終とりまとめ」と「民間事業者向けガイドライン」を公表した。消費者庁では「最終とりまとめ」を受けて、公益通報者保護法の改正に向けて検討を開始したとされている。

公益通報者保護法において不利益取り扱いから保護されるための「公益通報」と位置付けられるためには、通報者は「労働者」であることなどいくつかの要件が定められており、障害者虐待防止法における通報者に対する保護制度と同等の範囲をカバーすることは困難であると推察されるが、企業による違法行為を社会に明らかにし、消費者や社会に利益をもたらすような公益通報を行った者が不利益な取り扱いを受けることのないよう保証するという公益通報者保護法の趣旨をふまえると、障害者虐待防止の実効性を高めるための有効な方策を検討する上で参考になると考えられ、今後とも、同法改正の動きを注視する必要があると考える。

また、平成30年度以降、精神障害者の権利擁護のために、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行う者に対する研修事業を実施することも予定されている（詳細については今後検討予定。）。

総合的に虐待防止が推進される仕組みや体制の構築、向上に向けて、こうした関連する法制度等の動向等にも目を向けていくことが重要と考える。

参考：障害者及び虐待に関連する法制度の整理

年 (年度)	障害者に関連する 法制度（国内外）	高齢者に関連する 法制度 (主に虐待、介護保険)	児童虐待防止法、 児童福祉法	DV 防止法 (配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律)
2000 (H12)		4 月 介護保険法施行	11 月 児童虐待防止法施行	
2001 (H13)				10 月 DV 防止法施行 (一部を除き)
2004 (H16)			10 月以降 改正児童虐待 防止法、児童福祉法施行 ・児童虐待の定義の見直し(同 居人による虐待の放置等も 対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待 を受けたと思われる場合も 対象に含む) ・市町村の役割の明確化 ・要保護児童対策地域協議会の 法定化 等	12 月 改正 DV 防止法施行 ・配偶者からの暴力の定義 の拡大(精神的暴力、性 的暴力も含む(ただし、 保護命令の対象は身体 的暴力のみ)) ・被害者が保護命令を申し 立てることができる対 象の拡大(配偶者+元配 偶者(事実婚も含む)) ・退去命令期間の延長(2 週間→2 か月。再度の申 し立ても可能に) 等
2006 (H18)	12 月 障害者の権利 に関する条約(国 連にて採択され る)	4 月 高齢者虐待防止 法施行 4 月 改正介護保険法 施行 ・要介護度の区分変更と介 護予防サービスの導入 (予防重視型システム への転換) ・地域包括支援センタ ーの新設 ・地域密着型サービ スの導入 等		
2007 (H19)	9 月 障害者の権利 に関する条約(日 本が署名)			
2008 (H20)			4 月 改正児童虐待防止 法、児童福祉法施行 ・児童の安全確認等のための立 入調査等の強化 ・保護者に対する面会・通信等 の制限の強化、保護者に対す る指導に従わない場合の措 置の明確化 等	1 月 改正 DV 防止法施行 ・市町村に計画策定、支援 センターの努力義務 ・保護命令制度の拡充(脅 迫を受けた被害者の保 護、被害者への電話や電 子メールの禁止等) 等
2009 (H21)	12 月「障がい者制度 改革推進本部」を 設置		4 月 改正児童福祉法施 行(一部を除く) ・乳児家庭全戸訪問事業、養育 支援訪問事業等子育て支援 事業の法定化及び努力義務 化 ・要保護児童対策地域協議会の 機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護 の拡充 等	
2010 (H22)	6 月「障害者制度改革 の推進のための基 本的な方向につい て」閣議決定			
2011 (H23)	8 月 改正障害者基 本法施行			
2012 (H24)	10 月 障害者虐待防 止法施行	4 月 改正介護保険法 施行 ・「地域包括ケアシステム」 の構築 等	4 月 改正児童福祉法施 行(一部を除く) ・親権停止及び管理権喪失の審 判等について、児童相談所長 の請求権付与 等	

年 (年度)	障害者に関連する 法制度（国内外）	高齢者に関連する 法制度 (主に虐待、介護保険)	児童虐待防止法、児童福 祉法	DV 防止法 (配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律)
2013 (H25)	4 月 障害者総合支援 法施行（一部） ・法律名の改称（「障害者 自立支援法」→「障害者 総合支援法」） ・基本理念や障害者の範囲 の明確化 等			
2014 (H26)	1 月 障害者の権利に 関する条約（日本が 批准） 4 月 障害者総合支援 法施行（一部） ・障害支援区分の創設 ・支援内容の整理、対象拡 大 等 4 月 改正精神保健福 祉法施行			1 月 改正 DV 防止法施行 ・適用対象の拡大（配偶者 （事実婚や元配偶者を 含む＋交際相手） ・保護命令を申し立てられ る対象の拡大（同棲相手 からの暴力） 等
2015 (H27)		4 月 改正介護保険法 施行 ・「新しい介護予防・日常 生活支援総合事業」の創 設 ・特別養護老人ホームの入 所要件を「要介護 3」以 上に厳格化 等		
2016 (H28)	4 月 障害者差別解消 法施行 4 月 改正障害者雇用 促進法施行 8 月 改正発達障害者 支援法施行			
2017 (H29)			4 月 改正児童虐待防止 法、児童福祉法施行（一 部を除く） ・児童福祉法の理念の明確化 ・母子健康包括支援センターの 全国展開 ・市町村及び児童相談所の体制 強化 ・里親委託の推進 等	

結びに：本検討会での議論を終えて

本検討委員会は、過去の障害者虐待事案の収集・分析をするとともに、現行の障害者虐待防止法の施行状況を踏まえた課題等について整理することを目的に、平成 29 年 9 月から 5 回の検討会を開催してまいりました。そのなかで、今回は障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各施設における虐待防止のあり方について検討を行うことが大きなミッションでありました。そのため、検討におけるプロセスで、学校や医療機関等の附則第 2 条関係団体及び障害者団体にヒアリングを実施いたしました。

おそらく、この附則第 2 条に規定される学校や保育所等、医療機関そして官公署等を通報義務のある機関に含めることについての課題は、最も注目されるものの一つであると思います。なぜこれらの団体が通報義務の対象に含まれないのかという指摘は今までも頻繁に耳にする内容でした。今回のヒアリングにおいても、障害者団体を中心に通報義務の対象に含めるべきであるというご意見をいくつも頂戴しています。一方、附則第 2 条関係団体から頂戴したご意見の中には、通報義務の対象に含めるべきというものと、様々な理由によって含めるべきでないというものがあり、その後の委員会における議論でも、集中的にやりとりがなされました。

結論としては、次の理由によって通報義務の対象に含めることよりも、既存の法制度において対応可能なことの充実や強化を図り、また障害者虐待対応における運用上の工夫を重ねることの必要性を申し述べる形となりました。それは、障害の有無に関係なく利用されるこれら機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる場合、誰が対象であれ、あつてはならないはずの虐待という行為への対応を鑑みた場合不整合が生じるということ、そしてこれら虐待事案を防止するために既に存在する法令と重複する部分の調整が必要となるという整理を行ったためです。

振り返って考えるに、障害者基本法の第 1 条ではこの法の目的を以下のように規定しています。

障害者基本法

第 1 条 この法律は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

また、障害者権利条約では、障害のある児童に関する条項で同様の理念が唱えられています。

障害者の権利に関する条約

第7条

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の善の利益が主として考慮されるものとする。

つまり、本検討委員会では、特に学校や保育所等そして医療機関や官公署等においては、障害者に対する虐待のみに絞って通報義務を課すのではなく、これらの機関を利用するすべての人に対する虐待防止策を講ずる必要があり、そのためには包括的な虐待防止の仕組みを検討しなければならないと考えました。言い換えれば、今回私たち検討委員会に与えられたミッションにおいては、上記したとおり障害のあるなしにかかわらず「虐待」という行為を防止することの重要性と、そのための実務や既存の仕組みの活性化を第一に重視したことになります。

一方、物事には短期的スパンで緊急対応しなければならない内容と、中長期的に総合対応の中で整合を図ることが望ましい内容とがあり、かつこの両者は同時並行で次元を分けて勘案されるべきことも多いため、こと通報義務に関しては異論もあろうことは十分承知しています。また、対象者毎にすでにある類似の制度を視野に入れ、局や省を越えた調整を図ることは、実務的に考えたときに大変複雑な作業であることを実感せざるを得ない面もありました。それでも今後は、こうした現状をふまえながらも、虐待防止をうたった他の法制度との関係を勘案した検討が必要になると考えます。

結びに、本検討委員会における検討過程において、貴重なご意見をいただきました障害者団体及び附則第2条関係団体の皆様をはじめ、オブザーバーである関係諸官庁に心から感謝を申し上げますとともに、今後も、各分野で個別になされる対応のパッチワークではなく、総合的に人権が尊重され、虐待が防止される仕組みの構築、向上に向けて、さらに努力してまいりたいと存じます。

平成 30（2018）年 3 月

平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための
調査研究について」に係る検討委員会
委員長 小山聡子



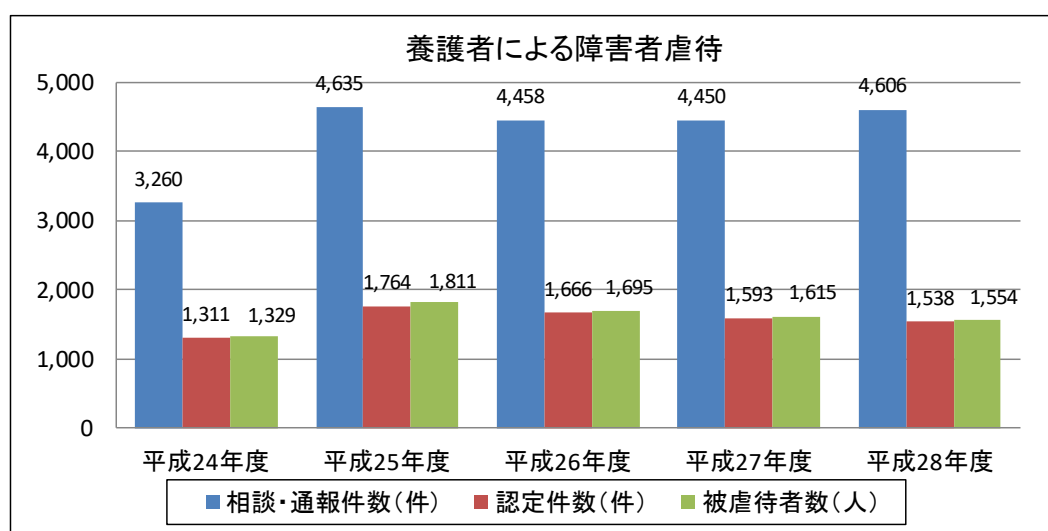
参 考 資 料

参考資料 1 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606
認定件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

	養護者虐待：相談・通報対応件数					27年、28年の比較		養護者虐待：認定件数					27年、28年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減数	増減率
北海道	110	213	270	356	328	-28	92%	34	73	69	89	70	-19	79%
青森県	20	23	27	45	29	-16	64%	6	6	5	13	9	-4	69%
岩手県	14	18	26	23	15	-8	65%	6	8	11	11	4	-7	36%
宮城県	43	80	48	70	54	-16	77%	19	30	27	32	25	-7	78%
秋田県	13	15	23	17	20	3	118%	8	9	12	14	5	-9	36%
山形県	23	31	34	26	26	0	100%	11	12	14	11	8	-3	73%
福島県	37	35	44	36	64	28	178%	20	18	25	25	27	2	108%
茨城県	39	63	66	50	60	10	120%	9	21	31	13	19	6	146%
栃木県	26	19	22	24	25	1	104%	10	10	5	13	11	-2	85%
群馬県	91	100	81	57	44	-13	77%	14	24	18	13	9	-4	69%
埼玉県	128	152	165	186	187	1	101%	55	65	77	83	91	8	110%
千葉県	137	250	184	197	220	23	112%	60	82	67	84	92	8	110%
東京都	236	300	306	291	308	17	106%	93	110	110	102	101	-1	99%
神奈川県	236	347	258	182	196	14	108%	91	114	99	83	99	16	119%
新潟県	86	80	59	83	74	-9	89%	49	43	37	31	28	-3	90%
富山県	40	36	28	29	37	8	128%	15	10	7	9	14	5	156%
石川県	35	44	59	43	50	7	116%	18	16	19	13	19	6	146%
福井県	23	31	22	25	28	3	112%	2	14	7	11	9	-2	82%
山梨県	39	36	24	34	22	-12	65%	14	14	7	11	9	-2	82%
長野県	61	78	58	56	72	16	129%	19	31	35	19	21	2	111%
岐阜県	48	34	42	34	27	-7	79%	10	17	13	7	10	3	143%
静岡県	84	128	113	79	91	12	115%	32	55	47	32	29	-3	91%
愛知県	154	224	216	250	303	53	121%	87	129	102	117	113	-4	97%
三重県	51	82	72	74	57	-17	77%	11	24	34	19	22	3	116%
滋賀県	77	124	120	109	124	15	114%	37	51	56	48	69	21	144%
京都府	65	72	72	43	53	10	123%	32	54	39	27	35	8	130%
大阪府	429	722	770	865	908	43	105%	199	297	272	257	201	-56	78%
兵庫県	133	123	179	197	185	-12	94%	48	34	47	52	48	-4	92%
奈良県	29	31	33	29	45	16	155%	20	12	12	14	16	2	114%
和歌山県	18	33	34	18	28	10	156%	5	12	13	10	13	3	130%
鳥取県	23	33	28	20	22	2	110%	14	11	16	10	13	3	130%
島根県	36	32	38	32	26	-6	81%	20	20	20	18	14	-4	78%
岡山県	59	100	63	64	56	-8	88%	23	31	28	28	23	-5	82%
広島県	93	148	120	104	94	-10	90%	33	37	26	30	21	-9	70%
山口県	40	45	39	54	60	6	111%	15	16	16	18	11	-7	61%
徳島県	24	26	29	36	33	-3	92%	7	10	8	10	9	-1	90%
香川県	22	38	38	35	45	10	129%	6	12	14	12	18	6	150%
愛媛県	31	43	72	56	62	6	111%	11	12	39	28	28	0	100%
高知県	27	24	30	34	30	-4	88%	8	5	8	7	6	-1	86%
福岡県	82	187	170	164	198	34	121%	36	60	45	46	51	5	111%
佐賀県	35	48	32	27	41	14	152%	5	13	4	8	17	9	213%
長崎県	46	44	37	33	35	2	106%	21	22	23	30	27	-3	90%
熊本県	33	49	45	53	56	3	106%	16	13	18	19	24	5	126%
大分県	29	54	36	44	34	-10	77%	11	12	9	9	5	-4	56%
宮崎県	43	60	65	47	43	-4	91%	8	21	18	18	15	-3	83%
鹿児島県	47	53	71	37	21	-16	57%	9	16	19	13	5	-8	38%
沖縄県	65	127	90	82	70	-12	85%	34	58	38	26	25	-1	96%
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	—	—	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	—	—

増加(件数)		
1	愛知県	53
2	大阪府	43
3	福岡県	34
4	福島県	28
5	千葉県	23

減少(件数)		
1	北海道	-28
2	三重県	-17
3	青森県	-16
3	宮城県	-16
3	鹿児島県	-16

増加(件数)		
1	滋賀県	21
2	神奈川県	16
3	佐賀県	9
4	埼玉県	8
4	千葉県	8
4	京都府	8

減少(件数)		
1	大阪府	-56
2	北海道	-19
3	秋田県	-9
3	広島県	-9
5	鹿児島県	-8

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
本人による届出	884	1,153	956	948	980	32	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	0.0%
家族・親族	280	332	267	279	252	-27	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	-0.8%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	4	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	0.0%
民生委員	66	53	43	30	13	-17	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	-0.4%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	-36	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	-0.9%
教職員	31	51	40	43	42	-1	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	-0.1%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	55	-	-	-	14.7%	15.4%	0.7%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	-58	-	-	-	17.6%	15.8%	-1.9%
虐待者自身	32	25	30	32	27	-5	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	-0.1%
警察	354	679	819	965	1,138	173	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	3.0%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	-47	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	-1.3%
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	-	-	121	132	116	-16	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	-0.4%
成年後見人等	-	-	-	18	15	-3	-	-	-	0.4%	0.3%	-0.1%
その他	212	315	230	178	216	38	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	0.7%
不明	80	90	51	40	61	21	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.4%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	113	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度：3260件

平成25年度：4635件

平成26年度：4458件

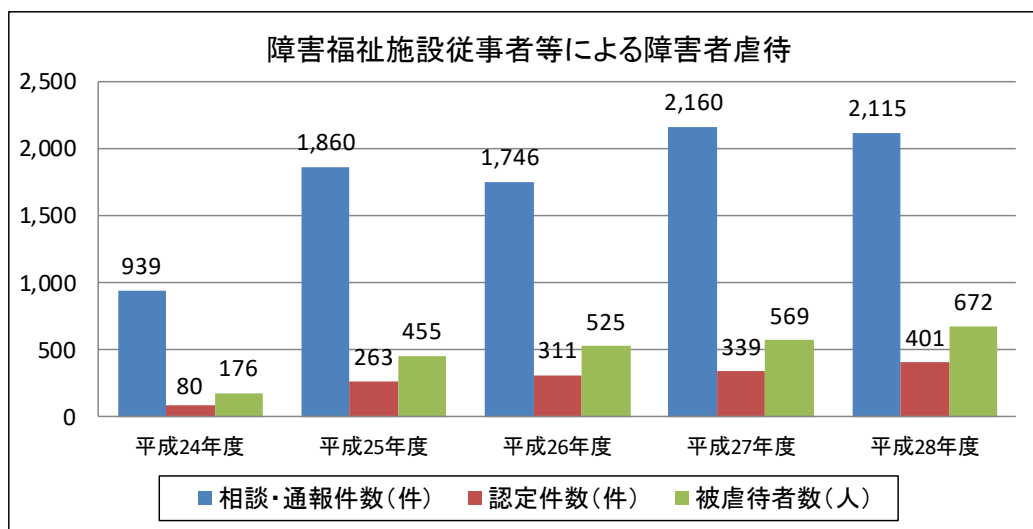
平成27年度：4450件

平成28年度：4606件

2. 障害福祉施設従事者による障害者虐待

(1) 相談通報件数、虐待認定件数、被虐待者数等の推移

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115
認定件数(件)	80	263	311	339	401
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待認定件数の推移

	施設従事者虐待：相談・通報対応件数					27年、28年の比較		施設従事者虐待：認定件数					27年、28年の比較	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減数	増減率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減数	増減率
北海道	39	80	71	121	122	1	101%	2	7	9	12	23	11	192%
青森県	17	23	23	25	28	3	112%	0	3	3	5	2	-3	40%
岩手県	4	14	4	17	10	-7	59%	1	0	0	1	0	-1	0%
宮城県	12	19	35	33	23	-10	70%	3	4	9	6	3	-3	50%
秋田県	5	4	11	13	8	-5	62%	1	1	2	1	1	0	100%
山形県	7	7	12	12	11	-1	92%	0	1	5	2	1	-1	50%
福島県	3	6	13	17	17	0	100%	1	1	2	3	2	-1	67%
茨城県	13	15	22	24	21	-3	88%	2	1	3	2	2	0	100%
栃木県	9	11	7	21	24	3	114%	2	1	0	4	6	2	150%
群馬県	15	14	33	45	26	-19	58%	2	6	10	9	7	-2	78%
埼玉県	23	34	49	47	100	53	213%	3	3	9	14	25	11	179%
千葉県	37	104	77	83	132	49	159%	3	19	20	16	30	14	188%
東京都	85	169	197	221	170	-51	77%	7	17	26	26	21	-5	81%
神奈川県	103	388	201	158	103	-55	65%	8	29	15	16	26	10	163%
新潟県	7	10	5	15	17	2	113%	0	0	1	3	4	1	133%
富山県	2	2	10	5	12	7	240%	0	0	1	2	0	-2	0%
石川県	8	16	20	36	21	-15	58%	2	2	2	3	4	1	133%
福井県	12	24	8	24	25	1	104%	0	8	5	7	8	1	114%
山梨県	7	18	11	23	22	-1	96%	0	3	1	3	2	-1	67%
長野県	25	32	37	32	54	22	169%	3	7	6	7	6	-1	86%
岐阜県	8	10	21	24	28	4	117%	0	1	0	1	0	-1	0%
静岡県	19	38	32	27	44	17	163%	3	13	7	9	12	3	133%
愛知県	31	79	75	99	105	6	106%	5	15	16	18	31	13	172%
三重県	19	33	27	44	40	-4	91%	1	5	4	4	3	-1	75%
滋賀県	23	17	35	69	49	-20	71%	1	5	9	18	5	-13	28%
京都府	18	26	23	34	41	7	121%	4	4	9	6	10	4	167%
大阪府	89	152	147	221	240	19	109%	5	22	27	45	53	8	118%
兵庫県	44	63	93	101	104	3	103%	3	9	18	11	17	6	155%
奈良県	9	12	14	21	26	5	124%	1	2	2	4	1	-3	25%
和歌山県	11	9	22	19	12	-7	63%	2	3	5	3	0	-3	0%
鳥取県	10	11	21	26	18	-8	69%	1	4	2	4	3	-1	75%
島根県	9	20	21	23	8	-15	35%	1	5	9	6	3	-3	50%
岡山県	20	39	25	34	28	-6	82%	3	4	5	5	7	2	140%
広島県	29	57	37	51	50	-1	98%	1	10	9	7	13	6	186%
山口県	9	23	10	28	33	5	118%	0	4	1	3	8	5	267%
徳島県	11	17	28	13	12	-1	92%	0	0	5	0	0	0	-
香川県	7	17	22	9	19	10	211%	0	1	1	5	5	0	100%
愛媛県	10	21	9	15	9	-6	60%	0	3	1	3	3	0	100%
高知県	8	9	7	20	33	13	165%	0	3	1	13	7	-6	54%
福岡県	32	60	73	90	78	-12	87%	1	4	7	6	8	2	133%
佐賀県	12	21	15	26	17	-9	65%	1	4	5	1	2	1	200%
長崎県	21	21	38	36	29	-7	81%	0	6	14	5	5	0	100%
熊本県	14	29	24	39	27	-12	69%	2	7	5	7	6	-1	86%
大分県	11	16	14	40	39	-1	98%	1	0	1	2	5	3	250%
宮崎県	12	15	15	26	23	-3	88%	2	5	10	5	10	5	200%
鹿児島県	11	32	28	32	34	2	106%	2	7	1	4	5	1	125%
沖縄県	9	23	24	21	23	2	110%	0	4	8	2	6	4	300%
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	-	-	80	263	311	339	401	-	-

増加(件数)		
1	埼玉県	53
2	千葉県	49
3	長野県	22
4	大阪府	19
5	静岡県	17

減少(件数)		
1	神奈川県	-55
2	東京都	-51
3	滋賀県	-20
4	群馬県	-19
5	石川県	-15
5	島根県	-15

増加(件数)		
1	千葉県	14
2	愛知県	13
3	北海道	11
3	埼玉県	11
5	神奈川県	10

減少(件数)		
1	滋賀県	-13
2	高知県	-6
3	東京都	-5
4	青森県	-3
4	宮城県	-3
4	奈良県	-3
4	和歌山県	-3
4	島根県	-3

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移(複数回答)

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
本人による届出	279	613	413	494	400	-94	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	-4.0%
家族・親族	169	306	259	339	307	-32	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	-1.2%
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	-6	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	-0.2%
民生委員	2	1	2	4	1	-3	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	-0.1%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	-9	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	-0.4%
教職員	2	4	3	10	6	-4	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	-0.2%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	196	56	-	-	-	6.5%	9.3%	2.8%
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	1	-	-	-	3.8%	3.9%	0.1%
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	5	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	0.6%
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	18	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	0.9%
当該施設・事業所設置者・管理者	15	96	151	162	210	48	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	2.4%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	18	-	-	-	1.4%	2.3%	0.9%
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	-	-	-	3	9	6	-	-	-	0.1%	0.4%	0.3%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	21	-	-	-	3.8%	4.8%	1.1%
警察	21	17	19	25	17	-8	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	-0.4%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	0	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.0%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	3	10	4	-6	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	-0.3%
成年後見人等	-	-	-	8	6	-2	-	-	-	0.4%	0.3%	-0.1%
その他	96	153	161	183	147	-36	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	7.0%	-1.5%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	22	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	8.1%	1.2%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	-5	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度: 939件
平成25年度: 1860件
平成26年度: 1746件
平成27年度: 2160件
平成28年度: 2115件

(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待認定件数の推移

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	11	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	-1.3%
居宅介護	1	2	12	9	10	1	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	-0.2%
重度訪問介護	0	2	1	3	4	1	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	0.1%
同行援護	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	0	1	0	0	1	1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
療養介護	2	2	7	1	3	2	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	0.5%
生活介護	9	36	40	43	48	5	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	-0.7%
短期入所	2	5	13	11	9	-2	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	-1.0%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	0	1	3	1	2	1	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.2%
就労移行支援	1	4	4	5	7	2	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	0.3%
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	3	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	-0.3%
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	3	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	-1.5%
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-
共同生活援助	4	10	45	63	76	13	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	0.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0	1	1	2	1	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.2%
移動支援事業	0	3	3	2	8	6	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	1.4%
地域活動支援センターを運営する事業	3	6	6	2	6	4	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	0.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0	1	0	0	0	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.2%
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	7	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	0.1%
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談支援事業(障害児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	80	263	311	339	401	62	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、認定件数に対するもの。

平成24年度:80件
平成25年度:263件
平成26年度:311件
平成27年度:339件
平成28年度:401件

(5) 職種別にみた虐待者数の推移

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	3	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	0.1%
管理者	11	31	36	45	35	-10	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	-3.3%
設置者・経営者	9	20	17	17	13	-4	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	-1.3%
医師	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
看護職員	6	1	5	6	11	5	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	1.0%
生活支援員	27	142	164	183	183	0	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	-4.4%
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
職業指導員	3	16	17	15	15	0	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	-0.4%
就労支援員	1	2	3	6	4	-2	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	-0.6%
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	3	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.6%
世話人	4	16	19	31	30	-1	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	-1.0%
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
相談支援専門員	0	0	0	3	2	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	-0.3%
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指導員	4	7	10	28	34	6	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	0.6%
保育士	0	1	4	2	5	3	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.6%
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	-2	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	-0.6%
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童指導員	0	3	2	1	3	2	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	0.4%
栄養士	0	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%
調理員	0	1	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
訪問支援員	0	3	0	4	1	-3	-	-	-	1.0%	0.2%	-0.8%
居宅介護従業者(居宅介護従事者)	1	0	5	4	7	3	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	0.6%
重度訪問介護従業者(重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	1	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.2%
行動援護従業者(行動援護従事者)	0	1	0	1	7	6	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	1.3%
同行援護従業者	-	-	-	0	2	2	-	-	-	0.0%	0.4%	0.4%
その他従事者	11	53	46	25	52	27	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	5.3%
不明	-	-	-	3	11	8	-	-	-	0.7%	2.4%	1.7%
合計	87	325	358	411	456	45	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、被虐待者が特定された人数に対するもの。

平成24年度:87人

平成25年度:325人

平成26年度:358人

平成27年度:411人

平成28年度:456人

(6) 虐待認定施設・事業所に対する指導等の状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

（件数）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	52
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	23
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	8

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

（件数）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
障害者総合支援法又は 児童福祉法による権限 の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	4
	改善勧告	10	25	33	60	45	-15
	公表	0	0	0	2	1	-1
	改善命令	0	0	6	0	1	1
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	-1
	指定取消	0	0	0	3	7	4
	合計	66	180	235	249	241	-8
都道府県・指定・中核市 等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	-21

③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

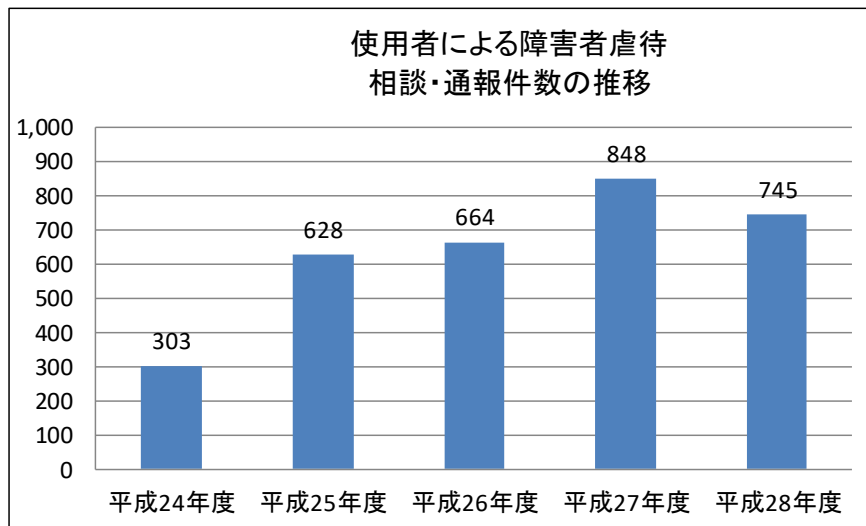
（件数）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	-33
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	-2

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数(件)	303	628	664	848	745



(2) 相談・通報・届出者の経年比較（複数回答）

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
本人による届出	145	302	232	305	263	-42	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	-0.6%
家族・親族	48	83	89	89	75	-14	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	-0.4%
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	-2	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	0.1%
民生委員	2	1	1	1	0	-1	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%
医療機関関係者	3	2	4	3	3	0	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.0%
教職員	1	6	3	1	2	1	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.2%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	-18	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	-1.1%
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	2.2%	-
職場の同僚	20	24	18	32	35	3	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	0.9%
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	1	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.2%
警察	4	5	3	11	3	-8	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	-0.9%
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	-10	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	-0.9%
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	-2	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	-0.2%
その他	39	129	199	290	253	-37	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	-0.1%
不明	23	24	22	24	36	12	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.0%
合計	361	677	692	889	788	-101	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成24年度：303件

平成25年度：628件

平成26年度：664件

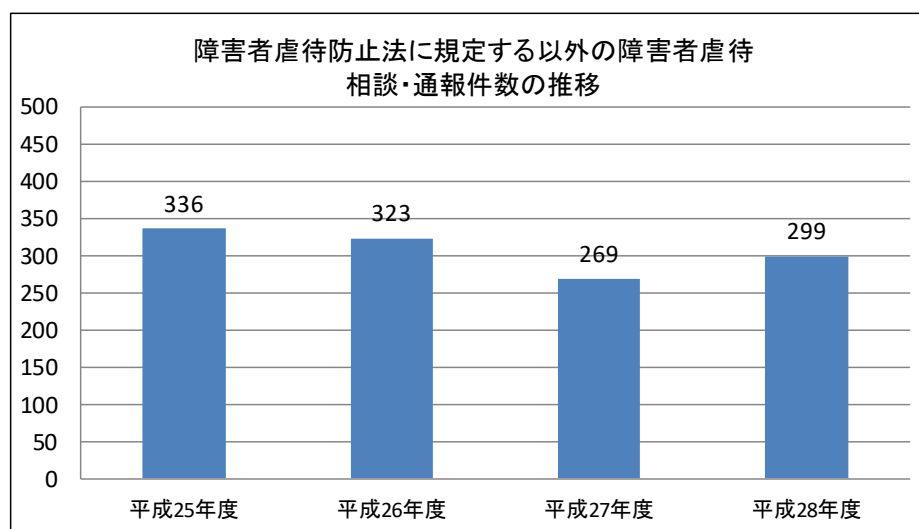
平成27年度：848件

平成28年度：745件

4. 障害者虐待防止法に規定する以外の障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数(件)	－	336	323	269	299



(2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数						構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
保育所等	－	8	2	1	6	5	－	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	1.6%
学校	－	40	30	19	26	7	－	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	1.6%
医療機関	－	88	80	80	65	－15	－	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	－8.0%
官公署	－	37	40	36	20	－16	－	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	－6.7%
その他	－	145	152	114	145	31	－	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	6.1%
不明	－	18	19	19	37	18	－	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	5.3%
合計	0	336	323	269	299	30	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度：336件

平成26年度：323件

平成27年度：269件

平成28年度：299件

(3) 相談の対応状況（経年比較）

該当機関等	件数					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
該当機関に引き継いだ事例	－	109	101	99	93	－6
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	5	3	1	2	1
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	26	23	11	18	7
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	25	18	31	19	－12
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	－	17	23	22	15	－7
その他	－	36	34	34	39	5
該当機関に引き継いでいない事例	－	227	222	170	206	36
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	－	78	66	47	53	6
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不要と判断した事例	－	111	128	90	111	21
その他	－	38	28	33	42	9
合計	0	336	323	269	299	30

該当機関等	構成割合					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
該当機関に引き継いだ事例	－	32.4%	31.3%	36.8%	31.1%	－5.7%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(4.6%)	(3.0%)	(1.0%)	(2.2%)	1.2%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(23.9%)	(22.8%)	(11.1%)	(19.4%)	8.3%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	－	(22.9%)	(17.8%)	(31.3%)	(20.4%)	－10.9%
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	－	(15.6%)	(22.8%)	(22.2%)	(16.1%)	－6.1%
その他	－	(33.0%)	(33.7%)	(34.3%)	(41.9%)	7.6%
該当機関に引き継いでいない事例	－	67.6%	68.7%	63.2%	68.9%	5.7%
相談者に相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等を紹介した事例	－	(34.4%)	(29.7%)	(27.6%)	(25.7%)	－1.9%
相談を受けた段階で、明らかに障害者に対する虐待ではなく、引継、紹介等の対応不要と判断した事例	－	(48.9%)	(57.7%)	(52.9%)	(53.9%)	1.0%
その他	－	(16.7%)	(12.6%)	(19.4%)	(20.4%)	1.0%
合計	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

平成25年度：336件

平成26年度：323件

平成27年度：269件

平成28年度：299件

※()内の数値は、それぞれ「該当機関に引き継いだ事例」、「該当機関に引き継いでいない事例」の件数を100%とした場合の構成比。

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	-2
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	-0.1%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	7
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	0.4%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	-5
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	-0.3%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数		1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	-12
	構成割合		86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	-0.7%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数		493	552	592	576	595	19
	構成割合		28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	1.1%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数		1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	7
	構成割合		71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	0.4%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数		1,118	986	898	895	875	-20
	構成割合		64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	-1.1%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数		980	952	937	948	952	4
	構成割合		56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	0.2%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数		—	524	568	629	657	28
	構成割合		—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	1.6%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数		770	833	879	918	962	44
	構成割合		44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	2.6%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数		751	830	879	905	922	17
	構成割合		43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	1.0%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	66
		構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	3.8%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	39
		構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	2.2%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数		549	550	550	535	547	12
	構成割合		31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	0.7%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数		800	799	789	776	742	-34
	構成割合		46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	-2.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数		656	779	848	917	—	—
	構成割合		37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数		—	—	—	—	692	—
	構成割合		—	—	—	—	39.8%	—
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数		708	—	—	—	—	—
	構成割合		40.7%	—	—	—	—	—
	マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	657	36
		構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	2.0%
	業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	404	15
		構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	0.9%
	対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	738	21
		構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	1.2%
	事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	104	-6
		構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	-0.3%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数		548	591	651	704	746	42
	構成割合		31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	2.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数		—	397	432	465	500	35
	構成割合		—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	2.0%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	365	406	447	484	37
	構成割合		—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	2.2%
	児童との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	市町村数	—	267	312	344	368	24
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	1.4%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	271	309	361	385	24
	構成割合		—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	1.4%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数		577	607	715	752	775	23
	構成割合		33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	1.3%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	市町村数	29	31	30	30	29	-1
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	-2.1%
	委託のみ	市町村数	9	8	11	10	10	0
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	0.0%
	直営と委託の両方	市町村数	9	8	6	7	8	1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	差(28年度-27年度)	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	1	
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	2.1%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	0	
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	1	
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	2.1%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	0	
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	1	
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	2.2%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	-1	
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	-2.2%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	1	
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	2.2%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	-3	
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	-6.4%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	-2	
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	-4.3%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	2	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	4.2%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	0	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	-1	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	-2.1%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	31	2
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	4.3%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	—	23	23	24	25	1
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	2.1%
	マニュアルの作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—
		構成割合	63.8%	—	—	—	—	—
	業務指針の作成	都道府県数	—	22	25	25	25	0
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	0.0%
対応フロー図の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	-1	
	構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	-2.2%	
事例集の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	5	
	構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	10.6%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	-1	
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	-2.1%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	-1
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	-2.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	15	14	-1
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	-2.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	14	13	-1
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	-2.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	12	0
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	0.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料 2-1 附則第 2 条関係団体ヒアリング当日資料

- ①全国特別支援学校長会
- ②社会福祉法人 日本保育協会
- ③公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
- ④公益社団法人 日本精神科病院協会

①全国特別支援学校長会

平成30年1月26日

全国特別支援学校長会
会長 横倉 久

障害者虐待防止法に関する関係団体ヒアリングの事前質問事項について

障害者虐待防止法の附則第二条「障害者虐待防止法における学校の義務」について、下記のとおり意見を述べる。

記

【質問1】

ア. 教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について（実施している場合、対象、頻度、研修内容等）

1 専門性の向上及び理解啓発の取組について

特別支援学校においては、職務行動の全てが、障害及び障害者に関する理解を深めるための研修といえる。さらに、年間を通じて教職員の特別支援教育に係る専門性向上のための研修を実施している。また、特別支援学校のセンター的機能による地域への理解啓発も日常的に行っており、地域からの高い評価もえている。

2 具体的な研修について

体罰及び不適切な指導防止研修：年1回（体罰及び不適切な指導防止講話及びワークシート、自己点検と管理職面接）

いじめ防止調査：年3回（児童・生徒アンケート、いじめ対策委員会による分析・評価と対応の検討）

服務事故防止研修：年2回（服務事故事例の中の体罰及び不適切な指導についての研修）

日常的な管理職からの体罰及び不適切な指導禁止の講話：職員朝会・職員会議等において随時

※研修の回数やテーマは異なるが、全国で同様の取組が幅広く実施されている。（別紙参照）

イ. 就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

虐待に関する相談（学校で言うところの体罰及び不適切な指導）は、校長に集約される。対応すべき事案が生じた際には、迅速に事実の確認を校長自らがを行い、校長の責任と判断で関係者会議を設定すると共に、対応策を協議し、児童生徒の「安全を確保」する。ここで対応した一連の「事実確認の内容」「対応策とその結果」「児童生徒の状況」等については、教育委員会(設置者)へ報告する。

一方、教育委員会へ直接情報提供がされる場合については、教育委員会の助言を踏まえ、校長は必要な関係者会議を設定し対応し、教育委員会へ結果や状況を報告する。

※全国において同様の取組が幅広く実施されている。（別紙参照）

参考 「体罰の定義」（平成 26 年度 東京都）

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。

この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。また、暴言や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

ウ．就学する障害者に対する虐待に対処するための措置について

学校においては、体罰及び不適切な指導の根絶及び虐待の防止が最優先課題である。そのため、校長は、自らのリーダーシップの下、学校において以下のことを行っている。

体罰及び不適切な指導防止研修：年 1 回（体罰防止講話及びワークシート、自己点検と管理職面接）

服務事故防止研修：年 2 回（服務事故事例の中の体罰及び不適切な指導についての研修）

日常的な管理職からの体罰及び不適切な指導禁止の講話：職員朝会において随時

児童生徒及び保護者からの聞き取り：児童生徒及び保護者へのアンケート調査

※研修の回数やテーマは異なるが、全国で同様の取組が幅広く実施されている。（別紙参照）

エ．その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

ネグレクトが疑われる不登校の場合、学校との関係が断たれると、支援の手立てが全くなくなるケースがある。原則にとらわれずに、子ども家庭支援センターや児童相談所とのさらなる連携を行うことで、支援の必要な家庭に対して、様々な角度から適切に支援を行うことが求められる。

※全国で同様の取組が幅広く実施されている。（別紙参照）

【質問2】

学校を障害者虐待防止法の通報対象にするべきか否かについて、貴団体のご意見とその理由について具体的にお聞かせください。

学校においては、学校教育法第11条の規定及び「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日 文部科学省通知)等の法令や通知を持ち出すまでもなく、「体罰や不適切な指導」があってはならない。また、学校においては、体罰及び不適切な指導の根絶及び虐待の防止は最優先課題であり、校長のリーダーシップの下、教職員に対して「体罰や不適切な指導」を起こさせない研修等の実施や組織的対応力の充実・強化に取り組んでいる。

一方、「体罰や不適切な指導」が生じた際の対応については、定められた手続きに則って行われており、軽微な「体罰や不適切な指導」の案件についても教育委員会(設置者)に報告されている。

学校の「通告義務対象化」の議論は、保護者が行う虐待については、児童虐待防止法により通報義務があるが学校(教職員)が児童生徒に対して体罰及び虐待を行った場合に、そのことが表面化しにくく、問題である」という指摘に由来している。特別支援学校における「体罰や不適切な指導」等について校長は、軽微な案件を含めて教育委員会(設置者)に報告をしている。福祉部局にも共有する必要があるということであれば、校長から教育委員会(設置者)に報告された中身を教育委員会と福祉部局の担当部署と情報共有することで足りるのではないかと考える。是非とも情報の共有化を推進していくべきである。

ところで、特別支援学校においては、発達障害の児童生徒のいわゆるパニック状態になった際に、体罰及び不適切な指導とならぬように、どのようにして児童生徒の安全を確保するかは、大変に大きな課題として受け止めている。体罰及び不適切な指導防止研修を行った際には、教員から児童生徒のパニックに対する指導が、周囲から体罰及び不適切な指導と見られているのではないかと心配な声が複数聞かれる。予定が変更された時、思い通りにならなかった時、以前にあったことがフラッシュバックされた時など、児童生徒は様々な理由でパニックを引き起こす。その際の身体的な力は普段の児童生徒のものよりもはるかに大きく、相手の行動を理解して受け止めてというような指導の範囲を超えることがある。まずは当該児童生徒の安全とその周囲の安全を図るために、瞬時に対応をすることが必要となる。

そのような様子を、虐待ととらえ、通報されることで、教員は委縮し、児童生徒の安全を全力で守り切ることの障壁となる可能性がある。

また、特別支援教育は、全ての学校において実施されており、健常者と障害者が共に学ぶ学校がある。その場合、障害者への虐待だけ通報義務が生じ、それ以外の健常の児童生徒に対しては通報義務がないことは、教育を行うものにとって、非常に困難が生じる。

【質問3】

貴団体において、学校における障害者虐待の実態(件数、内容、その後の対応等)を把握していれば、その内容をお聞かせください。

学校の教職員による虐待の実態は、「体罰及び不適切な指導」として、各県教育委員会(設置者)より「メール」「通知」等形態はさまざまであるが、個々の事例について具体的に情報提供されている。各校長は、教職員一人一人に対して、体罰及び不適切な指導防止の観点から、常に教職員に対して人権に配慮した適切な指導を行うように指導をしている。

参考資料 虐待防止研修の実態について

質問	ア. 教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について(実施している場合、対象、頻度、研修内容等)	イ. 就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について	ウ. 就学する障害者に対する虐待に対処するための措置について	エ. その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について
関東・甲越 A県	I 特別支援学校においては、職務行動の全てが、障害及び障害者に関する理解を深めるための研修といえる。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した地域への理解啓発も日常的に行っており、地域からの評価も高い。 II 具体的な研修について(全教員対象) ① 体罰及び不適切な指導の防止研修: 年1回(体罰及び不適切な指導の防止講話及びワークシート、自己点検と管理職面接) ② いじめ防止調査: 年3回(児童・生徒アンケート、いじめ対策委員会による分析・評価と対応の検討) ③ 服務事故防止研修: 年2回(服務事故事例の中の体罰についての研修) ④ 日常的な管理職からの体罰及び不適切な指導禁止の講話: 職員朝会において随時	・虐待に関する相談(学校で言うところの体罰及び不適切な指導)は、校長に集約される。校長の判断で各都道府県教育委員会へ報告し、関係者会議を設定、対応を協議して児童生徒の生命を守る。 ・校長を飛び越えて、教育委員会へ情報提供がされる場合もある。その際は、教育委員会の指導の上、校長は必要に関係者会議を設定し対応し、教育委員会へ報告する。	・学校においては、校長が虐待の防止を実施することを求められている。そのため、校長は、学校において以下のことを行っている。 ① 体罰及び不適切な指導の防止研修: 年1回(体罰及び不適切な指導の防止講話及びワークシート、自己点検と管理職面接) ② 服務事故防止研修: 年2回(服務事故事例の中の体罰についての研修) ③ 日常的な管理職からの体罰及び不適切な指導禁止の講話: 職員朝会において随時	・学校運営連絡協議会学校評価により、全保護者、全教職員、関係機関より学校経営に関するアンケート調査を毎年1回実施している。この中には、体罰及び不適切な指導に関する項目があり、多方面から情報を収集し、一つ一つ丁寧に対応することにより障害者に対する虐待の防止に努めている。 ・ネグレクトが疑われる不登校の場合、学校との関係が経たれると、支援の手立てが全くなくなるケースがある。原則にとらわれずに、子ども家庭支援センターや児童相談所とのさらなる連携を行うことで、支援の必要な家庭に対して、様々な角度から適切に支援を行うことが必要と考える。
中国・四国 B県	・年3回、学校独自に教職員を対象に、生徒及び保護者への対応力を高めるための研修を行っている。その内容の中には、差別解消法や児童の権利条約等の内容も扱っている。 ・いじめに関する生徒対象のアンケートを実施している。(年3回程度)疑われるものについては、きちんと聞き取り、いじめ対策委員会による分析・評価をし、対応している。 ・日常的に体罰及び不適切な指導禁止に関する講話をし、教職員の意識を高めている。	・虐待等に関する相談(学校で言うところの体罰及び不適切な指導等)は、校長に適宜報告されている。速やかに校内での関係者会議を開き事実を確認し、県教育委員会へ報告し、指導を受けながら対応をしている。 ・保護者等によって、教育委員会等に直接情報提供がなされた場合は、速やかに関係者会議を開き、事実確認をして、教育委員会に報告する。また、外部への対応については、教育委員会と連携しながら対応する。	・学校において、虐待、体罰等は絶対に許されないものであり、このことについて校長は高い意識をもって取り組んでいる。 ① 体罰及び不適切な指導の防止研修: 年2回程度(体罰及び不適切な指導等の防止に関する講話、実際の対応場面を想定したワーキング研修、自己点検・管理職面接) ② コンプライアンス研修: 年2回程度(法令等の周知、信頼される服務のあり方等) ③ 日常的な管理職の講話: 職員朝会において随時、このことについての講話も行い、意識を高めている。	・学校評価により、全保護者、全教職員、関係機関より学校経営に関するアンケート調査を年2回程度実施している。この中には、不適切な指導等に関する内容も把握できるようにしている。 ・入学時に前籍校からの引継ぎを丁寧に行い、防止を図る上での重要な資料を得ている。 ・児童相談所等との連携により、支援の必要な家庭に対して、様々な支援を行うよう努めている。
九州 C県	1障害理解に関して、各学校内での研修、特別支援学校等が計画して地域の学校に案内をする研修、県が計画する研修、教育センターの研修講座等多岐に渡っている。 2いじめ・体罰(不適切な指導を含む)についての研修 ①各学校でいじめ・不適切な指導(体罰)に関する研修を少なくとも年に1回は開いている。 ②いじめ・指導に関する本人・保護者アンケートの実施を年に2回から3回実施し、情報収集を行う。そこでの情報で更に聞き取りを行い、校内委員会、外部委員を入れた委員会を行い、県への報告、重大な事案については、県教委の入った委員会を行うようになっている。 ③職員朝礼や職員会議等で、県内外の起こった事案の説明や注意喚起を行う。	いじめ・体罰についての相談 ①いじめ・指導に関する本人・保護者アンケートの実施を年に2回から3回実施し、情報収集を行う。そこでの情報で更に聞き取りを行い、校内委員会、外部委員を入れた委員会を行い、県への報告、重大な事案については、県教委の入った委員会を行うようになっている。(左欄の②と同様) ②保護者に校内のハラスメント防止体制を公表し、保護者が随時相談できる校内体制をとっている。	2いじめ・体罰についての研修(一番左の欄に同じ) ①各学校でいじめ・不適切な指導(体罰)に関する研修を少なくとも年に1回は開いている。 ②いじめ・指導に関する本人・保護者アンケートの実施を年に2回から3回実施し、情報収集を行う。そこでの情報で更に聞き取りを行い、校内委員会、外部委員を入れた委員会を行い、県への報告、重大な事案については、県教委の入った委員会を行うようになっている。 ③職員朝礼や職員会議等で、県内外の起こった事案の説明や注意喚起を行う。	①いじめ体罰等防止委員会(各校年2回開催 外部委員(スクールカウンセラー、評議員代表、保護者代表)出席)でその年の状況についての公表と説明。いじめや体罰があった場合は臨時に開催。②いじめが疑われる事案については、状況によって福祉課、児童相談所、警察へ情報提供。

質問	ア. 教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について(実施している場合、対象、頻度、研修内容等)	イ. 就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について	ウ. 就学する障害者に対する虐待に対処するための措置について	エ. その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について
北海道・東北 D県	I 本県における教職員の基本研修に特別支援教育が組み込まれており、小中学校・高等学校・特別支援学校、全ての教職員が障がい及び障がい者に関する理解を深めるための研修を受講している。また、県教育委員会主催による県民を対象とした特別支援教育講演会を毎年県内3地区で開催したり、特別支援学校のセンター的機能の中で地域への理解啓発も行っている。 II 具体的な取組について ① 体罰及び不適切な指導の防止研修 ・各ライフステージごとの基本研修:体罰及び不適切な指導の防止に関する講話等 ・アングーマネジメント研修(管理職及び生徒指導担当教員):感情のコントロール方法等 ② いじめ問題についての定期校内調査(年2回):児童生徒を対象としたアンケート調査、いじめ対策委員会による分析・評価と対応の検討 ③ 体罰防止セルフチェック10項目シート(県教育委員会作成)の活用 ④ コンプライアンスに関する研修等 ・職員朝会、職員会議、随時等:体罰及び不適切な指導の防止に関する管理職からの注意喚起 ・毎月の職場内研修:定例職員会議での職員輪番制によるコンプライアンス講話(コメント、体験、情報提供等) ・コンプライアンス研修会(年2回実施)	I 児童虐待を防止するため、県が「児童虐待防止アクションプラン」を策定している。県民、児童福祉関係機関等が緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定。 II 県教育委員会が学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上、及び東日本大震災津波で心にダメージを負った幼児児童生徒のこころのサポートを図ることを目的として、スクールカウンセラー配置事業を実施している。この事業を活用し、虐待や体罰などの相談にも対応している。	I 体罰や行き過ぎた指導を行うことがないように、県教育委員会が実施している研修等への積極的な参加と校内研修会等の実施。 II 取組例 ① いじめ問題についての定期校内調査の実施 ② 体罰防止セルフチェック10項目シートの活用 ③ 体罰及び不適切な指導の防止に関する管理職からの注意喚起 ④ 職員輪番制によるコンプライアンス講話(コメント、体験、情報提供等) ⑤ コンプライアンス研修会 ⑥ 情報共有 ・体罰、虐待などに関する新聞記事等を活用した注意喚起	I 全ての児童生徒、保護者、教職員を対象に学校評価を年1回実施している。このアンケート調査回答に体罰及び不適切な指導が疑われる等の情報が入っている場合には速やかに対応することになっている II 家庭での虐待等が疑われる場合は、居住地の福祉・保健・子育て支援・療育担当部署、前籍校及び教育委員会、児童相談所、警察等と情報を共有し、必要に応じて支援会議を開催するなど、関係機関のより緊密な連携のもと、多面的な家庭支援が求められている。
中部 E県	I 特別支援学校においては、職務行動の全てが、障害及び障害者に関する理解を深めるための研修といえる。(児童生徒、普通教育に携わる教職員) ○特別支援学校のセンター的機能を活用した地域への理解啓発も日常的に行っている。:各学校で年間数十件、児童生徒や教職員対象、障害体験等 II 具体的な研修について(教職員対象) ① いじめや人権といった観点からの研修:年1回程度、管理職や教職員対象、障害当事者による講演等 ② 障害や特別支援教育の理解を図るための研修「特別支援教育入門」:年1～2講座、管理職や教員対象、具体例を示しての講習	・虐待に関する相談(学校で言うところの体罰及び不適切な指導)は、校長に集約される。校長の判断で県教育委員会へ報告し、関係者会議等を設定、対応を協議して児童生徒の生命を守る。 ・校長を飛び越えて教育委員会へ情報提供がされる場合もあるが、その際は教育委員会の指導のもと、校長は必要な関係者会議等を設定して対応する。また、経過や結果について教育委員会へ報告する。 ・各特別支援学校には相談部門があり、校内や関係者からの相談にのっている。また、特別支援教育センターの相談部門では、県内全域からの相談にのる体制が整えられている。	・学校においては、校長が虐待に対処する責任を負っている。そのため、校長は、学校において次のような体制整備や対応を行っている。 ① 「いじめ対応委員会」や「いじめ対応サポート班」を組織し、いじめや虐待等の問題が起きた、あるいは起きている可能性があると考えられる場合には、緊急に個別の案件に応じた対応を取っている。:必要時、必要回数、校内教職員等が中心 ② 日常的な管理職からの体罰及び不適切な指導禁止の講話等:職員会議等において随時	・定期的に「いじめ対策委員会」等の会議を開き、その中で虐待を含めた不適切なかかわりの事例がないか報告し合い、日ごろの虐待防止に努めている。 ・毎月の職員会議の際に「気がかりな子どもについての報告」を行い、虐待を含めた不適切なかかわりの兆候等を未然に把握するように意識付けを行っている。 ・子どもたち一人ひとりについて、それぞれの関係者が情報交換を密に行うことで虐待やそれにつながるような状況の把握に努めている。また、必要があればすぐにケース会議等を開いて、外部の関係者を含めた対応を取っている。

質問	ア. 教職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について(実施している場合、対象、頻度、研修内容等)	イ. 就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について	ウ. 就学する障害者に対する虐待に対処するための措置について	エ. その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について
関東・甲越 F県	1「虐待」と学校の体罰・行き過ぎた指導あるいはいじめが微妙に関連し合っている現状にあります。学校のなかにおいて「虐待」という言葉ではとらえていないため、体罰・行き過ぎた指導などと区別して考えている。 2関係者への研修会の実施 ①教職員向けの研修： ○発達障害等に係る講演会の実施(必要に応じて) ○各校の特別支援教育に係る修会について全県的に案内し参加者を募っている。(年間2回～3回) ②保護者向けの研修： ○学校単位の障害の特性等の講演会(年間1回～2回) ○PTA主催による理解啓発研修会(年間3回～5回) ③地域関係者向けの研修 ○学校説明会の実施(年間2回程度) ○学校公開時の理解啓発研修会(各校1回程度)	1本県においては、権利擁護・虐待防止のために「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(茨城県障害者権利条例)が、平成27年4月1日から施行され権利擁護センターや各市町村に障害者虐待防止センターが設置されており、虐待の相談等に当たっている。 2体罰等に関しては、県内の各地域において「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」を設置して、広く相談や情報提供に応じることを通して、いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期解消を支援している。	1本県では平成27年度からコンプライアンス推進委員会を立ち上げ、弁護士をはじめ大学教授、企業危機管理担当者、学校、PTA、県教育委員会関係者が一堂に会し、教職員のコンプライアンス(法令遵守)意識の向上のため、懲戒処分事例や学校等の取り組み状況について意見交換を行っている。 2各学校ではコンプライアンス委員会を設置し、体罰を含む事案について外部識者を招へいするなどして年間を通して研修を実施している。委員会の他に全職員で不祥事案について考える研修会(年間3～5回)を行い成果を上げている。	1本県では、教職員の体罰に関する意識向上をねらいとして、「学校の生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を実施し、その結果を体罰防止に向けた意識改革の機会と捉え、今後の指導方法改善のために、「体罰防止マニュアル」を作成した。(平成25年8月)
近畿 G県	1 教職員研修資料による自己チェック ・体罰に関する自己チェックを行い、常に自己の姿勢を見直している。(資料:NO!体罰、兵庫県教育委員会) 2 多くの県内特別支援学校においては、障害理解のため全職員研修を年間10回以上、その他任意・選択研修等を含め合計50回以上程度は研修を行っているのが普通である。 3 具体的な研修について(全学校・全職員対象) ①服務規律研修:年1回以上。体罰・不適切な指導、スクールセクハラ等の非違行為に関して、職場研修資料「教職員の処分について」を用いた研修を実施している。 ②人権研修:体罰・いじめ等、児童生徒の人権に関わる課題についての研修を行う。(各校年1回程度) ③管理職から不適切な指導に関する講話や指導を適宜行う。 (④いじめ等を含む生活アンケートを年間3回実施。)	・虐待や体罰(不適切な指導)に関する相談は、校長に集約される。家庭等での虐待は児相(子ども家庭センター)や市の福祉部局に通報する。体罰等に関しては校長から県教委へ報告する。関係者会議を設定、対応を協議する。 ・情報が教育委員会へ直接情報提供される場合もある。その際は、教育委員会の指導の上、校長は必要な関係者会議を設定し対応後、教育委員会へ報告する。 ・いじめ、虐待、体罰等に関しての相談窓口は県内に数多くあり、整備されている。(教育委員会・福祉部局・警察・人権関係等) 障害児童生徒に関しては県立特別支援教育センター・ひょうご学習障害相談室やひょうごつ子悩み相談センター等が担当する。対応ネットワークが全県と市町単位に設置され相互協力し組織的に対応する。	・アの回答(研修等) ・体罰等不適切な指導があった場合には、県教委による処分決定後、処分に応じ1～5日の体罰再発防止研修を実施する。それ以外に、校内では校長が事後指導を行い評価等県教委に報告する。 ・校内での再発防止に関しては、「モラル向上委員会」(名称は各校様々)を中心にした体罰防止研修や人権研修を行う。	・学校評価を年間1～2回実施。学校経営について保護者・教職員へのアンケート、及び学校関係者アンケート又は意見聴取による学校評価。評価項目にいじめ・人権意識を含む。 ・被虐待の疑いのある児童生徒に関して、子ども家庭センターや市町福祉部局・教育委員会等と連携を取り、適宜ケース会議等を開催し支援方法を検討する。

障害者虐待防止法の検討について

平成30年1月26日
社会福祉法人 日本保育協会

【質問1】

障害者虐待防止法

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第30条 保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待防止法では、第30条で保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等について上記のように規定しています。当条文に定める以下の4点について、貴団体では具体的にどのような措置を講じているかをお聞かせください。

ア．保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について
（実施している場合、対象、頻度、研修内容等）

→ 保育所の保育士等を対象に障害児保育の研修を協会独自に平成27年度から開催（それ以前は国庫補助として実施）している。

＜研修内容＞

平成29年度は発達障害を中心に以下の内容で実施

- ・発達障害の子どもの特性の理解
- ・発達障害の子どもへの支援方法と理論
- ・発達障害の子どもへの保護者の理解
- ・保護者と子どもとの関わりを支える保育
- ・発達障害の子どもへ保育実践

＜研修場所等＞

- ・開催地 東京・大阪
- ・実施回数 各一回、各二日間
- ・参加者数 556人

→ 平成29年度より、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、専門分野別研修の一つとして「障害児保育」が定められ、都道府県においても同様の研修が行われることとなっている。

イ. 保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

→ 障害の有無に関わらず、保育所に通う子どもについては、「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号。以下「保育所保育指針」という。）にあるとおり「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」となっている。

また、相談を含む子育て支援の基本的な事項は、保育所保育指針第4章で規定されている。

※ 「幼保連携型認定こども園」についても、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示）により、同様の規定となっている。

→ これら保育所保育指針の趣旨や児童虐待防止の対応については、各種研修会などを通じて行っている。

→ 要保護児童対策協議会（28.4.1現在、総数1,727）には関係機関として1,459箇所の保育所及び607箇所の幼保連携型認定こども園が参画しているところである。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ）

ウ. 保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置について

→ 障害の有無に関わらず、保育所に入所する子どもに虐待が疑われる場合は、保育所保育指針にあるとおり、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとしている。

エ. その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

- 上記イ、ウの対応をとるためには、市町村及び児童相談所等の関係機関及び専門機関との定期的な連携が重要である。また保護者に育児不安等が見られた場合には個別の支援を行うよう努めることとなっている。
- また、すべての保育所を利用している家庭からの苦情に対応するため、第三者委員や苦情相談窓口の設置などに努めているところ。

【質問 2】

保育所等を障害者虐待防止法の通報対象にすべきか否かについて、貴団体のご意見とその理由について具体的にお聞かせください。

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省告示 63 号）に基づき、障害のある子どもを含め、保育所に通う子どもに対する虐待等は禁止されており、これに違反した場合、改善勧告・改善命令や事業停止命令、認可取消しを受けることとなっている。
- ※「幼保連携型認定こども園」についても、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省省令 1 号）により、同様の規定となっている。
- 仮に、保育所等を通報対象とする場合は、障害の有無に関わらず、かつ、学校や放課後児童クラブ等との整合性をとる必要があると考えている。

【質問 3】

- ①貴団体において、保育所等における障害者虐待の実態（件数、内容、その後の対応等）を把握していれば、その内容をお聞かせください。

→ 「平成 27 年度福祉行政報告例」（厚生労働省）の市町村児童虐待相談対応件数及び経路別件数の推移によれば、総数は 103,286 件で、うち保育所から通報のあった虐待相談件数は 6,505 件※となっている。

※ 障害児に限らない保育所が通報した虐待相談件数であり殆どが家庭の虐待が疑われる事案と思われる。

→ 「保育所における障害児の受け入れ状況について」（厚生労働省）によると、障害児（軽度障害児を含む実障害児数）の保育所での受入児童数は、60,174 件となっており、同年 4 月 1 日付の保育所入所児童数 2,159,357 名の 2.8%となっている。

- ②保育所等における障害者虐待の実態を把握されていない場合は、今後、実態把握をどのように行うべきか、貴団体のご意見をお聞かせください。

→ 障害の有無に関わらず保育所等における児童虐待の実態及び対応については様々な形で把握されているところである。

③公益社団法人 日本精神神経科診療所協会

障害者虐待防止法附則第 2 条に規定する各機関等における虐待防止の状況に関する
関係団体ヒアリング ご質問事項・ご回答シート
〔医療機関〕

日本精神神経科診療所協会 様

※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）を「障害者虐待防止法」と記載する。

【質問 1】

障害者虐待防止法

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第 31 条 医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

①障害者虐待防止法では、第 31 条で医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等について上記のように規定しています。当条文に定める以下の 4 点について、貴団体では具体的にどのような措置を講じているかをお聞かせください。

ア. 医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について

（実施している場合、対象、頻度、研修内容等）

イ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

ウ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置について

エ. その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

※ア～エについて、それぞれご記入をお願いします。

- ア. 当協会としては特に研修等行っていない。各医療機関の取り組みに任せている。
- イ. 当協会として特に相談窓口は設けていないが、相談があれば事務局が窓口になり対応している。重大な問題があれば顧問弁護士に相談したり、倫理委員会に諮る場合もある。
- ウ. 障害者に対する虐待が明らかであれば、関係機関(保健所、市町村役所等の障害担当、警察)などと協議して対応を行う。
- エ. 精神科診療所では、問題となるケースは少ないが、障害者の権利が守られるようなチェック機関が必要である。また、診療所にあっても患者さんに虐待がないか十分注意する必要がある。最近は障害者雇用などで就労している患者さんも多いが、就労現場で差別や虐待などがないか注意していく必要があるものと思われる。

②上記ア～エの措置の実施状況に関する実態を把握することについてご意見をお聞かせください。

基本的には、アンケートや実態調査を行う必要があるものと思われる。
専門職である医師や看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、介護福祉士などは倫理についても教育されてきているが、それ以外の無資格者などが十分な研修を受けていないことが多いことが問題である。

【質問 2】

医療機関を障害者虐待防止法の通報対象にするべきか否かについて、貴団体のご意見とその理由について具体的にお聞かせください。

法の趣旨に則れば当然医療機関も通報対象にするべきであるが、治療関係を損なう恐れもあり慎重に行う必要がある。精神科の場合精神保健福祉法で、病状によっては精神保健指定医の判断で、非自発入院、隔離、拘束、行動制限等が認められており、判断が難しいケースもある。障害者本人が被害妄想などを認め、虐待されていると訴えている場合もあり、判断が難しいことがある。また、障害者から家族などが暴行を受けているケースも見受けられ、それが虐待につながることもある。状況を精査したり、慎重な対応が必要である。

【質問 3】

貴団体において、医療機関における障害者虐待の実態を把握していれば、その内容をお聞かせください。

特にそのような事実把握していない。

【質問 4】

医療機関における障害者虐待の実態把握を行うことについて、貴団体のご意見をお聞かせください。また、実態把握をする必要がないとお考えの場合には、その理由をお聞かせください。

質問 2 で既に述べたとおりであるが、精神科の特殊性を考慮しても実態把握を行うことは必要であると思われる。

関係団体ヒアリングの事前質問事項について
〔医療機関〕

※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）を「障害者虐待防止法」と記載する。

【質問 1】

障害者虐待防止法

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第 31 条 医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待防止法では、第 31 条で医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等について上記のように規定しています。当条文に定める以下の 4 点について、貴団体では具体的にどのような措置を講じているかをお聞かせください。

ア. 医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発について
（実施している場合、対象、頻度、研修内容等）

当協会としては、会員病院の職員が精神科医療に従事する者として、精神障害や障害を持つ人たちについて理解を深めることは、当然のこととして希求されるべきと考えています。したがって、当協会の実施する各種研修においては、この点を考慮した内容を盛り込むこととしています。

イ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備について

会員病院においては、院内に「意見箱」を設置する等、利用者の意見聴取の取り組みを行っています。当協会としても、こうした取り組みを支援していきたいと考えています。

ウ. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置について

精神保健福祉法においては、第37条の2において、精神保健指定医が入院患者の処遇改善のために精神科病院の管理者に対して行う報告等の努力義務に関して規定しています。もちろんこれだけをもって十分な対処が行われているとは言えませんが、その他の職員に対しても、精神保健福祉法についての研修等を行うことにより、対処可能となると考えています。

エ. その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置について

【質問2】

医療機関を障害者虐待防止法の通報対象にするべきか否かについて、貴団体のご意見とその理由について具体的にお聞かせください。

仮に医療機関における障害者虐待に係る通報があった際には、精神保健福祉法等、医療機関に対応した法令により権限が行使されることになっています。

障害者施設においては、「緊急やむを得ない場合の強制力を加える行為」（身体拘束）は虐待にあたる場合があるとされています。翻って精神科病院においては、医療や保護において必要な場合の隔離や身体拘束等の行動制限は、精神保健福祉法に則り、精神保健指定医の診断に基づいた適正な手続きに基づき行われています。従前より、当協会では精神保健福祉法を遵守して、行動制限を適正かつ必要最小限なものとするよう努めてまいりました。したがって、精神科医療の現場においては、精神保健福祉法が遵守される限り、障害者虐待防止法の通報対象にする必要はない、と考えます。

【質問3】

①貴団体において、医療機関における障害者虐待の実態（件数、内容、その後の対応等）を把握していれば、その内容をお聞かせください。

当協会として、会員病院を対象とした実態調査を行ったことはありません。

②医療機関における障害者虐待の実態を把握されていない場合は、今後、実態把握をどのように行うべきか、貴団体のご意見をお聞かせください。

現状においては、当協会として上記の実態調査を行う予定はありません。むしろ、会員病院やその医療従事者に対する精神保健福祉法についての研修や啓発活動を行うことが、より実効的であると考えます。

参考資料 2-2 障害者団体ヒアリング当日資料

- ①公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会
- ②全国手をつなぐ育成会連合会
- ③一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
- ④日本障害フォーラム
- ⑤一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
- ⑥社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会

※157 頁～162 頁には、日本障害フォーラムに所属する団体から寄せられた意見も掲載している。

①公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会

ヒアリング項目に対する回答と意見

(1) 貴団体では、障害者虐待防止法附則第2条規定する各機関（学校、保育所等、医療機関、官公署等）における障害者虐待に関する相談やご意見等を受けていますか。受けている場合、その内容をお聞かせください。※事例は非掲載。

当連合会では、全国の家族、当事者、及び支援者、関係者を対象に、毎週、電話相談を行なっている。その相談員と当連合会各理事は、都道府県の各精神障害者家族会連合会や地元の地域家族会でも相談を受けている。

その相談内容では、精神科病院等の医療に対する訴えがかなりの数にのぼっている。

事例を通して感じることは、①地域における精神科病院は外部の目が入らない密室になっているため、中でどのようなことが行なわれても分からないという問題があること。この問題を解決できなければ、精神科単科病院の存続については、人権擁護の観点から厳しく検討されなければならない。②精神科医療機関を監視する実効性のある人権擁護機関が必要である。関係機関・関係者や政府から独立した外部の第三者人権擁護機関がぜひとも必要である。

(2) 貴団体では、障害者虐待防止法附則第2条規定する各機関（学校、保育所等、医療機関、官公署等）等における虐待防止を進めるにあたって、どのようなことが課題だと感じていますか。お聞かせください。

既に様々な資料、論文において、特に精神科病院における身体的虐待、経済的虐待を主とする虐待事例は報道される等明らかになっているものだけでも枚挙に暇がない。

平成23年第177国会における障害者虐待防止法の審議においても、第2条に係る医療機関を利用する障害者に対する虐待について第三者の通報義務等を規定にしていない問題点については複数の議員から質問があったにもかかわらず、政府の答弁は、「管理者に対して、職員等に障害者に関する理解を深めるための研修や虐待に関する相談体制の整備等、その防止のための措置を義務付けている」という的外れなものであった。多くの虐待事例が示すように、実際の虐待では組織的に実施されるものもあり、当該機関の管理者に義務付けるだけでは問題は解決しただけでなく、医療機関という閉鎖的な場で行われる虐待は隠ぺいされることが多く、またそのことが容易である。

また医療関係者の中には、虐待を医療行為と思い込み実施している事例もある。また、家族が質問したり、意見を述べても聞き入れられないことも多く、質問や意見を述べにくい環境であることは当会が実施した調査結果からも明らかである*。

さらに、通報義務がないこともあり、医療機関等における虐待の状況も明らかとなっていない。今後国際機関から統計的な報告を求められることも考えられるため、早急に調査体制を確立するべきである。

このことから、第三者による通報義務こそが、このような閉じられた場所での虐待を明らかにする唯一の方法であり、必ず法律に盛り込まなければならない内容であると考えます。

さらに、そもそも障害者虐待防止法は、相談・審議のできる独立した第三者機関を設置しておらず、監督省庁からの措置に留まっている。通報された事案が虐待にあたるかどうかを審議する第三者機関の設置が必要である。

*「病名や治療方法について、家族への十分な説明がなかった」42.1%（平成21年度調査）

②全国手をつなぐ育成会連合会

障害者虐待防止法附則第2条に関するヒアリング資料

全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保厚子

(1) 貴団体では、障害者虐待防止法附則第2条規定する各機関（学校、保育所等、医療機関、官公署等）における障害者虐待に関する相談やご意見等を受けていますか。受けている場合、その内容をお聞かせください。※事例は非掲載。

(2) 貴団体では、障害者虐待防止法附則第2条規定する各機関（学校、保育所等、医療機関、官公署等）等における虐待防止を進めるにあたって、どのようなことが課題だと感じていますか。お聞かせください。

当会では、教職員による学校における障害者虐待は事例にも述べたとおりであることと過去にも特別支援学校や特別支援学級での教職員による虐待が数多く報道されており、早期通報及び早期対応による権利救済の必要性が強いと認識しております。障害者虐待防止法第29条では、学校長は、教職員等の関係者に対する障害理解のための研修の実施や、虐待に関する相談体制の整備、虐待に対処するための措置等障害者虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとするされています。そもそも障害者虐待防止法の通報の対象に学校における障害者虐待が対象になっていないことを問題と考えております。

学校現場では、学校教育法第11条により体罰は禁止されていますが、虐待の適用範囲はより広範であり、同条と虐待防止法の趣旨も異なります。学校長には体罰発生時の場合により告発義務が存在しますが（刑事訴訟法第239条第2項）、対象は犯罪に限られ、障害者虐待防止法に規定されるような通報義務や通報手続は存在しません。

また、学校における障害者虐待は、その障害特性から、自らが受けている行為が虐待であると認識できずそもそも訴えがなされないという点に加え、周囲の児童生徒もまたその障害から発見・報告に結びにくい、特別支援学校や特別支援学級では教室の物理的環境から虐待が発見されづらいという点が存在し、通報の対象とする必要性が特に高いといえます。

したがって、障害者虐待防止法の施行後3年の見直しの対象として、通報の対象として家庭・施設・職場における虐待に加えて「学校」における虐待を含める改正を行うよう要請します。

また、学校内における虐待防止のための体制整備として、障害理解に関する研修及び体罰に限らない障害者虐待に関する研修の徹底、虐待防止委員会の設置、虐待防止措置の公表などを各校において進めるよう指導を徹底されるべく要請します。

「学校での虐待防止措置の積極的な公表を」（手をつなぐ2017年3月号）

以上

③一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構

2017/10/23

障害者虐待防止ヒアリング

一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構
櫻田 なつみ

(1)障害者虐待に関する相談、意見等を受け付けているか。

- ・現在までにご相談、ご意見等は来ていない。

(2)虐待防止を進めるにあたって、どのようなことが課題だと感じるか。

- ・以下の3点が挙げられる。

- ①症状、障害特性への正しい理解がなされているのか。
- ②偏見をいかに解消していけるか。
- ③対等な立場になっているのか。

①症状、障害特性への正しい理解がなされているのか。

- ・一人ひとり症状や障害特性は異なる。
→環境や歩んできた人生が違うため。
- ・一方通行ではなく、共に「どうしていくか」を考えていく必要がある。

② 偏見をいかに解消していけるか。

- 偏見を感じることは少なくなっているが、ないわけではない。
- 自分自身や家族にも偏見がある。

③ 対等な立場になっているのか。

- 差別解消、偏見にも関わってくる。
- 医療機関などで違和感を感じる時がある。
- 「差別？」→「これってもしかして虐待？」

最後に

課題は他にもあると思う。
一方通行で虐待防止を考えるのではなく、
当事者の声に耳を傾けていただき、
共に虐待防止について考えていることを願っている。

ご清聴ありがとうございました

④日本障害フォーラム

2017年10月23日

日本障害フォーラム

障害者団体ヒアリング 意見

昨年発生した障害者施設における痛ましい事件は、社会に大きな影響を及ぼしており、障害者の虐待防止は、差別や偏見の解消とともに、社会全体が取り組むべき喫緊の課題です。

このことを踏まえ、障害者虐待防止法附則第2条の検討およびその結果に基づく法の見直し・改正は、次のことを含めて行ってください。

記

1 法第2条の「障害者虐待」に、学校、保健所等、医療機関、官公署等を加え、通報義務の範囲とすることを含め、障害者があらゆる形態の虐待から保護される措置を講じてください。

2 学校、保健所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待や人権侵害の公的な実態把握を速やかに行ってください。

3 障害者の虐待防止等の体制の強化にあたっては、虐待防止センターへの障害当事者によるピアサポートの導入や、通報者に対する法的な保護、また虐待防止や権利に係る第三者機関を含む、独立した調査対応の仕組みを設けることなどが必要であり、その実施のための議論と調整を行ってください。

4 附則第2条の検討およびその結果に基づく法の見直し・改正の過程に、幅広い種別の障害者およびその団体を参加させ、意見を聞いてください。特に、障害者権利条約の締約国として、虐待防止のためにどのような方策が必要であるか、障害者団体関係者を含めた会議体での協議を国において行ってください。

以上

平成 29 年 10 月 16 日

社会福祉法人
日身体障害者団体連合会
会長 阿部一彦

障害者団体ヒアリングに対する日身連の意見要望

1. 障害者虐待防止法について

○障害者権利条約の締約国として、虐待の防止、保護するための措置をとるとした条約の規定が保障されることについて、現在の国内の社会情勢に鑑み、どのような方策が必要であるのか、障害者団体関係者を含めた会議体での協議をもとに、進めていただきたい。

○現行法の成立過程においても課題であった、法第 2 条第 2 項「障害者虐待」に“学校”、“保育所”や“医療機関”等を加えることを含め、あらゆる形態の虐待から保護される措置が講じられるよう検討すること。

○都道府県・市町村における虐待の行為を受けた障害者に対する身体的及び心理的な回復のための措置（支援）の実態検証とともに、施設や事業所等における虐待を防止するための体制強化に関する問題点の把握に努めるとともに、課題解消にむけた対策を国においても取り組むこと。

2. 今回のヒアリングに対して；

我々の期待に反し、法律施行後 3 年を目途として検討が行われないまま、突然、JDF を含めた 6 団体のみに対するヒアリングが実施されることに違和感を感じています。特に、虐待に関する事件がマスコミ報道等でも大きな問題として取り上げられる社会情勢において、厚生労働省所管の委託事業として扱われることに対して抗議いたしたく思います。

障害者虐待防止法改正に関する要望

DPI 日本会議

1. 学校、保育所等、医療機関、官公署等を通報義務の対象としてください
現行法では上記の機関は通報義務がない。しかし、これらの機関でも虐待は起こっており、虐待防止の観点から通報義務は不可欠である。
2. 障害者虐待防止法附則第 2 条をふまえ、学校・保育所等・医療機関・官公署等における障害者虐待や人権侵害の実態を把握し、公表してください。
3. 虐待防止の実効性を高めるために、以下の項目を実施してください
 - (1) 施設や病院等にオンブスパーソンの仕組みを導入する。
 - (2) 都道府県に設置される権利擁護センターと市町村に設置される虐待防止センターの事業の中に、障害当事者によるサポート（ピアカウンセリングやピアサポート）を位置づける。
 - (3) 重大な案件に対しては、国が独自に調査委員会を立ち上げ、対応する仕組みを設ける。
4. 法改正のために、障害当事者が参画した検討会を設けてください。

障害者虐待防止法検討委員会によるヒアリングの意見書

日頃より障害者施策の推進に尽力をくださり、心より敬意を表します。

私たち全国「精神病」者集団は、日本障害フォーラムの会員組織であり、1974年に結成した精神障害者の個人及び団体で構成される全国組織です。

さて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）の附則第2条に基づき見直しのための検討が開始されました。検討開始を決めた多くの関係者に改めて敬意を表します。ヒアリングは、障害者権利条約の趣旨にもとづく障害当事者参画の補足的手段であり、この1回で終わることのないよう引き続きヒアリングの実施をご要望申し上げます。

現行の障害者虐待防止法には、医療機関と教育機関、官公機関等が通報義務の対象に含まれていません。精神科病院や慢性期療養病棟、特別支援学校などの機関は、障害者を主たる対象とした機関であり、通報義務のスキームから漏れてはならないと考えます。とりわけ通報義務のスキームの中で通報した場合には、通報者を匿名にする配慮などが法明文上で定められていますが、通報義務のスキーム外で通報した場合には、通報者を保護する法明文上の規定はありません。精神科病院内で入院者に対する虐待が発生し、職員が外部に通報した場合には、たびたび病院ぐるみで通報した職員を探し出し通報したことを咎めるようなことがおこなわれてきました。多くの職員は、それを恐れて虐待の事実を知っていても口を閉ざしてしまいがちです。こうした精神科病院内の力学相互作用に変更を加えるためにも通報義務のスキームにのせることは不可欠と考えます。

また、医療機関や教育機関、官公機関等を通報義務の範囲に含めることは、単に障害者の虐待防止を促進できるだけにとどまらず、来たるべき障害者権利条約の審査にあたって医療機関や教育機関における虐待件数・虐待内容を行政として把握し、回答していくことにつながる点でも重要な意味をもつものと考えます。

現行では、精神科病院内で虐待が発生した場合の救済策は、本人又は家族が処遇改善請求を出せる程度にとどまります。しかし、処遇改善請求では、①請求の内訳を把握できておらず、虐待件数等を行政として把握できない仕組みであること、②通報を義務と位置付けてナショナルデータにしていく能動的に実態把握をしようとする制度設計ではないこと、③職員等は請求できず、本人又は家族が請求できるまでに限定されていること、④身体拘束中に発生した虐待など処遇改善請求が困難な事例が存在し、何らかの方策で補う必要があること、⑤虐待死した場合でも入院者ではないため請求できず、虐待事案としての把握を困難せしめていることなどの点で不十分であり、虐待防止法の通報義務のスキームにのせなければ解決できない問題を多分に含んでいます。

この間にも、石郷岡病院の事件、神奈川県下の精神科病院で身体拘束中に心肺停止になったケリー・サベジさんの件、そして津久井やまゆり園事件など、痛ましい障害者虐待事件が

数多く発生しました。これら障害者虐待事件を深刻に受け止め、より実効性のあるかたちで虐待防止を推進するためにも、訪問による相談などの機能を有した独立した監視機関の設置・委員会が必要とされており、設置に向けて調整をはかることが急務であると考えます。

草 々

2017 年 10 月 23 日

全国「精神病」者集団

〒164-0011

東京都中野区中央 2—39—3

tel 080-6004-6848 (担当：桐原)

e-mail jngmdp1974@gmail.com

2016 年 2 月 9 日 厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

特定非営利活動法人日本障害者協議会(JD)

代表 藤井 克徳

障害者虐待防止法改正を求める要望

貴職におかれましては、日頃より障害者権利条約に基づいた政策の推進にご尽力いただいていることに心より敬意を表します。

2012 年 10 月、障害者虐待防止法が施行されました。しかし、新聞やテレビ等で連日のように、高齢者や子どもに対する虐待事件が報じられています。それは障害者についても同様で、施設、病院、雇用の場、そして家庭などで虐待が繰り返されています。

その上、虐待を発見し、自治体への通報義務を果たした障害者施設の元職員が、報道関係のインタビューに応じたことに絡み、施設の名誉を傷つけられたということで、施設から損害賠償を請求されるという事態まで起きています。通報者を“不利益取り扱い”しないとする障害者虐待防止法そのものを否定するかのよう出来事です。

障害者虐待防止法は、虐待行為を発見した人に、自治体など行政機関への通報義務を課しており、通報を受けた行政機関は、その現場に出向き、立ち入り検査あるいは立ち入り調査をしなければなりません。

障害者虐待防止法は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクトの 5 つを虐待の定義としました。まさに障害者が日常的に直面している問題です。

この法の施行により、福祉施設等の現場では、虐待防止についての研修を強化し、抑制の効果も少しずつ現れはじめています。一方で虐待そのものは隠れて行われることが多いため、なくなる傾向にあるとは言えない実態もあります。

現行の障害者虐待防止法の最大の問題点は、病院、学校、保育所等については、発見者の行政等への通報義務を対象外としていることです。

精神科病院は社会から隔離された場所にあることが多いことから、特に暴力などの虐待が起りやすい場となっています。病院、学校、保育所等を通報義務の対象外としていることは、障害当事者の観点からは、何ら合理的理由を見い出すことはできません。

また、前述のように通報義務を果たした人が理由はともかく損害賠償を請求されるという事態が発生すると、虐待行為を発見しても委縮して通報をためらうケースが多くなることも予想されます。現行の制度は不完全なもので、通報義務を迅速に履行してもらうためには、通報義務者に対する法的保護が今後必要不可欠になると考えられます。

いま、障害者虐待防止法施行から 3 年という見直しの時期が過ぎようとしています、障害者の置かれた厳しい状況を考えると、国会や政府は、虐待発見者の行政機関への通報義務を、病院、学校、保育所等をその対象に加える改正を行うべきであると考えます。そして虐待を根絶させる意味でも、通報者に対する法的保護をしっかりと定めることが重要である

と考えます昨年、石郷岡病院の看護助手による暴行・致死事件が 2 年後に発覚した例にみるように、今の虐待防止法は全く無力です。また、国や自治体は、精神科病院等、障害者を社会から隔絶分離しているあらゆる形態の施設について、すみやかにその実態を把握し公表していくことが重要です。

そして、特に社会から隔絶された病院や施設、学校、保育所等については、日常的にそれらを監視する第三者機関を設置していく必要があると思います。

以上の認識に立ち、虐待問題を障害者一人ひとりが抱える深刻な問題としてとらえ、下記のことを要望いたします。

記

1. 障害者虐待防止法の 3 年後の見直し時期が過ぎようとしている今、通報義務の対象に、病院、学校、保育所及び官公署を含める改正を行うこと
2. 精神科病院における虐待の実態を把握するため、すみやかに強力な調査を行うこと
3. 虐待を発見し、そのことを行政に通報した人に対して“不利益取り扱い”がなされないよう、しっかりとした法的保護の仕組みをつくること
4. 病院、施設、学校、保育所及び官公署を含め、障害者の生活に関わる全ての分野で、虐待や障害者の権利に関する第三者機関の設置を行うこと
5. 障害者虐待防止法の見直しについての検討の場が現状では不明である。障害のある人や家族、関係者が参加した公開の検討の場を設けること

以上

⑤一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
理事長 市川宏伸

障害者虐待防止法附則第二条に関する意見

現状認識

障害者虐待防止法の施行により、従来埋もれていた虐待が明かとなり障害者の権利擁護がなされてきたと評価。一方、障害者福祉施設従事者等による隠蔽も含めた悪質な虐待の例、あるいは通報した職員を管理者が名誉毀損で訴えるなど現在の虐待防止スキームでは適切に対応できないケースが増加しているのでないかと考える。これに関しては、障害者虐待防止法の抜本的見直しとなるので時間をかけて検討していくことが必要。

附則第二条に関する意見

法第二条は、「政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

学校、保育所等、医療機関に関しては、一八歳以下の児童については児童虐待防止法との整理が必要であるが、障害者虐待防止法で規定する虐待行為と同様の行為がこれら機関で頻発していることに鑑みれば、「障害者福祉施設従事者等」の「等」に学校、保育所等、医療機関を明示することが考えられる。あるいは「学校教員等」、「障害者福祉施設従事者等（保育所等を含む。）」「医療機関従事者等」と分けて明示することも考えられる。

⑥社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会

H29.10.23

「障害者虐待防止法附則第2条」に関するヒアリング

社会福祉法人
全国重症心身障害児（者）を守る会

- ・ 障害者虐待に関する相談や意見等を受けているか。
- ・ 障害者虐待防止を進めるに当たっての課題。

1 親の会の立場から

① 障害者虐待の事例

② 防止策等

2 施設運営の立場から

① 障害者虐待防止法に関する広報による趣旨の普及徹底

② 施設職員に対する虐待防止に関する取組の強化

- ・ 法人施設運営の基本理念の周知
- ・ 内部研修・外部研修の実施
- ・ 虐待防止チェックリストの実施

③ 福祉サービス第三者評価制度の活用

- ・ 利用者（保護者）アンケートの実施、内容の拡充

④ その他（参考資料：自己チェックリスト）

(参考資料)

利用者の権利と生命の尊厳を守るために

障害児（者）にかかわる職員のための 自己チェックリスト

所属 第 病棟・外来・通所
職種 看護師・准看護師・保育士・指導員・歯科衛生士

氏名 _____

記入方法 各項目のチェック欄に
○（確実にできる）
△（時々できない）
×（できない）
／（体験したことのない項目）

〇〇〇〇センター

（医療型障害児入所施設・療養介護事業）

	チェック項目	7月	1月
接 遇 ・ 態 度 等	①虐待は、絶対に行ってはいけない事を理解していますか。		
	②利用者・家族に対し言葉づかい、礼儀、身だしなみに配慮し接していますか。		
	③利用者、家族、職員同士で挨拶をしていますか。		
	④利用者へのケア実施前後に声をかけていますか。		
	⑤利用者と関わる時は、眼の高さを同じにし、眼を見ながら話しかけるようにしていますか。		
	⑥利用者をまたぐことはないようにしていますか。		
	⑦利用者の訴え、サイン等を注意深く読み取るようにしていますか。		
	⑧利用者の自己決定を尊重するようにしていますか。		
	⑨個々に合った声かけ、スキンシップ等、積極的に働きかけていますか。		
	⑩〇〇さんと尊重した呼称で呼んでいますか。		
	⑪排泄等の情報交換をする際に、周囲に聞こえるような大きな声で行わないようにしていますか。		
	⑫利用者個々の問題については、カンファレンスで検討し、統一した対応をしていますか。		
	⑬利用者、家族、職員の悪口や非難等を話さないようにしていますか。		
	⑭他の職員が行った不適切な対応に対して、注意を促していますか。		
	⑮不適切な対応に対して、上司（上席職員）に報告・相談をしていますか。		
	⑯守秘義務を守っていますか。		
	⑰業務中の私話は、謹んでいますか。		
	⑱その時の気分次第で、利用者に対する態度が大きく変化しないようにしていますか。		
	⑲チームの一員として、自覚し行動していますか。		
	⑳自己の能力開発のために、勉強会・研修会・雑誌購読等、自己研鑽に努めていますか。		
	㉑自身の健康管理に努めていますか。		
	㉒物品（医療器具、医療材料）等の取り扱いに注意していますか。		
食 事	①献立を利用者に伝えていますか。		
	②利用者に言葉かけ、挨拶等をしてから食事介助をしていますか。		
	③食事は、主食・副食を極力混ぜないように介助していますか。		
	④利用者個人の嚥下機能に合わせて、介助していますか。		
	⑤日頃の摂取状況と異なる場合は、食事量を調整するなど利用者の体調を考慮して介助していますか。		
排 泄	①尿意・便意の意思表示、個人の機能や排泄リズム（パターン）に合わせた関わりをしていますか。		
	②便臭に気付いたり、利用者が泣いたり、夜間目覚めた時はおむつを確認し、汚れていたら交換していますか。		
	③おむつ交換時、排泄物や皮膚の状態等を観察していますか。		
	④汚れのひどい場合は、洗浄等でいつも清潔に気をつけていますか。		
	⑤トイレ誘導後は、10分以内に排泄の有無を確認していますか。		
	⑥おむつ交換時や排泄介助時に、利用者の心を傷つけたり、利用者が気兼ねしたりするような言動（失敗をとがめたり、怒ったり）をしないように気をつけていますか。		

	チェック項目	7月	1月
	⑦おむつ交換時やトイレ使用時には、プライバシーの保護に配慮していますか。		
	⑧汚れたおむつを、床や布団の上に直に置かないようにしていますか。		
	⑨トイレは、いつも清潔に保たれるように整理整頓に努めていますか。		
	⑩使用物品を速やかに片づけていますか。		
入浴	①入浴前後・裸の時など、タオルなどをかけて裸を人目にさらさないように、気をつけていますか。		
	②入浴時、機械の設定温度を確認していますか。		
	③シャワーや浴槽のお湯をかける時は、自分の手でお湯の温度を確かめていますか。		
	④お湯は、声かけをしながら下肢からかけるようにしていますか。		
	⑤眼、鼻、口、耳にシャンプー液や石鹸が入らないように配慮していますか。		
	⑥入浴時、全身の状態を丁寧に観察していますか。		
衛生・健康	①通常の状態を把握した上で、いつもとの違いの有無を確認するよう努めていますか。		
	②流涎、鼻汁、痰、眼脂等に気付いたら、直ぐに拭き、必要時更衣をしていますか。		
	③歯磨きは、口腔内をよく観察しながら丁寧にを行っていますか。		
	④耳垢に注意して観察していますか。		
	⑤髪剃り・爪きりは、傷をつけないように留意して行っていますか。		
	⑥衣類・リネンの汚れ、手足の汚れに気付いたら、その都度拭いたり、洗ったり、交換していますか。		
	⑦床の汚れ、水のこぼし等に気がいたら、直ぐに拭いていますか。		
	⑧車椅子の清潔に注意していますか。		
	⑨食事・歯磨き・排泄介助等ケアの前後に、適切に手指衛生を行っていますか。		
	⑩処置・ケア時に、両手袋をしていますか。		
	⑪外気温に留意し、衣類・室温を調節していますか。		
	⑫個々の状態に合わせて、寝具を調節していますか。		
環境・安全	①室内外の温度、湿度、換気、採光、騒音等、利用者の状態にあわせて調整し、安全で明るい環境を作っていますか。		
	②ベッド及び周囲の整理整頓に留意し、清潔に努めていますか。		
	③利用者の安全や非常時のことを考え、廊下を整理し、非常口に物を置かないようにしていますか。		
	④使用した器具（器材等）は、次の使用者がすぐ使えるように点検し、元の場所へ戻していますか。		
	⑤使用した器材の破損や不備な箇所を発見した時は、直ちに上司に報告していますか。		
	⑥睡眠中は、室温・寝具・体位等に十分な注意を払っていますか。		
	⑦夜間、職員の行動に伴う騒音（職員間の会話、話し声、靴音等）、明かり等で利用者の安眠を妨げないよう心がけていますか。		
	⑧夜間眠れない方に対して、適切な対処方法を考えていますか。		
	⑨マニュアルを厳守して行動していますか。		
	⑩危険を予知した行動を心がけていますか。		
	⑪利用者がデイルームにいる時は、必ず、職員が付き添うように配慮していますか。		

	⑫ベッド柵は、「下げます」、「上げます」と声をだして確認していますか。		
	⑬固定は安全保持の視点で行い、観察を行っていますか。		
	チエック項目	7月	1月
	⑭やむを得ず固定が必要な時は、医師が説明をし、家族から同意を得ていますか。		
	⑮不明確あるいは新たな事態に遭遇した時等、自己判断せず、チームリーダーや医師に確認していますか。		
家族・地域・ボランティア	①利用者が希望する時は、家族と連絡をとれるように配慮していますか。		
	②家族が来院した際は、利用者の近況を含め、できるだけ話をするようにしていますか。		
	③施設や職員について苦情や批判を受けた場合は、上司あるいは責任者に事情を正しく伝え、対応について相談していますか。		
	④金品を差し出されても、受け取ってはいけないことを知っていますか。		
	⑤訪問者を見かけたら、速やかに対応するようにしていますか。		
	⑥訪問者に、笑顔で挨拶をするようにしていますか。		
	⑦ボランティアや実習生に、利用者の個人的な事柄を、本人の前で話さないように心がけていますか。		
	⑧見学者に対し、不快な印象を与えるような言葉遣いや、態度に気をつけていますか。		
個人情報の取扱い	①個人情報が記載された紙や、パソコン、フラッシュメモリー、その他情報媒体で利用者の個人情報を施設外に持ち出していないですか。		
	②個人情報が記載された紙やカメラなどは、置き忘れの無いよう適切に使用していますか。		
	③個人情報が記載された紙を破棄するときは、メモ用紙などに再利用せず、シュレッダーにかけていますか。		
	④研究、離院届等に使用する写真を撮影するときや、広報誌等に写真を掲載するときは、家族の承諾を得る必要があることを知っていますか。		
	⑤電話による問い合わせ（利用者に関する）には、原則として答えてはいけないことを知っていますか。		
	⑥ご家族に他の利用者の情報を話したりしていませんか。		

確 認 印									

平成 29 年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業

平成 29 年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業
報告書

平成 30（2018）年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所